川辺町一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

川辺町

目次

第1編 はじめに	
第1章 基本的事項	1-1
1. 計画改定の趣旨	1-1
2. 計画期間	1-4
3. 適用範囲	1-4
4. 計画の位置づけ	1-5
5. 計画の進行管理	1-10
第2章 地域特性	1-11
1. 町の概要	1-11
2. 気候	1-12
3. 人口動態・分布	1-13
4. 土地利用	1-16
5. 産業の動向	1-17
6. ごみ処理の経費等	1-21
第2編 ごみ処理基本計画	
第1章 ごみ処理の状況	2-1
1. ごみ処理の現状	2-1
2. ごみ処理の実績	2-12
3. ごみ減量化・再利用の実績	2-22
4. アンケート調査結果	2-24
5. ごみ組成調査結果	2-30
第2章 ごみ処理の評価と課題	2-32
1. 前計画の目標達成度	2-32
2. 関連計画の目標値等との比較	2-33
3. 岐阜県平均との比較	2-36
4. 本町におけるごみ処理の課題	2-37
5. ごみの排出量及び処理量の見込み	2-39
第3章 ごみ処理基本計画	2-45
1. 基本理念と基本方針	2-45
2. 目標の設定及び施策の方針	2-47
3. ごみ排出抑制のための方策に関する事項	2-49
4. 施策を踏まえたごみの排出量及び処理量の見込み	2-54
5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	2-61
6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	2-62
7. ごみの処理施設の整備に関する事項	2-62
8. その他ごみ処理に関し必要な事項	2-63
第3編 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の状況	3-1
1. 生活排水処理の現状	3-1
2. 収集・運搬の現状	3-6

3	}. □	中間処理及び最終処分の現状	3-7
4	١ . ₹	飛騨川水質の現状	3-11
第2	章	生活排水処理の評価と課題	3-12
1	. 削	前計画の目標達成度	3-12
2	2. =	生活排水処理の課題	3-14
第3	章	生活排水処理基本計画	3-15
1	. 1	基本理念と基本方針	3-15
2	2. 紫	数值目標	3-15
3	3. 5	生活排水処理の推計	3-16
4	L. 於	施設整備に関する事項	3-19
5	5. l	J尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項	3-19
6	S. 7	その他生活排水の処理に関する必要な事項	3-20

第1編 はじめに

第1章 基本的事項

1. 計画改定の趣旨

川辺町(以下、「本町」といいます。)では、平成23年度に本町の一般廃棄物処理の基本となる「一般廃棄物処理基本計画」(以下、「前計画」といいます。)を策定し、「ごみの排出抑制と循環型を実践するまち」を基本理念に、減量化・資源化に向けた循環型社会の実現に取り組んできました。

その間、国においては「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づき、「第4次循環型社会形成推進基本計画」を平成30年6月に策定・閣議決定しました。この計画では、環境・経済・社会の統合的向上を掲げ、持続可能な社会づくりに向けた総合的な取り組みと、その取り組みに対応する指標、目標が示されています。

その他に、昨今の諸条件として、以下の事柄が変化しています。

■食品ロス

国、自治体、事業者、消費者が連携し、食品ロスの削減を推進することを目的に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。)が令和元年10月に施行されました。岐阜県でも、平成30年度から「ぎふ食べきり運動」の推進や「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の参加といった取り組みを進めています。

■プラスチックの資源循環

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の幅広い課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「プラスチック資源循環戦略」が令和元年5月に策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。)が施行されました。

「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチック資源循環促進法」では、3R+Renewable (使用の合理化(Reduce・Reuse)、リサイクル(Recycle)及び再生可能資源への切り替え(Renewable))による資源循環を促進し、「環境・経済・社会の三方よし」を目指しています。

■SDGs (持続可能な開発目標)

国際情勢では、平成27年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」を誓い、持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、SDGs(持続可能な開発目標)として17のゴール169の達成目標が掲げられました。これを受けて、国や民間においてSDGsの達成に向けた取り組みが進められています。

掲げられた目標や達成基準の中には、廃棄物処理に関連する目標や達成基準もあり、 川辺町第5次総合計画でも主な施策と目標に「SDGsについての検討」が掲げられ ていることから、一般廃棄物処理基本計画でもSDGsを踏まえた施策の検討が必要 です。

SUSTAINABLE GALS



図1-1 SDGsの17のゴール

表1-1 廃棄物処理に関するSDGsのゴール及び達成目標(抜粋)

ゴール		達成目標			
目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。			
目標4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。			
目標6. すべての人々の水と	6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。			
衛生の利用可能性と持続可能 な管理を確保する	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用を世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。			
	6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。			
目標11. 包摂的で安全かつ強 靱(レジリエント)で持続可 能な都市及び人間居住を実現 する	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。			
	12.3	ェーンにおける食品ロスを減少させる。			
目標12. 持続可能な生産消費 形態を確保する	12.4	生と夫切し、人の健康や環境への志影響を取り109句にめ、10 学物質物感棄物の大気・水・土壌への放出を大幅に削減する			
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。			
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。			
目標13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。			
目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。			

また、社会情勢では、令和2年以降より、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式が定着するとともに、ごみの排出量にも変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、前計画の見直しや課題を整理し、改めて川辺町一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」といいます。)を策定することとしました。

2. 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針」(平成28年、環境省)では、「一般廃棄物処理基本計画は目標年次を概ね10年から15年先とし、5年ごとに改定する他、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切」としています。

本計画の基準年度を令和4年度として、計画期間は令和5年度から令和14年度を含めた10年間とし、5年後の令和9年度を中間目標年とします。

また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合には、必要に応じて見直すものとします。



図1-2 計画期間

3. 適用範囲

1)対象地域

本計画は、本町の全域を対象とします。

2)対象とする廃棄物

廃棄物の種類は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別されます。そのうち、一般廃棄物は、大きく「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらにごみは、生活系ごみと事業系ごみに分けられます。

本計画で対象とする廃棄物は、本町から排出される一般廃棄物とします。

本計画の対象とする廃棄物を表1-2に示します。

2 名						
	廃3	棄物	摘要	計画の対象		
		生活系一般廃棄物	一般家庭の日常生活から生 じる廃棄物			
一般廃棄物	ごみ	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃 棄物のうち、産業廃棄物を除 いたもの	0		
	生活	し尿	_			
	排水	生活雑排水				
産業廃棄物			事業活動に伴って生じる法 令で定める20品目の廃棄物			

表1-2 本計画の対象とする廃棄物

4. 計画の位置づけ

1) 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った町の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されます。

また、「一般廃棄物処理基本計画」は、ごみに関する「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」に、「一般廃棄物処理実施計画」は、「ごみ処理実施計画」と「生活排水処理実施計画」から構成されます。

一般廃棄物処理計画の構成を図1-3に示します。

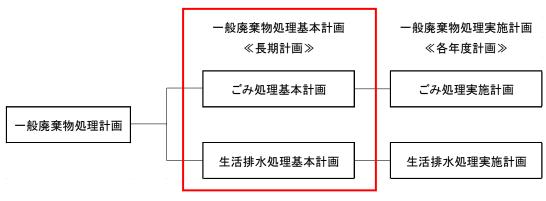
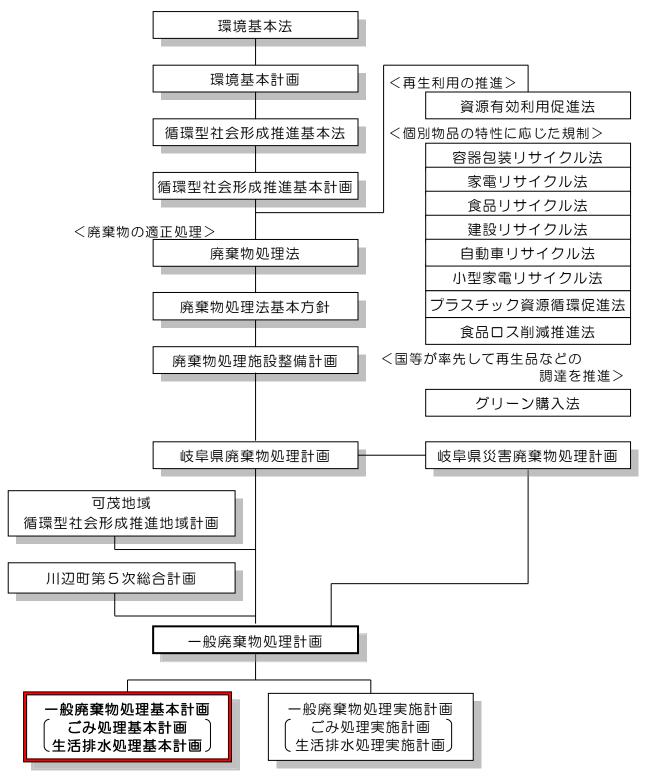


図1-3 一般廃棄物処理計画の構成

2)他の計画との関係

環境の保全についての基本理念を規定している「環境基本法(平成5年11月制定、平成30年6月改正)」に則り、循環型社会の形成について基本的枠組みを定める法律として「循環型社会形成推進基本法」が平成12年6月に制定されました。そして、廃棄物の適正処理等に関する「廃棄物処理法」、再生利用の推進に関する「資源有効利用促進法」及び個別の物品のリサイクルに関する「容器包装リサイクル法」等が制定されています。

本計画と関連する法令・計画の関係を図1-4に、法令の概要を表1-3に示します。



資料:「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年、環境省)」より作成

図1-4 本計画と関連する法令・計画の関係

表1-3 本計画に関係する法令の概要

	表1-3 本計	画に関係する法令の概要
法律名等	整備時期	法整備の目的
環境基本法	平成5年11月制定 平成30年6月改正	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
循環型社会形成推進基本 法	平成12年6月制定	環境基本法の基本理念に基づき、国、地方公共団体、事業者、 国民の責務を明確にし、循環型社会の形成に関する施策を定 めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活 の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃 に関する法律)	昭和45年12月制定 令和元年6月改正	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、 処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛 生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責 任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理 基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促 進に関する法律)	平成3年4月制定 平成26年6月改正	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進等 に関する法律)	平成7年6月制定 平成23年8月改正	「環境基本計画」の一つの大きな柱であり、市町村が容器包装を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しい容器包装リサイクルシステムの導入を目的とする。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品 化法)	平成10年6月制定 平成29年6月改正	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利 用等の促進に関する法 律)	平成12年6月制定 令和元年12月改正	食品廃棄物等の再生利用や発生の抑制及び減量に関して、食品関連事業者による食品廃棄物等の再生利用を促進するための措置を講じることにより、食品に関する資源の有効利用及び廃棄物の排出抑制を図り、事業者の発展、生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律)	平成12年5月制定平成26年6月改正	特定の建設資材について、解体及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体業者について登録制度を実施すること等により、廃棄物の減量化をとおして、資源の有効な利用及び廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源 化等に関する法律)	平成14年7月制定 令和元年6月改正	使用済自動車に係る廃棄物の減量や再生資源及び再生部品の充分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関す る法律)	平成24年8月制定	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
プラスチック資源循環促進法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	令和3年3月制定	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応し、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることを目的とする。
食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進 に関する法律)	令和元年5月制定	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。
グリーン購入法 (国等による環境物品等 の調達の推進等に関する 法律)	平成12年5月制定 平成27年9月改正	国、独立行政法人等による環境物品等の調達及び情報の提供 等、環境物品への需要の転換を促進するために必要な事項を 定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能 な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な 生活の確保に寄与することを目的とする。

3)川辺町第5次総合計画

本町の今後の方向性を示すまちづくりの指針となる第5次総合計画の計画期間は、 平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間としています。

ごみや生活排水に関連する主な施策を以下に抜粋します。

(1) 将来像

清流と人が織りなす活力あるまち

(2) 主な施策と目標

〈〈ごみ処理に関連する主な施策〉〉

① 環境に関する継続的な情報発信

地域住民のダム湖の水質や緑豊かな自然の継承、生物多様性の保全、地球温暖 化防止、省エネルギー、資源循環型社会の形成など幅広い環境に関する関心を底 上して行動に結び付けるために、広報誌などにおいて継続的な情報発信を図りま す。

② 5R推進のための意識啓発

一人ひとりが環境について理解と認識を深め、環境に配慮した生活を心掛けていただくため、効果的に5Rを推進します。特に、家庭ごみの適正な分別排出と減量化に向けた取り組みを促進します。

③ 環境学習の充実

学校と行政が連携して、環境に関する講座を行うと共に、家族や地域において 環境について考えることを促します。

④ SDGsについての検討

行政の幅広い分野についての目標が掲げられているSDGsについての情報収集を行うとともに、今後のまちづくりのコンセプトとしての可能性を検討します。

⑤ ごみの正しい分別の促進

ごみ・健康カレンダーの各戸配布、ごみアプリの活用、ごみ分別早見表の作成 やごみ袋の改善を行い、町民にごみの分別収集を分りやすく示し、正しく分別を 行うことを徹底します。

⑥ 資源回収の促進

各種団体の資源回収活動に対する支援及び拠点方式による資源回収を継続する と共に、町民に対しリサイクル運動への参加を促し、資源の再利用・再資源化を 促します。

⑦ 生ごみの堆肥化の促進

ごみ処理機やコンポスト、ぼかしなどの利用を推進すると共に、生ごみの水切りを啓発して、ごみの減量化、再資源化を促します。

⑧ 環境美化の推進

地域住民に環境に関する法令等を周知すると共に、不法投棄、ペットのふん害、ごみのポイ捨てや屋外焼却などの防止を図ります。

⑨ 不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、町民等からの情報提供に留意すると共に巡視活動を 強化し、早期発見に努めます。また、県担当課や警察との連携を図り不法投棄の 根絶に努めます。

〈〈ごみ処理に関連する目標値〉〉

基本成果指標	平成30年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
町民1人当たりのごみ排出量 (kg/年)	131.4	131.0
拠点における資源回収量 (t/年)	41.9	48.0
ごみを減らすことを心がけている町民の割合(%)	57.3%	62.0%

< 生活排水処理に関連する主な施策 >>

① 農業集落排水施設の維持管理

鹿塩地区における農業集落排水施設の適切な管理を行い、生活環境の保全に努めます。

② 水洗化率の向上

未接続世帯に対しアンケートの実施や郵送による接続依頼を実施して下水道への接続を促進する。また、広報誌やHPを活用したPR、出前講座を実施するなど下水道の啓発活動を実施し水洗化率の向上に努めます。

< 生活排水処理に関連する目標値 >>

基本成果指標	平成30年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
町内飛騨川支流河川における水質BOD検出値の 平均値(mg/L)	0.91	1.00
水洗化率(%)	81.3%	91.5%

5. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行います。

1)一般廃棄物処理計画の策定(Plan)

環境保全を前提としつつ、地域における一般廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用等の実現のために必要な施策を適切に盛り込み、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れた計画を策定します。

2)施策の実行(Do)

策定した一般廃棄物処理計画に従い、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上の支障が生じないうちに収集・運搬し、処分(再生することを含む)します。

3)評価(Check)

毎年、一般廃棄物処理の改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検、評価し、 その結果を町民に公表します。

4) 見直し(Act)

概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

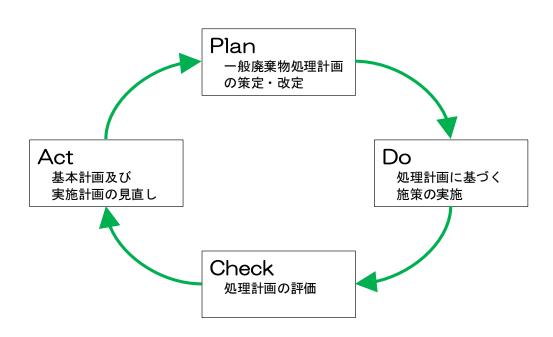


図1-5 一般廃棄物処理計画のPDCAサイクル

第2章 地域特性

1. 町の概要

本町は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、令和4年1月1日現在の面積は41.16km²となっており、町の中央を飛騨川が南北に流れる山と水の町です。東は八百津町、西から南は美濃加茂市、北は七宗町に接しています。

本町の地形は、3分の2を山地が占め、川辺ダム湖を中心とした低位河岸段丘とその外縁の山々とによって形成されています。

交通面では、国道41号や国道418号、主要地方道可児金山線や美濃川線などの幹線 道路が整備されています。また、JR東海高山本線の中川辺駅、下麻生駅があり、大都 市圏とのアクセス性が向上しています。

本町の位置を図1-6に示します。



図1-6 本町の位置

2. 気候

過去5年間の気温及び降水量の状況を表1-4及び図1-7に示します。

令和4年の平均気温は15.7℃、最高気温は38.9℃、最低気温は-5.2℃、降水量は1,874.0mmとなっています。

表1-4 気温及び降水量の状況(美濃加茂地域気象観測所)

左		降水量		
年	平均気温	最高気温	最低気温	(mm)
平成 30 年	15.9	39.7	-7.8	1,948.0
平成 31 年	15.9	37.9	-5.2	1,643.5
令和 2 年	15.8	38.9	-4.8	1,954.5
令和 3 年	15.8	38.4	-5.7	2,266.0
令和 4 年	15.7	38.9	-5.2	1,874.0

資料:気象庁ホームページ

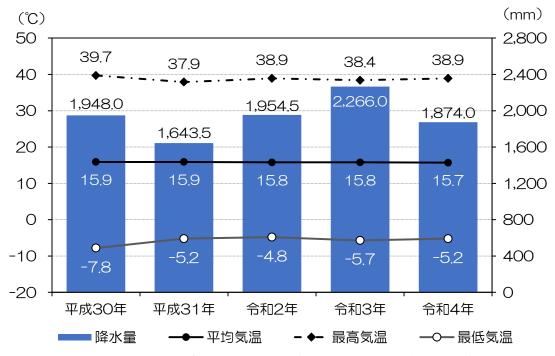


図1-7 気温及び降水量の状況(美濃加茂地域気象観測所)

3. 人口動態・分布

本町の人口及び世帯数の推移を表1-5及び図1-8に示します。

平成29年度から令和3年度の5年間における本町の人口は、減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。

また、令和3年4月の5歳階級別人口を図1-9に示します。本町では、男女ともに70歳~74歳の人口が最も多くなっています。

表1-5 人口及び世帯数の推移

年度	男(人)	女 (人)	総数(人)	世帯数	一世帯当たり 構成人員 (人)
平成29年度	5,087	5,295	10,382	3,813	2.72
平成30年度	5,054	5,266	10,320	3,845	2.68
令和元年度	5,040	5,240	10,280	3,889	2.64
令和2年度	5,002	5,144	10,146	3,916	2.59
令和3年度	4,985	5,087	10,072	3,936	2.56

資料:川辺町統計書(各年4月1日現在)

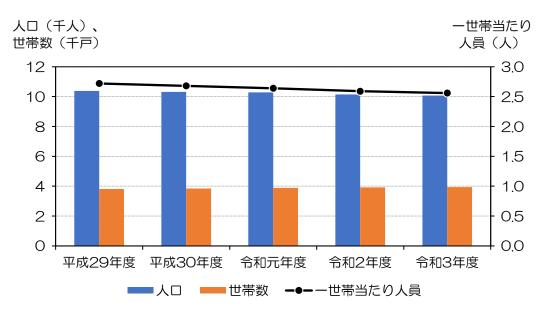
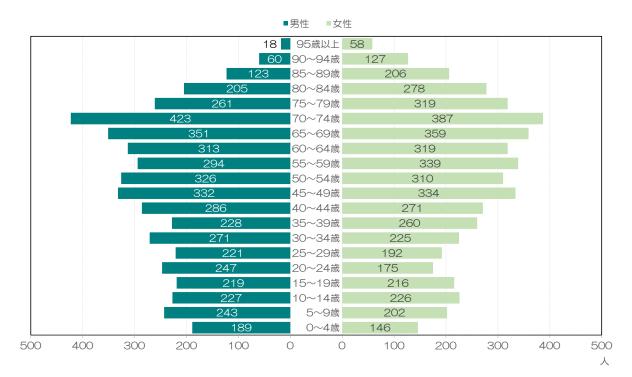


図1-8 人口及び世帯数の推移



資料:岐阜県の人口・世帯数(令和3年4月1日)

図1-9 5歳階級別人口

本町の人口動態の状況を表1-6及び図1-10に示します。

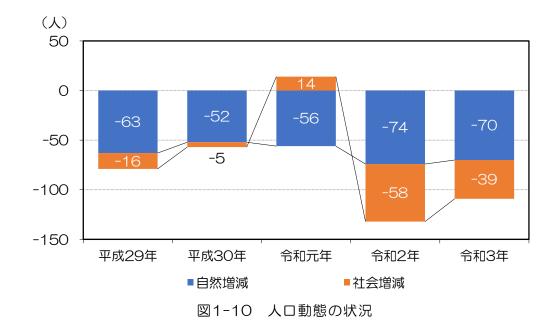
自然増減は、減少傾向であり、そのうち令和2年が最も減少しています。社会増減では、令和元年に増加しましたが、翌年の令和2年は過去5年間で最も減少しています。

表1-6 人口動態の状況

単位:人

年		自然増減		社会増減			増減計
+	出生	死亡	動態	転入	転出	動態	追溯引
平成 29 年	64	127	-63	372	388	-16	-79
平成 30 年	66	118	-52	411	416	-5	-57
令和元年	76	132	-56	456	442	14	-42
令和2年	53	127	-74	339	397	-58	-132
令和3年	51	121	-70	306	345	-39	-109

資料:岐阜県人口動態統計調査結果(各年前年10月1日から当年9月30日まで)



1-15

4. 土地利用

本町の面積は41.16km²となっており、土地利用面積の推移を表1-7及び図1-11に示します。

最も大きな割合を占めるのは山林(保安林を含む)であり、全体の約78%を占めています。田、畑は減少傾向にあり、宅地は増加傾向となっています。

表1-7 土地利用の推移

単位:m²

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
⊞	1,745,593	1,726,358	1,717,786	1,699,593	1,686,736
畑	1,575,110	1,559,867	1,543,768	1,529,867	1,515,934
宅 地	2,329,317	2,340,319	2,358,517	2,371,682	2,386,452
池沼	163,574	163,574	163,574	163,574	164,494
山林	18,077,919	18,089,697	18,090,526	18,089,886	18,095,635
保安林	13,853,425	13,853,425	13,853,425	13,853,425	13,853,425
原 野	560,504	559,834	559,573	558,915	552,848
雑種地	1,403,622	1,414,358	1,421,881	1,443,949	1,466,328
その他	1,450,936	1,452,568	1,450,950	1,449,109	1,438,148
合計	41,160,000	41,160,000	41,160,000	41,160,000	41,160,000

資料:川辺町統計書(各年1月1日現在)

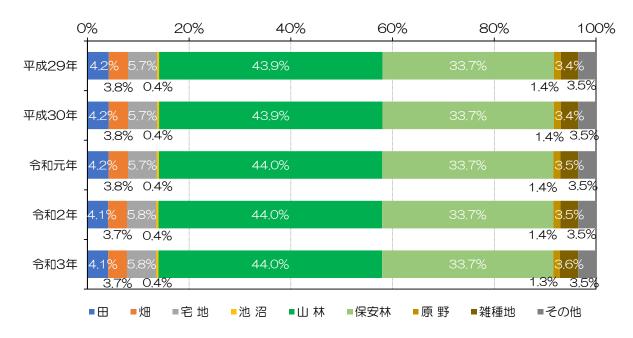


図1-11 土地利用の推移

5. 産業の動向

1)産業別従業者数

本町の産業別従業者数の推移を表1-8及び図1-12に示します。

産業別従業者数は、減少傾向にあります。令和3年現在で、第三次産業は全体の約48%を占めています。

表1-8 産業別従業者数の推移

単位:人

項目	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年 ^注
第一次産業	140	214	170	104	37
第二次産業	2,113	1,991	1,823	1,795	1,860
第三次産業	2,154	1,836	1,737	1,661	1,733
総数	4,407	4,041	3,730	3,560	3,630

注:令和3年は速報集計

資料:経済センサス(事業内容等が不詳の事業所及び公務を除きます。)

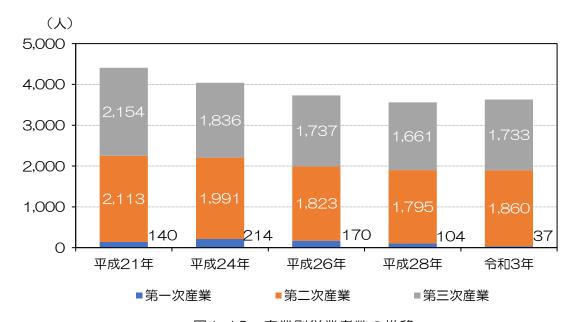


図1-12 産業別従業者数の推移

2)農業

本町における農家数の推移を表1-9及び図1-13に示します。 農家数は、販売農家及び自給的農家ともに減少傾向にあり、令和2年の総農家数は 482戸となっています。

表1-9 農家数の推移

単位:戸

年	総農家数	販売農家	自給的農家
平成 22 年	601	220	381
平成 27 年	570	194	376
令和2年	482	137	345

資料: 平成22年は世界農林業センサス 平成27年、令和2年は農林業センサス

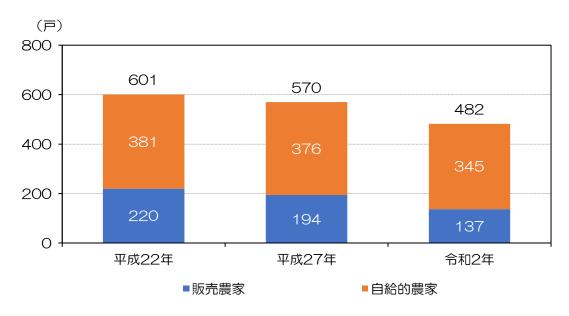


図1-13 農家数の推移

3)工業

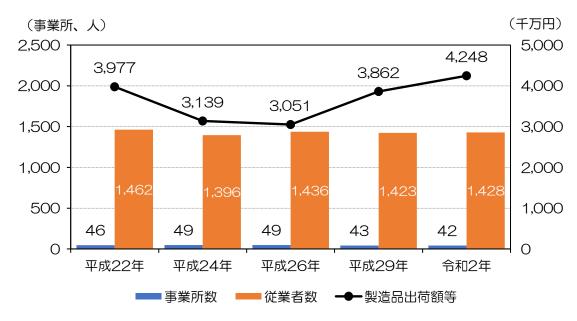
本町における工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移を表1-10及び図1-14に示します。

事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、平成26年を境に増加傾向にあります。

表1-10 工業の推移

以110 工术的证例						
年	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (千万円)			
平成 22 年	46	1,462	3,976.788			
平成 24 年	49	1,396	3,138.539			
平成 26 年	49	1,436	3,051.088			
平成 29 年	43	1,423	3,861.534			
令和2年	42	1,428	4,247.688			

資料:工業統計調查



注:グラフ上の製造品出荷額等は1千万円単位の整数表記とし、小数点以下は四捨五入しています。

図1-14 工業の推移

4)商業

本町における商業の商店数、従業者数の推移を表1-11及び図1-15に示します。 商店数、従業者数は、減少傾向にあります。

表1-11 商業の推移

年	商店数	従業者数 (人)
平成 22 年	127	681
平成 24 年	116	647
平成 26 年	107	555
平成 28 年	110	572
令和3年	89	465

資料:経済センサス

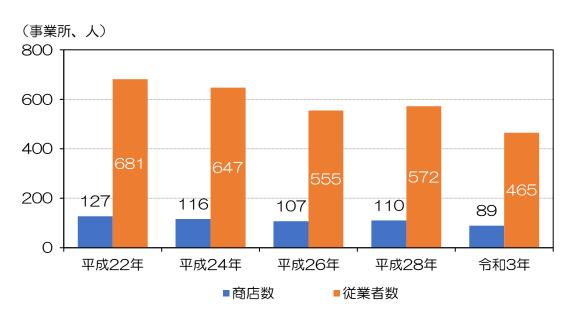


図1-15 商業の推移

6. ごみ処理の経費等

本町における平成28年度~令和2年度のごみ処理経費及びし尿処理経費を表1-12に示します。

ごみ処理経費の単価は、約55~約66円/kgで推移しています。

し尿処理の単価は、約10~約13円/Lで推移しています。

表1-12 処理経費

				1(1)	乙 处理证明			
		区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	ごみ	y処理量	(t/年)	1,995	1,987	1,972	1,984	2,003
	組	建設改良費	(千円)	12,169	13,858	10,673	28,626	22,665
		処理・維持管理費	(千円)	60,316	62,629	50,049	32,525	33,138
	合分担金	小計	(千円)	72,485	76,487	60,722	61,151	55,803
	<u> 117</u>	処理単価	(円/kg)	36.33	38.49	30.79	30.82	27.86
ごみ		人件費	(千円)	6,140	6,231	6,342	6,700	6,614
み処		収集運搬費	(千円)	40,263	38,399	37,893	37,738	38,533
処理経費	⊞т	中間処理費	(千円)	4,606	4,933	4,984	4,980	5,251
費	歳出	最終処分費	(千円)	1,229	1,204	904	804	1,185
	Ш	その他	(千円)	3,036	3,036	3,036	3,065	3,095
		小計	(千円)	55,274	53,803	53,159	53,287	54,678
		処理単価	(円/kg)	27.71	27.08	26.96	26.86	27.30
	合	計	(千円)	127,759	130,290	113,881	114,438	110,481
	処理	里単価	(円/kg)	64.04	65.57	57.75	57.67	55.16
	し月	R·汚泥処理量	(kL/年)	1,553	1,522	1,496	1,382	1,363
	組	建設改良費	(千円)	2,269	2,161	1,859	1,531	1,567
	合分	処理・維持管理費	(千円)	12,516	8,628	7,026	7,200	7,750
	担金	小計	(千円)	14,785	10,789	8,885	8,731	9,317
<u></u>	<u> 117</u>	処理単価	(円/L)	9.52	7.09	5.94	6.32	6.84
尿処		人件費	(千円)	6,140	6,230	6,341	6,699	6,613
処理経費	町	収集運搬費	(千円)	0	0	0	0	0
費	歳出	その他	(千円)	0	0	0	0	0
	Ш	小計	(千円)	6,140	6,230	6,341	6,699	6,613
		処理単価	(円/L)	3.95	4.09	4.24	4.85	4.85
	合	計	(千円)	20,925	17,019	15,226	15,430	15,930
	処理	里単価	(円/L)	13.48	11.18	10.18	11.17	11.69
容业		. 蚁					-	

資料:一般廃棄物処理実態調査結果

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の現状

1)ごみ処理の概要

本町から排出されたごみの処理は、可茂衛生施設利用組合(以下、「組合」といいます。)が運営するささゆりクリーンパークで行っています。組合は、本町を含む2市7町1村(美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町及び東白川村。以下、「構成市町村」といいます。)で組織されています。

可燃ごみは、ささゆりクリーンパークのエコサイクルプラザ可燃物処理施設において焼却・溶融処理を行っていましたが、令和2年度以降は焼却処理のみを行っています。

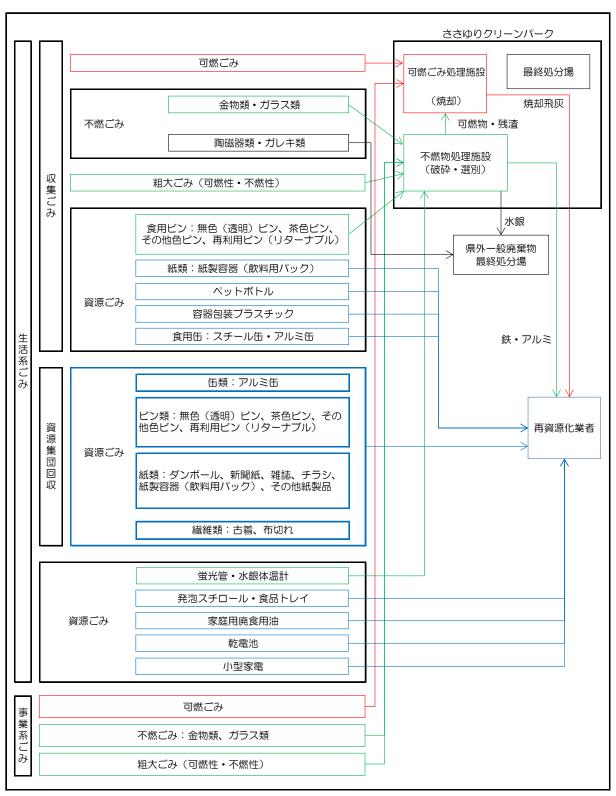
不燃ごみのうち金物類及びガラス類、粗大ごみは、同プラザの不燃物処理施設において破砕選別処理を行い、金属類、処理残渣に選別しています。選別した処理残渣は、焼却処理しています。不燃ごみのうち陶磁器・ガレキ類は、県外一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

収集した資源物のうち、蛍光灯・電球・水銀体温計、乾電池、廃食用油以外は、中間処理業者から直接再資源化業者へ搬出し、廃食用油は、川辺町社会福祉協議会(ゆうゆう舎川辺)で貯留された後、再資源化業者へ搬出しています。乾電池は、一旦貯蔵し、再資源化業者へ搬出、蛍光灯・電球・水銀体温計は、ささゆりクリーンパークへ搬出しています。

ささゆりクリーンパークの外観を図2-1に、本町におけるごみ処理フローを図2-2 に示します。



図2-1 ささゆりクリーンパーク



注:令和2年度より、ささゆりクリーンパーク(可燃ごみ処理施設)は溶融処理を中断しており、焼却処理のみとなっています。溶融処理の中断により、スラグ及び溶融飛灰の発生はなくなり、焼却灰は 民間のリサイクル業者へ委託処理しています。また、ガラス残渣は民間の最終処分場で埋立処分しています。

図2-2 ごみ処理フロー

2)関係市町村の動向

本町を含む可茂地域は、岐阜県の中南部から東部に位置し、南部は愛知県との県境に接する可児市から北東部は美濃高原に位置する東白川村までの2市8町村の広い県域をもち、多様な産業構造、自然環境を併せ持った地域です。そのため、ごみの排出状況、傾向も市町村によって異なっており、市町村ごとの処理体制では困難な状況となっていました。

そこで、昭和35年6月に組合を設立し、共同処理を開始しました。設立当初は、美濃加茂市、川辺町、八百津町、可児町(現在の可児市)、御嵩町の1市4町でしたが、その後、昭和38年7月に坂祝村(現在の坂祝町)、同年11月に兼山町(現在の可児市)が組合に加入し、昭和39年6月に七宗村(現在の七宗町)、白川町、富加村(現在の富加町)、東白川村の1町3村が加入し、現在の構成となりました。

組合では、平成7年度に「ささゆりクリーンパーク」事業に着手し、平成11年4月から運営を開始しました。その後も、可燃ごみ処理施設の長寿命化工事、最終処分場の整備工事などを実施してきました。

平成9年1月に厚生省より示された「ごみ処理に係るダイオキシン類の発生防止等ガイドライン」及び「ごみ処理の広域化計画」により、岐阜県においても平成11年3月に「岐阜県ごみ処理広域化計画」が策定されており、その中で現在組合を構成している市町村は「可茂ブロック」に位置付けられています。このため、今後も広域圏内でのごみ処理体制の構築及び推進に関して検討を続けていきます。

可茂ブロックの位置を図2-3に示します。



図2-3 可茂ブロックの位置

3)ごみ処理体制

(1) 生活系ごみの分別区分

資源集団回収を除く生活系ごみの分別区分を表2-1に示します。

表2-1 生活系ごみの分別区分(資源集団回収を除く)

		:Z-T 生活糸にみの方別区方(貧源集団凹収を除く)
区分		種類
可燃ごみ (燃えるごみ)		生ごみ・貝殻・ペットのフン おむつ(汚物は取り除く)・紙くず・ティッシュペーパー ビデオテープ・CD・ゲームソフト 衣類・靴・かばん・綿・グロープ プラスチック製品(容器包装でないもの) 使い捨て用カイロ・使い捨てライター(取れる金属部分は取る) 石けん・ローソク 脱臭剤・乾燥剤・スポンジ・たわし ゴム手袋・輪ゴム・花火
不燃ごみ(燃え	金物類	鍋・やかん・包丁・一斗缶LED金属製のフォーク・ナイフ・ライターガスコンロ・電子レンジ・ゲーム機体重計・傘カミソリ・ハンガー・磁石・スーツケーススキー板・釣り竿・電気毛布衣装ケース・ポリタンク・ヘルメット・プランター・まな板
ないごみ)	ガラス類	食用以外のあきビン (化粧品のビン・薬のビン) 鏡・板ガラス・窓ガラス・風鈴・虫めがね・めがね・レンズ 電球 ガラス食器・コップ・ホットプレートのふた・哺乳ビン
	—————————————————————————————————————	陶器類:茶碗・湯飲み・皿・急須
	ガレキ類	ガレキ類:植木鉢・七輪・すずり・土鍋・タイル・瓦
	粗大ごみ	収集袋に入らない燃えるごみ・燃えないごみ
	食用缶	飲料用のアルミ缶・スチール缶 菓子や粉ミルクの缶
	食用ビン	飲料用のビン酒ビン・ジュースビン・醤油のビン
資源ご	容器包装プラ	商品などの入れ物で、中身を使用した後で不要となるプラスチック製の容器 包装 カップ麺の容器・豆腐や卵のケース・菓子袋・レジ袋・ペットボトルのふた など
源	ペットボトル	ペットボトル
み	蛍 光 管	蛍光管
	紙パック	牛乳やジュースなどのパック類
	廃 乾 電 池	アルカリ・マンガン・ボタン・リチウム電池
	廃 食 用 油	サラダ油・コーン油・ごま油・オリーブオイルなどの植物性液状油
	小型家電	携帯電話やデジタルカメラなど
	発泡スチロール ・食品トレイ	USB メモリやメモリーカードなど 発泡スチロール・食品トレイ

(2) ごみの収集状況

本町の生活系ごみの収集形態は、委託で行っており、収集場所・方法はステーション方式と拠点回収方式で行っています。

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければならず、家庭用ごみ袋では排出できません。そのため、事業者が直接組合に搬入するか、町の許可業者と直接契約を締結し、収集運搬を委託して排出することとしています。

本町におけるごみの収集状況を表2-2に示します。

表2-2 ごみの収集状況

	区分	収集形態	収集回数	容器等	収集場所•方法	
(可燃ごみ (燃えるごみ)	委託	2 回/週	燃えるごみ収集袋	燃えるごみ ステーション	
不燃ごみ	金物類	委託	1回/奇数月	燃えないごみ収集袋		
(燃えな	ガラス類	女山	1回/偶数月	然んないこの収未衣	燃えないごみ	
いごみ)	陶器類 ガレキ類	委託	4 回/年	陶器類・ガレキ類 収集券	ステーション	
	粗大ごみ	委託	1 回/月	粗大ごみ処理券		
	食用缶		1回/奇数月	資源ごみ収集袋		
	食用ビン		1回/偶数月	貝派この収未衣		
	容器包装プラ		2回/月	容器包装プラ収集袋		
\ \ \	ペットボトル		2回/月	_		
資源	蛍 光 管		1 回/月	I		
ご	紙パック	委託		I	拠点回収 リサイクル	
み	廃 乾 電 池		_	1	ステーション	
	廃 食 用 油		_	-		
	小型家電		_	_		
	発泡スチロール ・食品トレイ		_	_	リサイクル ステーション	

リサイクルステーション

ペットボトル(キャップを取りラベルは剥がす)、蛍光管、発泡スチロール・食品トレイ、紙パック、廃乾電池については、上記の回収と別にリサイクルステーション(上川辺・中川辺・比久見)を設置しています。

(3) 処理手数料

① 生活系ごみ

生活系ごみ処理手数料(町指定ごみ袋販売料金)を表2-3に示します。

表2-3 生活系ごみの処理手数料(町指定ごみ袋販売料金)

種 類	サイズ	枚 数	料 金
燃えるごみ	大	20枚	1,000円
	小	ZUAX	600円
燃えないごみ	大	10枚	500円
然んないこみ	小	TU↑X	300円
資源ごみ	大	10枚	300円
貝派この	小	10枚	100円
容器包装プ	ラ	10枚	100円
粗大ごみ処理		1 枚	500円
陶器類ガレキ類	収集券	1 枚	無料

② 事業系ごみ

事業者が直接組合に搬入する場合、事業系ごみの処理手数料は、各事業者が組合 へ直接支払っています。

(4) 中間処理

①可燃ごみ処理施設

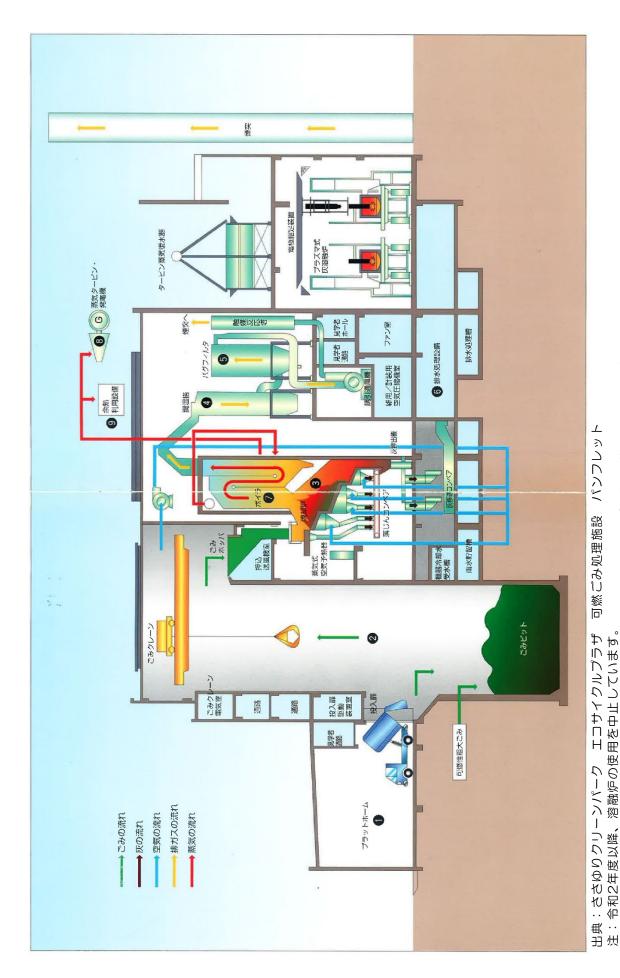
可燃ごみ処理施設の概要を表2-4、可燃ごみ処理施設の設備と流れを図2-4に示します。

表2-4 可燃ごみ処理施設の概要

名称	ささゆりクリーンパーク
主体	可茂衛生施設利用組合
所在地	岐阜県可児市塩河839番地
敷地面積	25,789m ²
建築面積	10,430m ²
延床面積	24,595m ²
供用開始年月	平成11年4月
炉形式	焼却炉 全連続燃焼式ストーカ炉 溶融炉 電気プラズマ式 ^注
施設規模	焼却炉 240t/24h(80t/24h×3炉) 溶融炉 60t/24h(30t/24h×2炉)
余熱利用	発電、場内給湯・冷暖房

資料:ささゆりクリーンパーク エコサイクルプラザ 可燃ごみ処理施設パンフレット

注:令和2年度以降、溶融炉の使用を中止しています。



回燃ごみ処理施設の設備と流れ 図2-4

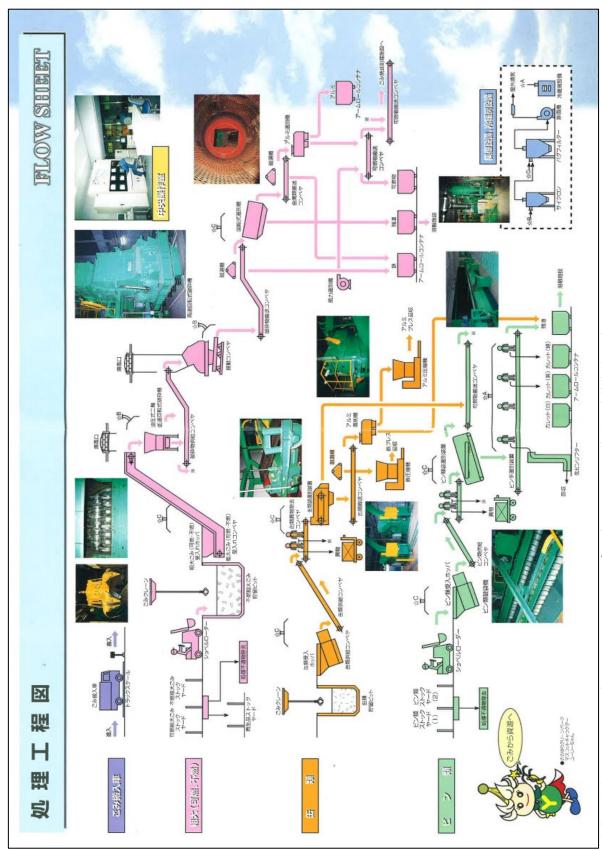
2-8

② エコサイクルプラザ不燃物処理施設 不燃物処理施設の概要を表2-5に、不燃ごみ処理フローを図2-5に示します。

表2-5 不燃物処理施設の概要

名 称	ささゆりクリーンパーク エコサイクルプラザ 不燃物処理施設
主体	可茂衛生施設利用組合
所在地	岐阜県可児市塩河839番地
敷地面積	25,789m ²
建築面積	7,989m ²
供用開始年月	平成11年4月
選別の種類	 缶 類:4種分別 17t/5h (鉄缶,アルミ缶,可燃物,残渣) ビン類:4種分別 17t/5h (生ビン,カレット,可燃物,残渣) 不燃粗大:4種分別 21t/5h (鉄類,アルミ類,可燃物,残渣) 可燃粗大:4種分別 11t/5h (破砕処理) 処理能力:66t/5h

資料: ささゆりクリーンパーク エコサイクルプラザ リサイクル施設・啓蒙施設パンフレット



エコサイクルプラザ リサイクル施設・啓蒙施設 パンフレット 不然にみ処理ノロー ⊠2-5 出典:みなゆのクリーンパーク

(5) 最終処分

ささゆりクリーンパーク可燃ごみ処理施設で発生する溶融スラグは、同施設の最終処分場で埋立処分を行っていましたが、令和2年度からは溶融処理を中断しており、焼却処理後の焼却灰は民間事業者へ委託処理しています。

また、陶器類・ガレキ類は、民間処理業者に委託して埋立処分を行っています。 最終処分場からの浸出水は、処理後にエコサイクルプラザへ圧送され、洗車等の 中水として再利用後、ごみ焼却炉で蒸発処理することにより、区域外へ放流しない 排水クローズド方式をとっています。

ささゆりクリーンパーク最終処分場の概要を表2-6に示します。

表2-6 ささゆりクリーンパーク最終処分場の概要

名 称	一般廃棄物処	理施設 ささゆり	クリーンパーク	最終処分場					
主体		可茂衛生施語	段利用組合						
所在地		岐阜県可児市塩	河814番地1						
面積	第1期	第2期	第3期	第4期					
山 惧	6,440m ²	4,650m ²	4,390m ²	4,420m ²					
総面積		19,90)Om ²						
埋立容量	20,800m³	22,400m ³	00m ³ 20,700m ³ 16,300m						
総埋立容量		80,20	80,200m ³						
埋立物		溶融ス	.ラグ						
供用年月	平成11年~26 年	平成27年 ~令和4年 (予定)	(予定)	(予定)					
浸出水 処理施設	処理能力; (処理水に		_	_					

出典:ささゆりクリーンパーク 第2期最終処分場パンフレット

(6) 事務分掌

本町のごみ処理に関する事項は、産業環境課の事務分掌となります。 また、中間処理(焼却、破砕、選別)と最終処分(陶磁器類は除く)については、 組合で行っています。

【産業環境課の事務分掌(抜粋)】

- ①リサイクルの推進に関すること。
- ②環境保全、調査・指導に関すること。
- ③廃棄物に関すること。

2. ごみ処理の実績

1)ごみ排出量の実績

平成24年度から令和3年度までの10年間のごみ排出量の推移を表2-7に示します。

表2-7 ごみ排出量の推移

						実	!績				
区分	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
	人	10,745	10,701	10,558	10,563	10,446	10,368	10,311	10,261	10,133	10,027
非出量	t/年	2,397	2,357	2,350	2,356	2,301	2,259	2,229	2,203	2,127	2,031
(1) 町収集	t/年	1,520	1,534	1,522	1,560	1,521	1,513	1,532	1,556	1,600	1,580
 可燃ごみ 	t/年	1,326	1,344	1,348	1,384	1,352	1,334	1,341	1,352	1,366	1,386
② 不燃ごみ	t/年	40	44	36	40	42	55	62	73	81	69
1 不燃金物	t/年	17	21	16	19	21	33	41	52	57	45
2 不燃ガラス	t/年	23	23	20	21	21	22	21	21	24	24
③ 粗大ごみ	t/年	20	17	16	16	14	13	15	16	22	16
1 可燃系	t/年	16	12	12	12	11	9	10	10	14	11
2 不燃系	t/年	4	5	4	4	3	4	5	6	8	5
④ 資源ごみ	t /年	107	99	92	93	85	84	84	88	93	87
1 アルミ缶	t /年	5	3	3	4	3	4	4	5	4	
2 スチール缶	t/年	2	1	1	2	1	2	2	2	2	2
3 飲食用ビン	t/年	43	41	37	38	33	31	32	30	32	28
4 ペットボトル	t/年	16	17	16	15	15	14	13	18	18	16
5 発泡トレイ(発泡)		2	2	2	2	2	2	2	1	2	2
6 容器包装プラスチュ		31	31	29	28	27	27	27	28	30	31
7 蛍光管	t /年	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9
8 使用済み乾電池	t/年	7	3	3	3	3	3	3	3	4	3
⑤ 陶磁器類 (陶磁器類、瓦、コンク		27	30	30	26	27	26	29	27	38	22
⑥ 使用済み小型家電	t/年	0.0	0.5	0.1	0.5	1.0	1.0	1.0	0.4	0.1	0.4
⑦ 処理困難物	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 直接搬入	t/年	435	426	461	467	485	476	442	429	418	385
① 可燃ごみ	t/年	421	426	441	422	430	440	404	400	381	334
1 家庭系	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
2 事業系	t/年	421	426	441	422	430	440	404	400	381	334
許可	t/年	421	426	441	422	430	440	404	400	381	334
持ち込み	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
② 不燃ごみ	t /年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
1 家庭系	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
2 事業系	t /年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
許可	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
持ち込み	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
③ 粗大ごみ(可燃系)	t /年	14	0	17	40	46	30	27	25	24	33
1 家庭系	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
2 事業系	t /年	14	0	17	40	46	30	27	25	24	33
許可	t /年	14	0	17	40	46	30	27	25	24	33
持ち込み	t /年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
④ 粗大ごみ(不燃系)	t /年	0.2	0.3	3	5	9	6	11	4	13	18
1 家庭系	t /年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
2 事業系	t /年 t /年	0.2 0.2	0.3	3	5 5	9	6	11	4	13 13	18 18
持ち込み	t/年 t/年	0.2	0.3	0	0	0	0	0	0	0	10
	t/年 t/年	442	396	367	329	295	270	255	218	109	66
① アルミ缶	- , ,						4				
① アルミ田 ② ピン	t /年 t /年	7	7	6	6	5 1	0.7	0.7	0.6	2	0.4
③ 牛乳パック	t/年 t/年	4	4	3	2	2	2	1	1	0.6	0.3
④ 牛乳バック④ 他プラ容器	t/年 t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.0
⑤ 新聞・雑誌・チラシ類	t/年 t/年	337	299	276	248	222	200	188	165	74	43
⑥ 布類	t/年 t/年	337	299	2/6	248	222	0.9	188	165	0	40
① 中類⑦ スチール缶	t/年 t/年	0	0	0	0	0	0.9	0	0	0	(
U / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	t/年 t/年	88	82	78	69	64	62	60	45	32	22

(1) 生活系ごみの排出量

生活系ごみ排出量の推移を表2-8及び図2-6に示します。

生活系ごみは減少傾向で推移していましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、平成24年度以降で最も減少しました。

そのうち、生活系ごみから資源物を除いた家庭系ごみは、平成24年度以降、徐々に増加しています。資源物(本町が収集する資源ごみ、資源集団回収)は、平成24年度以降、徐々に減少しており、そのうち、資源集団回収は、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度及び令和3年度は実施していなかったことから、大きく減少しました。

1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移を表2-9及び図2-7に示します。

1人1日当たりの排出量についても、年間排出量と同様の傾向にあります。

表2-8 生活系ごみ排出量の推移

単位:t/年

	区分乀年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
生活	系ごみ	1,962	1,930	1,889	1,889	1,816	1,783	1,787	1,774	1,709	1,646
蔔	 定系ごみ	1,413	1,436	1,430	1,467	1,436	1,429	1,448	1,468	1,507	1,493
	可燃ごみ	1,326	1,344	1,348	1,384	1,352	1,334	1,341	1,352	1,366	1,386
	不燃ごみ	40	44	36	40	42	55	62	73	81	69
	粗大ごみ	20	17	16	16	14	13	15	16	22	16
	陶磁器類	27	30	30	26	27	26	29	27	38	22
	使用済み小型家電	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0
	処理困難物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資		549	495	459	422	380	354	339	305	202	153
	資源ごみ	107	99	92	93	85	84	84	88	93	87
	資源集団回収	442	396	367	329	295	270	255	218	109	66

年間排出量(t/年)

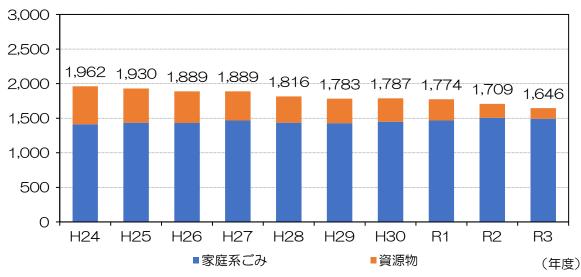


図2-6 生活系ごみ排出量の推移

表2-9 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移

単位:g/人・日

	区分乀年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1人	1日当たり生活系ごみ	500.2	494.2	490.2	489.8	476.3	471.0	474.7	472.3	462.0	449.7
家原		360.3	367.5	371.1	380.4	376.6	377.6	384.7	391.0	407.5	408.0
	可燃ごみ	338.1	344.1	349.8	359.0	354.6	352.5	356.3	360.0	369.3	378.7
	不燃ごみ	10.2	11.3	9.3	10.4	11.0	14.5	16.5	19.4	21.9	18.9
	粗大ごみ	5.1	4.4	4.2	4.1	3.7	3.4	4.0	4.3	5.9	4.4
	陶磁器類	6.9	7.7	7.8	6.7	7.1	6.9	7.7	7.2	10.3	6.0
	使用済み小型家電	0.0	0.1	0.0	0.1	0.3	0.3	0.3	0.1	0.0	0.1
	処理困難物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資源	原物	139.9	126.7	119.1	109.5	99.6	93.4	90.0	81.3	54.5	41.7
	資源ごみ	27.2	25.3	23.8	24.1	22.3	22.2	22.3	23.4	25.1	23.7
	資源集団回収	112.7	101.4	95.2	85.3	77.4	71.2	67.7	57.9	29.4	18.0

注:1人1日当たり生活系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量÷人口÷年間日数

1人1日当たり家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量÷人口÷年間日数

1人1日当たり資源物排出量 = 資源物排出量÷人口÷年間日数

1人1日当たり排出量(g/人・日)

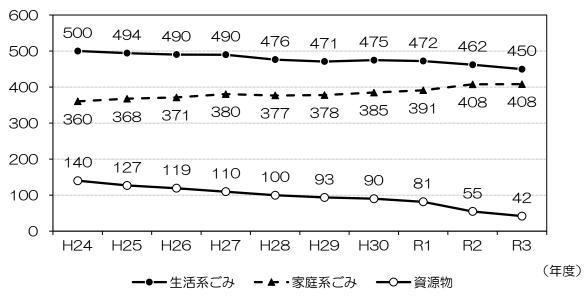


図2-7 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推移

(2) 事業系ごみの排出量

事業系ごみの排出量の推移を表2-10及び図2-8に示します。

事業系ごみの年間排出量は、平成24年度から平成28年度にかけて増加していましたが、その後は減少しており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、平成24年度以降で最も減少しました。

1日当たりの事業系ごみ排出量の推移を表2-11及び図2-9に示します。

1日当たり排出量も年間排出量と同様の傾向にあり、10年間で約8%減少しています。

表2-10 事業系ごみ排出量の推移

単位:t/年

	区分乀年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
Inilia	事業系ごみ	435	426	461	467	485	476	442	429	418	385
	可燃ごみ	421	426	441	422	430	440	404	400	381	334
	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	14	0	20	45	55	36	38	29	37	51

年間排出量(t/年)

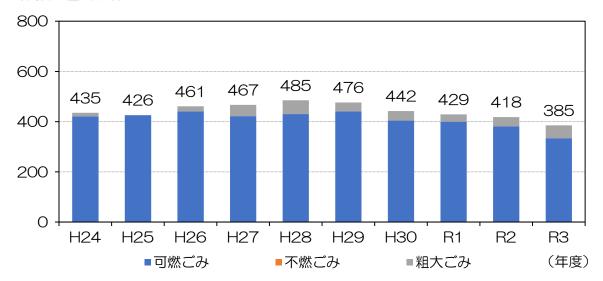


図2-8 事業系ごみ排出量の推移

表2-11 1日当たり事業系ごみ排出量の推移

単位:t/日

区分乀年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1日当たり事業系ごみ	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1
可燃ごみ	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
粗大ごみ	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

注:1日当たり排出量 =排出量÷年間日数

1日当たり排出量(t/日)

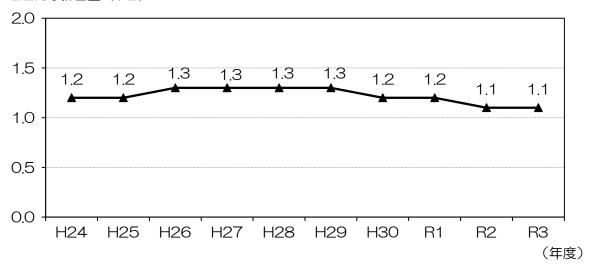


図2-9 1日当たり事業系ごみ排出量の推移

(3) 総排出量

総排出量の推移を表2-12及び図2-10に示します。

生活系ごみ、事業系ごみを合わせた総排出量は、平成24年度から平成27年度までは横ばいで推移していましたが、平成28年度から減少傾向となっています。

1人1日当たり排出量も、平成28年度から減少傾向にあります。

生活系ごみと事業系ごみの比率は、生活系ごみ量が全体の約8割となっています。

表2-12 総排出量の推移

	区分〉年	度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	排出量	(t/年)	1,962	1,930	1,889	1,889	1,816	1,783	1,787	1,774	1,709	1,646
活系ご	1人1日当たり 排出量	(g/人・日)	500	494	490	490	476	471	475	472	462	450
み	比率	(%)	82	82	80	80	79	79	80	81	80	81
_	排出量	(t/年)	435	426	461	467	485	476	442	429	418	385
業系ご	1人1日当たり 排出量	(g/人・日)	111	109	120	121	127	126	117	114	113	105
み	比率	(%)	18	18	20	20	21	21	20	19	20	19
総排	排出量	(t/年)	2,397	2,357	2,350	2,356	2,301	2,259	2,229	2,203	2,127	2,031
出 量	1人1日当たり 排出量	(g/人・日)	611	603	610	611	604	597	592	587	575	555

注:1人1日当たり排出量 =排出量÷人口÷年間日数



1人1日当たり排出量(g/人・日)

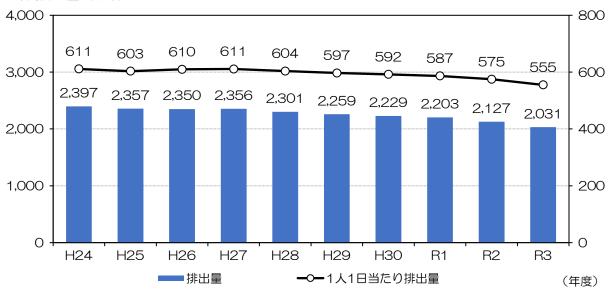


図2-10 総排出量の推移

2)処理・処分の実績

平成24年度から令和3年度までの10年間の処理・処分の推移を表2-13に示します。

表2-13 処理・処分の推移

		区分	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
人口			人	H24 10,745	H25 10,701	H26 10,558	H27 10,563	H28	H29 10,368	H30 10,311	H31(R1)	R2 10,133	R3 10,027
(1)		さゆりクリーンパーク処理 処理量)	t /年	2,085	2,128	2,160	2,244	2,225	2,204	2,191	2,177	2,033	2,010
	① ß	特却処理	t/年	1,953	1,987	2,041	2,091	2,072	2,061	2,033	2,012	1,840	1,835
	1)-	1焼却処理	t/年	1,789	1,812	1,824	1,873	1,866	1,847	1,823	1,840	1,840	1,835
	1)-,	2溶融処理	t/年	164	175	217	218	206	214	210	172	0	0
	(焼	却処理を経ず直接溶融処理されるガラス残渣)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1 可燃ごみ	t/年	1,756	1,778	1,799	1,818	1,787	1,780	1,751	1,763	1,749	1,745
		2 びん手選別処理残渣	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3 破砕選別処理残渣	t/年	54	62	53	81	86	75	83	88	91	90
	2 8	選別圧縮処理	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 t	ごン手選別処理	t/年	52	51	44	47	39	36	37	37	37	32
		1 不燃ガラス	t/年	8	10	7	9	6	5	5	7	5	4
		2 飲食用びん	t/年	44	41	37	38	33	31	32	30	32	28
	4 T	技 砕選別処理	t/年	80	90	75	106	114	107	121	128	156	143
		1 可燃粗大	t/年	33	38	29	53	58	40	39	38	40	49
		2 不燃粗大	t/年	5	5	8	9	12	12	18	10	22	22
		3 不燃金物	t/年	17	21	16	19	21	33	41	54	64	47
		4 不燃ガラス	t/年	23	24	20	23	21	20	21	24	28	24
		5 不燃物(特別ごみ:蛍光管)	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
		資源化量	t/年	676	690	577	514	480	446	456	426	533	449
	(1) ⊞	J収集	t/年	106	98	91	92	84	83	83	87	92	86
		1 アルミ缶	t/年	5	3	3	4	3	4	4	5	4	4
		2 スチール缶	t/年	2	1	1	2	1	2	2	2	2	2
		3 ビン類	t/年	43	41	37	38	33	31	32	30	32	28
		4 ペットボトル	t/年	16	17	16	15	15	14	13	18	18	16
		5 発泡トレイ	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2
		6 容器包装プラ	t/年	31	31	29	28	27	27	27	28	30	31
-	@ V	7 乾電池	t/年	7	3	3	3	3	3	3	3	4	3
	2) 1	経源集団回収 イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	t/年	442	396	367	329	295	269	257	218	109	66
		1 アルミ缶	t/年	7	7	6	6	5	4	4	4	2	0.4
		2ピン	t/年	2	2	2	2	1	1	1_	1	0	0
		3 牛乳パック 4 ダンボール	t/年 t/年	4 88	4 82	3 78	2 69	2 64	2 62	60	1 45	32	0.3
			t /年		8∠ 151	144	134				82 82	32	19
		5 新聞	t /年	168 169	147	131	114	117 104	103 96	97 92	83	42	24
		6 雑誌/チラシ 7 繊維	t /年	169	3	3	2	104	96	92	2	42	0
-	Э н	7 機能 D間処理後資源化量	t/年 t/年	128	196	119	93	101	94	116	121	332	297
	94	1 びん手選別処理後資源化量 (びん、カレット)	t/年	52	51	44	47	39	36	37	37	37	32
		2 破砕選別処理後資源化量(金属)	t /年	10	16	10	14	20	25	24	32	45	36
		2 破砕選別処理後資源化量(金属) 3 焼却処理後資源化量(破砕鉄・下)	t /年 t /年	16 7	76	13 7	9	6	25 6	31 7	32	45	36
		4 溶融処理後資源化量(溶融メタル)	t /年	6	5	6	5	5	5	5	6	0	0
		4 冷蔵処理後員線化量(冷蔵スタル) 5 蛍光管	t/年	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1
		6 溶融処理後資源化量(スラグ)	t/年	38	108	40	9	23	12	26	23	0	0
		7 溶融処理後資源化量(スラグ)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0
		8 溶融処理後資源化量(スラン保管量)	t/年	7	7	7	7	6	8	8	15	0	0
		9 焼却灰	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	248	228
(3)	最終	冬処分量	t/年	49	50	172	202	177	199	158	147	38	22
		ブレキ	t/年	27	30	30	26	27	26	29	27	38	22
		2間処理後最終処分量	t/年	22	20	142	176	150	173	129	120	0	0
		1 スラグ	t/年	10	6	128	163	138	161	118	100	0	0
		2 溶融飛灰	t/年	12	14	14	13	12	12	11	20	0	0
総排出	出量		t/年	2,397	2,357	2,350	2,356	2,301	2,259	2,229	2,203	2,127	2,031
資源			%	28.2	29.3	24.6	21.8	20.9	19.7	20.4	19.3	25.0	22.1
最終		率	%	2.0	2.1	7.3	8.6	7.7	8.8	7.1	6.7	1.8	1.1

(1) 中間処理量

中間処理量の推移を表2-14及び図2-11に示します。

可燃ごみの焼却処理、ビンや缶の選別処理、不燃ごみや粗大ごみの破砕選別処理は組合のささゆりクリーンパークで行っています。

表2-14 中間処理量の推移

単位:t/年

	区分\年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼	却処理量	1,953	1,987	2,041	2,091	2,072	2,061	2,033	2,012	1,840	1,835
ビ	ン手選別処理量	52	51	44	47	39	36	37	37	37	32
	不燃ガラス	8	10	7	9	6	5	5	7	5	4
	飲食用びん	44	41	37	38	33	31	32	30	32	28
破	砕選別処理量	80	90	75	106	114	107	121	128	156	143
	可燃粗大	33	38	29	53	58	40	39	38	40	49
	不燃粗大	5	5	8	9	12	12	18	10	22	22
	不燃金物	17	21	16	19	21	33	41	54	64	47
	不燃ガラス	23	24	20	23	21	20	21	24	28	24
	不燃物(蛍光管)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1

注:缶選別圧縮処理は、1t未満のため、除外しています。

年間処理量(t/年) 2,500 2,000 44 52 1,500 2,091 2,072 2,061 1,000 -1,987 2,041 2,033 2,012 1,953 500 Ο H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 (年度) ■焼却処理量 ■ビン手選別処理量 ■破砕選別処理量

注:缶選別圧縮処理は、1t未満のため、除外しています。

図2-11 中間処理量の推移

(2) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の推移を表2-15及び図2-12に示します。

資源化量とリサイクル率は減少傾向にありましたが、令和2年度から焼却灰の資源化を行っていることから、リサイクル率は令和2年度に約25%、令和3年度は約22%となりました。

資源集団回収は急激に減少しており、資源集団回収に排出予定だった資源ごみは、 スーパーの店頭回収など、事業者による回収に排出している可能性があります。

令和4年8月に実施したアンケート調査結果によると、ペットボトル、食品トレイを出す場合は、近隣市町のスーパー・大型店舗等の回収Boxを選ぶ方が50%以上であり、新聞・雑誌類・チラシ、ダンボール、牛乳パックにおいても、約40%の方が近隣市町のスーパー・大型店舗等の回収Boxを選んでいました。(図2-16参照)

表2-15 資源化量及びリサイクル率の推移

単位:t/年

	Σ	区分乀年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
Ĩ	み排と	出量	1,953	1,987	2,041	2,091	2,072	2,061	2,033	2,012	1,840	1,835
資	原化量		676	690	577	514	480	446	456	426	533	449
	資源	ごみ	106	98	91	92	84	83	83	87	92	86
		アルミ缶	5	3	3	4	3	4	4	5	4	4
		スチール缶	2	1	1	2	1	2	2	2	2	2
		ビン類	43	41	37	38	33	31	32	30	32	28
		ペットボトル	16	17	16	15	15	14	13	18	18	16
		発泡トレイ	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2
		容器包装プラ	31	31	29	28	27	27	27	28	30	31
		乾電池	7	3	3	3	3	3	3	3	4	3
	資源	集団回収量	442	396	367	329	295	269	257	218	109	66
	中間	処理後資源化量	128	196	119	93	101	94	116	121	332	297
IJ.	リサイクル率(%)		28.2	29.3	24.6	21.8	20.9	19.7	20.4	19.3	25.0	22.1

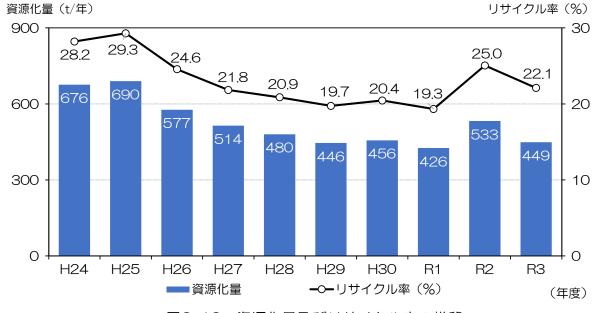


図2-12 資源化量及びリサイクル率の推移

(3) 最終処分量及び最終処分率

最終処分量及び最終処分率の推移を表2-16及び図2-13に示します。

令和2年度は、ささゆりクリーンパークにおける溶融処理の中断により、スラグ及び溶融飛灰の発生がなくなり、焼却灰を資源化し、ガレキのみを処分していることから、最終処分量は38t、最終処分率は1.8%となりました。令和3年度はさらに減少し、最終処分量は22t、最終処分率は1.1%となりました。

表2-16 最終処分量及び最終処分率の推移

単位:t/年

区分\年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ排出量	1,953	1,987	2,041	2,091	2,072	2,061	2,033	2,012	1,840	1,835
最終処分量	49	50	172	202	177	199	158	147	38	22
最終処分率(%)	2.0	2.1	7.3	8.6	7.7	8.8	7.1	6.7	1.8	1.1

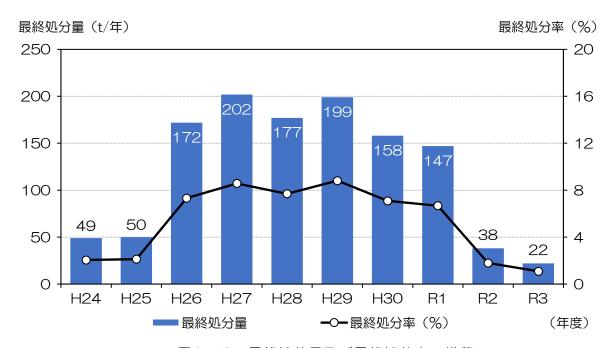


図2-13 最終処分量及び最終処分率の推移

3. ごみ減量化・再利用の実績

本町におけるごみの減量化・再利用の取り組みを以下に示します。

取り組み	取り組みの内容
リサイクルステー	収集日以外でもリサイクルごみを提出できるようリサイクルステ
ションの開設	ーションを設置しました。(上川辺・中川辺・比久見地内)
	◎回収品目:ペットボトル(キャップを取りラベルは剥がす)、
	蛍光管、発泡スチロール・食品トレイ、紙パック、 廃乾電池
	◎回 収 日:日曜日〜金曜日(祝・お盆・年末年始は休み)
資源集団回収	新聞紙、雑誌、ダンボールなどは、町内各こども園、小中学校等団
	体が定期的に資源回収を実施しています。これらの営利を目的とし
	ない公共団体であって、定期的に資源回収を行う団体に対しては、
	町より奨励金を交付しています。
	◎資源集団回収活動に対する奨励金:5円/kg
一でみ収納箱の設置	鳥獣被害が絶えないことから、自治会等が可燃ごみ用のごみ収納箱
に対する補助金の 交付	を設置した場合において補助金を交付しています。
עוא	 ◎ごみ収納箱の構造基準
	・スチール製で表面処理がされているもの
	・網状で雨水等の抜けるもの
	ごみ袋を容易に取り出せるもの
	●補助金額:購入金額の1/2(限度額40,000円)
生ごみ堆肥化装置	家庭から出る生ごみの減量と堆肥化による有効利用を促進するた
の購入に対する補	め、生ごみ堆肥化装置の購入に対し、補助金を交付しています。
助金の交付	
	◎コンポスト容器方式:購入金額の1/2(限度額 3,000円)
	1世帯1基まで
	◎機械器具方式 : 購入金額の1/2 (限度額20,000円)
	1世帯1基まで
	◎密閉発酵容器方式 : 購入金額の1/2(限度額 1,000円)1世帯2基まで
廃食用油回収	平成22年度から廃食用油の拠点回収を実施しています。
その他	・ぼかしの販売(EM・ハーブ):100円/1袋
	・ごみ袋等の販売取扱店:23店舗
	・分別アプリを使った情報周知

表2-17 資源集団回収の団体数と回収量

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
団体数	10	8	8	З	3
資源集団回収量 (t/年)	269	257	218	109	66

注:令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、資源集団回収の実施が減少した。

表2-18 生ごみ堆肥化装置等の補助金の交付件数

単位:基

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度
コンポスト容器方 式	5	6	6	15	7
機械器具方式	2	3	3	6	10
密閉発酵容器方式	0	0	2	3	0

4. アンケート調査結果

今回の一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、ごみ処理に関する住民満足度の把握及び、ごみの減量や資源化への取り組み状況を把握し、計画策定のための資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

1)調査概要

アンケートは、住民基本台帳から18歳以上の方を対象に1,000名を無作為に抽出し、郵送による送付及び回収を行いました。

調査の概要は表2-19に示すとおりです。

表2-19 アンケート調査の概要

項目	内 容
アンケート 対象者	住民基本台帳から無作為に抽出した1,000世帯 (送付先に2件重複があったため、計998件を対象とした。)
実施期間	令和4年8月10日(発送日)~令和4年8月31日(回答〆切日)
調査方法	郵送による送付、返送。無記名式。
回 収 率	57.2%(回収:577世帯/送付:998世帯)

2)調査結果

調査結果の抜粋を表2-20~表2-22及び図2-14~図2-17に示します。

(1) アンケート回答者の年齢構成

「70歳以上」が最も多く31.5%、次いで「60歳代」が26.7%、「50歳代」が17.7%の順となっています。

選択肢 グラフ 件数 比率 1. 10歳代 0.0% 0.0% 2. 20歳代 15 2.6% 2.6% 44 7.6% 3. 30歳代 7.6% 12.8% 4. 40歳代 17.7% 5. 50歳代 102 17.7% 6. 60歳代 26.7% 154 26.7% 31.5% 70歳以上 182 31.5% 7. 無回答·複数回答 1.0% 1.0% 100.0%

表2-20 回答者の年齢構成

(2) お住まいの地区別の回答者の構成

「中川辺」が最も多く22.5%、次いで「比久見・中野」が14.9%、「上川辺」が13.5%の順となっています。

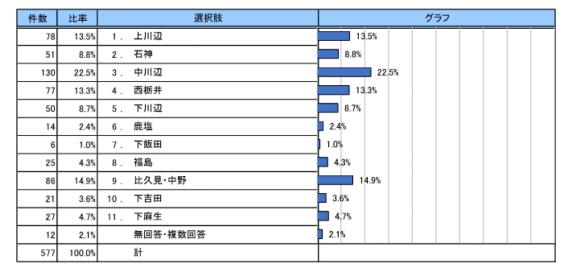


表2-21 回答者の居住地区別構成

(3) 【Q3】町ではごみの減量やリサイクル推進のために以下の取り組みを行っています。ご存知な取り組みに対しての満足度について、0~3の数字のいずれか1つに 〇をつけてください。

「①ごみ・健康カレンダーの配布、ごみ分別早見表の作成」については、「普通(このままでよい)」が60.0%で最も多く、次いで「満足」が33.3%、「不満」が2.6%の順になっています。

「②川辺町ごみ分別アプリの導入・活用」については、「知らない」が44.4%で最も多く、次いで「普通(このままでよい)」が38.6%、「満足」が10.6%の順になっています。

「③資源ごみの分別収集、拠点回収」については、「普通(このままでよい)」が61.9%で最も多く、次いで「満足」が18.7%、「不満」が13.5%の順になっています。

「④生ごみ堆肥化装置(コンポストや電気式生ごみ処理機、ボカシ肥料専用容器)の購入に対する補助金の交付」については、「普通(このままでよい)」が47.7%で最も多く、次いで「知らない」が36.2%、「満足」が7.1%の順になっています。

「⑤PTA等への資源集団回収の奨励、補助金の交付」については、「普通(このままでよい)」が62.0%で最も多く、次いで「知らない」が15.9%、「満足」が14.0%の順になっています。

「⑥広報紙等による普及啓発活動(ごみの減量化、その他環境衛生に関する事項)」については、「普通(このままでよい)」が63.6%で最も多く、次いで「知らない」が16.1%、「満足」が10.2%の順になっています。

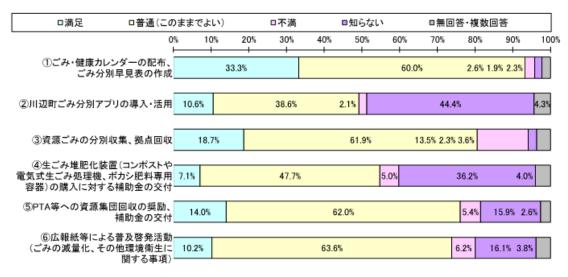


図2-14 「5R」に関する回答

(4)【Q4】ごみの減量や再生利用について、あなたが取り組んでいることについてお聞きします。以下の各取り組み事項で、1~3の数字のいずれか1つに○をつけてください。

「ア. 生ごみの水切りをして出す」「ウ. 缶類、びん類は資源ごみに出す」「エ. ペットボトル、食品トレイは拠点回収やリサイクルステーションに出す」「カ. マイバッグを持参して買い物をする」については、「いつも取り組んでいる」が70%以上で最も多くなっています。



図2-15 「ごみの減量や再生利用について、取り組んでいること」に関する回答

(5)【Q5】あなたは資源ごみをリサイクルに出す場合、どこを利用されていますか。 資源ごみごとに、該当する場所に○を付けてください。(○はいくつでも可)。

「ビン類」「缶類」「ペットボトル」を出す場合は、「町内の指定回収場所(収集所、役場)」が最も多く、次いで「近隣市町のスーパー・大型店舗等の回収Box」の順となっています。

「食品トレイ」「牛乳パック」を出す場合は、「近隣市町のスーパー・大型店舗等の回収Box」が最も多く、次いで「町内の指定回収場所(収集所、役場)」の順となっています。

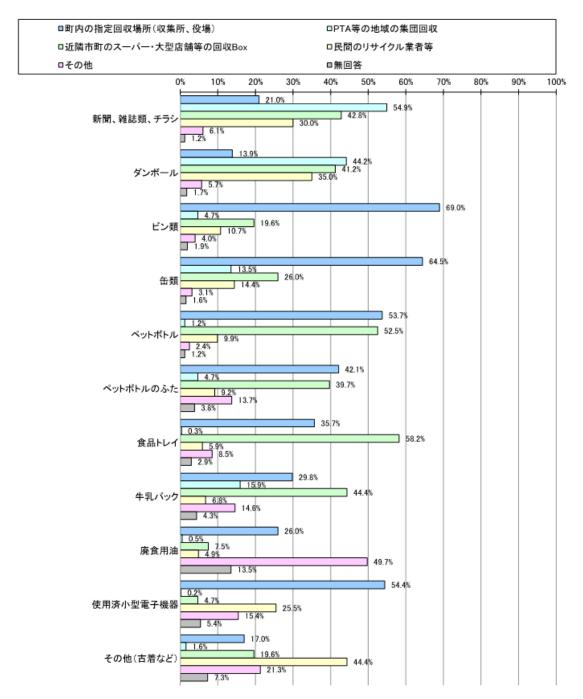


図2-16 「資源ごみをリサイクルに出す場所」に関する回答

(6)【Q7】あなたのご家庭では、どの程度の食品ロスが発生していますか。以下の1 ~4 いずれか1つに〇をつけてください。

「少し発生している」が50.1%で最も多く、次いで「ほとんど発生していない」が40.6%、「全く発生していない」が5.9%の順となっています。

表2-22 「食品ロスの発生」に関する回答

件数	比率	選択肢	グラフ
34	5.9%	1. 全く発生していない	5.9%
234	40.6%	2. ほとんど発生していない	40.6%
289	50.1%	3. 少し発生している	50,1%
15	2.6%	4. たくさん発生している	2.6%
5	0.9%	無回答•複数回答	0.9%
577	100.0%	計	

(7)【Q9】町が収集する可燃ごみや不燃ごみ及びペットボトル、食品トレイなどの資源ごみの拠点回収についてどう思われますか。各項目について、1~3の数字のいずれか1つに○をつけてください。

どの資源ごみも「ちょうど良い」が最も多く、全体の7割以上を占めています。

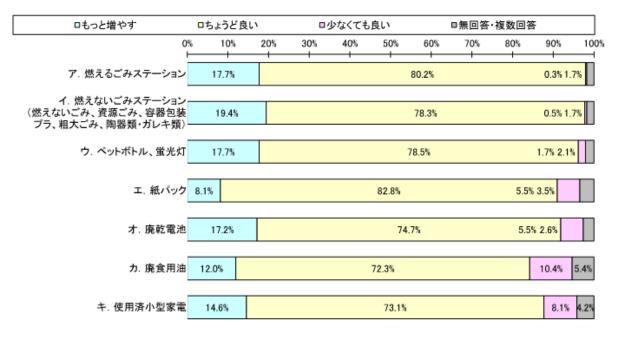


図2-17 「資源ごみの拠点回収」に関する回答

5. ごみ組成調査結果

資源化・減量化計画における基礎資料に資することを目的として、令和4年9月に町内の2地区から可燃ごみを回収し、内容物の組成調査を行いました。

ごみ組成調査結果を表2-23に、構成比率(重量)及び資源化率(重量)を図2-18及び図2-19に示します。

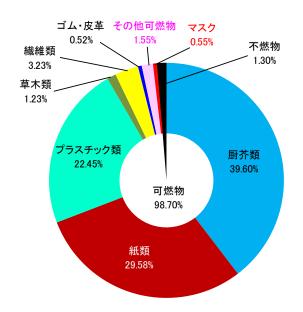
表2-23 ごみ組成調査結果

調査対象物:「もえるごみ」の袋 調査地域:中川辺地区・比久見地区 調査年月日:令和4年 9月 5日(月)

圆旦八多物。	10/2000	・」の袋 調査地域・中川辺地区			9日 - 市和 4	4 9月	単位体積
			湿重量				
大分類		細項目	湿重量	組成	体積	組成	重量
			(kg)	(wt%)	(L)	(vol%)	(kg/L)
	新聞紙	そのまま捨てられたもの	0.13	0.14	3.9		
		ごみを包んだもの	0.97	1.02	55.8	3.43	1
	雑誌		0.41	0.43	3.2	0.20	1
紙	ダンボール		0.78	0.82	37.5	2.30	
米四	紙パック	内側にアルミ貼りのないもの	0.10	0.11	4.4	0.27	0.023
類	1111V/ 1 / /	内側にアルミ貼りのあるもの	0.90	0.95	24.2	1.49	0.037
	紙製容器包装		4.51	4.75	143.2	8.79	0.031
	その他の紙類		20.28	21.36	230.3	14.14	0.088
	紙類合計		28.08	29.58	502.5	30.85	0.056
	ペットボトル		0.72	0.76	19.2	1.18	1
プ	発泡トレイ	白色	0.24	0.25	39.7	2.44	0.006
プラスチック類		色・柄付き	0.19	0.20	33.5	2.06	
人 チ	プラスチック	T T	11.81	12.44	482.4	29.62	
, N	レジ袋	そのまま捨てられたもの	0.10	0.11	27.8	1.71	1
ク 数	U J 4X	ごみを包んだもの	1.39	1.46	103.1	6.33	0.013
枳	その他のプラン		6.86	7.23	177.4	10.89	
	プラスチック類合計		21.31	22.45	883.1	54.22	
草木類			1.17	1.23	15.8		1
繊維類			3.07	3.23	51.8		
ゴム・皮革 <u>*</u>			0.49	0.52	5.5	0.34	
その他の可燃			1.47	1.55	11.0	0.68	0.134
金属	空き缶		0.12	0.13	1.8	0.11	0.067
類	その他の金属	類	0.55	0.58	7.5	0.46	0.073
ガラス類	ガラス瓶		0.00	0.00	0.0	0.00	
ス 類	その他のガラ	 ス類	0.15	0.16	0.1	0.01	1.500
陶磁器類			0.00	0.00	0.0	0.00	_
廃電池類			0.00	0.00	0.0	0.00	
その他の不燃	然物		0.41	0.43	2.5	0.15	0.164
	調理品等(賞印 手つかず品)	味期限切れ等による未開封品、	4.63	4.88	16.4	1.01	0.282
	調理くず(主)	に不可食部分)	15.88	16.73	50.1	3.08	0.317
		卓にのぼった後の残飯)	13.30	14.01	25.9	1.59	
	その他の食品廃棄物		2.83	2.98	9.7	0.60	i e
廃食用油		0.95	1.00	1.5	0.09	1	
<u>房</u> 厨芥類合計			37.59		103.6		
マスク			0.52	0.55	43.5	2.67	
 			94.93	i		100.00	1
	ついては 土-					表示値と個	1

注1:組成については、表示桁以下にも数値があるため(例:0.095を0.10と表示)、合計欄の表示値と個別の表示値の合計とが異なる場合があります。

注2: 厨芥類の合計については、食品廃棄物(厨芥類)と廃食用油の合計で示しました。

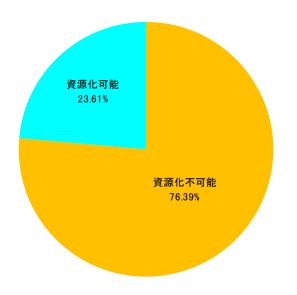


分類	構成比率
刀規	(wt%)
厨芥類	39.60
紙類	29.58
プラスチック類	22.45
草木類	1.23
繊維類	3.23
ゴム・皮革類	0.52
その他可燃物	1.55
金属類	0.71
ガラス類	0.16
陶磁器類	0.00
その他不燃物	0.43
マスク	0.55
可燃物合計	98.70
不燃物合計	1.30

注1:組成については、表示桁以下にも数値があるため(例:0.095を0.10と表示)、合計欄の表示値と個別の表示値の合計とが異なる場合があります。

注2: 厨芥類の合計については、食品廃棄物(厨芥類)と廃食用油の合計で示しました。

図2-18 構成比率(重量)



分類	構成比率 (wt%)
資源化不可能なもの	76.39
可燃物	75.22
不燃物	1.17
資源化可能なもの	23.61
紙類	1.50
プラスチック類	20.98
その他	1.13
合 計	100.00

注:組成については、表示桁以下にも数値があるため(例:0.095を0.10と表示)、合計欄の表示 値と個別の表示値の合計とが異なる場合があります。

図2-19 資源化率(重量)

第2章 ごみ処理の評価と課題

1. 前計画の目標達成度

1)施策実施状況

前計画では、ごみの減量化・再利用を進めるため、種々の施策を掲げました。 それらの施策に対する取り組み状況を表2-24に示します。

表2-24 ごみの減量化、資源化のための取り組み状況

	表2-24 ごみの減量化、	資源化のための取り組み状況
項目	取り組み計画	実績
(1) 家庭ごみの分別	• 資源化可能な紙類の分 別	• 資源化可能な紙類等は資源集団回収へ排出するよう、ごみ・健康カレンダーやごみ分別アプリで周知し、再資源化に努めています。
	その他プラスチック製容器包装の分別	燃えるごみではなく、再資源化ごみとして 排出するよう、ごみ・健康カレンダーやご み分別アプリで周知をしています。
	• 資源ごみの分別	• ごみ・健康カレンダーやごみ分別アプリで 資源ごみの分類方法を周知し、ごみの排出 抑制と再資源化に努めています。
	• エコステーションによる分別収集	ごみステーション、リサイクルステーションを設置し、ごみ・健康カレンダーやごみ分別アプリで周知することで、分別収集及び排出量抑制に努めています
(2)レジ袋等 容器包装 減量の推 進	川辺町レジ袋削減(有料化)の取組に関する協定レジ袋有料化とマイバッグの推進	• レジ袋有料化により、レジ袋辞退及びマイ バック持参を推進しています
(3) 生ごみの 減量化	家庭での自主的資源化・ 減量化の促進の啓発水切りの徹底生ごみ処理機等の購入 に対し補助	ホームページやごみ・健康カレンダーで生 ごみ処理機の補助金交付や生ごみの水切 りを周知しています。
	ごみになるものを家庭 に持ち込まない	川辺町第5次基本計画の主要施策で、「5 R推進のための意識啓発」を掲げ、ごみに なるものを買わない(Refuse:リフュー ズ)の周知に取り組んでいます。
(4) 資源集団 回収・店	• 資源集団回収の奨励事 業	• 集団回収に対する奨励金の交付により支援を行っています。
舗拠点回 収の推進	• 資源集団回収に関する 啓発	・ 小中学校を中心に集団回収実施の普及啓発を行っています。
	• 店舗拠点回収の実施	• 町内の店舗等で自主的に資源物の回収場所を設けていただいています。
(5)事業系ご みに対す る減量化	• 多量排出事業者等への 排出指導の強化	• 町内の多量排出事業者に対して定期的に 排出状況を確認し、状況に応じて排出指導 を行っています。
施策	• 事業者向けパンフレットの配布	• 事業者向けの排出抑制・資源化促進のパンフレットを作成し、普及啓発を行っています。

2)数值目標

前計画では数値目標を掲げました。

目標値の達成状況を表2-25に示します。

ごみ排出量、事業系ごみ排出量は、前計画の目標値を達成しています。1人1日当たり生活系ごみの排出量は、目標の達成まであと一歩というところです。

表2-25 前計画における目標値と達成状況

項目		令和2年度 (実績)	令和2年度 (目標年度)	評価
ごみ排出量	(t/年)	2,127	2,205	達成
1人1日当たり生活系ごみの排出量	(g/人・日)	462	460	未達成
事業系ごみ排出量	(t/∃)	1.1	1.3	達成
焼却処理量	(t/年)	1,840	1,570	未達成
最終処分量	(t/年)	38	26	未達成

2. 関連計画の目標値等との比較

1)第四次循環型社会形成推進基本計画の目標との比較

国の第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月策定)では、一般廃棄物の 数値目標を設定しており、目標値との比較結果を表2-26に示します。

令和3年度現在において、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ご みの目標値を達成しています。

表2-26 第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値との比較

項目	令和3年度	令和7年度	
块口		(本町の実績)	(国の目標値)
1人1日当たりのごみ排出量	(g/人·日)	554.9	850
1人1日当たりの家庭系ごみ	(g/人·日)	408	440

注:1人1日当たりの生活系ごみの排出量から、計画収集及び資源集団回収による資源物を除いた値です。

2)第3次岐阜県廃棄物処理計画の目標との比較

岐阜県の第3次岐阜県廃棄物処理計画(令和3年3月策定)では、一般廃棄物の減量化に関する目標値を設定しており、目標値との比較結果を表2-27に示します。

令和3年度現在において、排出量、最終処分量、1人1日当たり生活系ごみの排出量、 事業系ごみの削減率における目標値を達成していますが、再生利用率の目標値は達成 していません。

項目		令和3年度	令和7年度
		(本町の実績)	(県の目標値)
排出量注1	(t/年)	2,031	2,073
再生利用率	(%)	22.1	28
最終処分量 ^{注2}	(t/年)	22	133
1人1日当たり生活系ごみの排出量	(g/人·日)	450	629
事業系ごみの削減率	(%)	13	5

表2-27 第3次岐阜県廃棄物処理計画の目標値との比較

注1:排出量の目標値は、県全体の目標値(608,000t)と基準年度(平成30年度)における県の排出量実績値(652,000t)より削減率を求め、川辺町の基準年度(平成30年度)実績値(2,229t)より算出した値です。

注2: 最終処分量の目標値は、県全体の目標値(42,000t)と基準年度(平成30年度)における県の排出量実績値(50,000t)より削減率を求め、川辺町の基準年度(平成30年度)実績値(158t)より算出した値です。

3) 可茂地域循環型社会形成推進地域計画の目標との比較

可茂衛生施設利用組合の可茂地域循環型社会形成推進地域計画【第3期】(令和4年12月策定)の目標との比較結果を表2-28に示します。

令和3年度現在において、直接資源化量及び総資源化量を除き、目標値を達成していません。

表2-20 可以地域相谋至社会形成推進地域計画の目標値との比較			
項目		令和3年度	令和10年度
块口		(実績)	(目標年度)
事業系ごみ排出量 総排出量	(t/年)	385	332
事業系ごみ排出量	(t/年•事業所)	0.923	0.764
1事業所当たりの排出量 ^{注1}	(1/午*尹未別)	0.923	0.704
生活系ごみ排出量 総排出量	(t/年)	1,646	1,555
生活系ごみ排出量 1人当たりの排出量	(kg/人・年)	164.1	161.0
事業系生活系排出量合計	(t/年)	2,031	1,887
直接資源化量 ^{注2}	(t/年)	86	86
総資源化量 ^{注3}	(t/年)	449	447
埋立最終処分量	(t/年)	22	18

表2-28 可茂地域循環型社会形成推進地域計画の目標値との比較

注1:事業系ごみ排出量の1事業所当たりの排出量の実績は、「令和3年経済センサス·活動調査 速報集計」による417事業所より算出した値です。

注2:直接資源化量は、前掲表2-15(2-20頁)に示す「資源ごみ」としました。 注3:総資源化量は、前掲表2-15(2-20頁)に示す「資源化量」としました。

4) 可茂衛生施設利用組合 経営計画の目標との比較

可茂衛生施設利用組合の経営計画(令和3年2月策定)の目標値との比較結果を表2-29に示します。

令和3年度現在において、1人1日当たりごみ排出量、リサイクル率における目標値を達成しています。

表2-29 可茂衛生施設利用組合経営計画の目標値との比較

項目		令和3年度 (実績)	令和5年度 (目標年度)
1人1日当たりごみ排出量	(kg/年)	203	265
リサイクル率	(%)	22.1	19.7

5)川辺町第5次総合計画の目標との比較

川辺町第5次総合計画の目標の達成状況は表2-30に示すとおりです。 令和3年度現在において、1人当たりごみ(可燃・不燃・粗大)排出量における目標 値を達成していません。

表2-30 川辺町第5次総合計画の目標値との比較

項目		令和3年度	令和5年度
		(実績)	(目標年度)
1人当たりごみ (可燃・不燃・粗大)排出量	(kg/年)	187	131

3. 岐阜県平均との比較

本町の令和2年度のごみの排出量及び処理の実績値と岐阜県内の各市町村の平均値との比較を表2-31及び図2-20に示します。

本町は県内の各市町村の平均値より良好であるといえます。

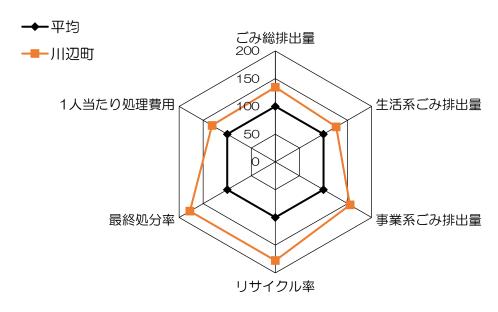
表2-31 川辺町と岐阜県内各市町村の平均値との比較(令和2年度)

項目		本町	岐阜県内の 各市町村平均 ^{注1}
ごみ総排出量	(g/人•日)	575	878
生活系ごみ排出量	(g/人・日)	462	627
事業系ごみ排出量	(g/人•日)	113	251
リサイクル率	(%)	25.0	14.1
最終処分率	(%)	1.8	7.9
1人当たり処理費用 ^{注2}	(円/人・年)	9,851	14,394

注1: 岐阜県内各市町村の平均値(ごみ排出量、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、資源回収率及び最終処分率)は、「一般廃棄物処理実態調査結果」(令和2年度 環境省)のデータを引用しています。

なお、本町の値は下記注2の値を除き、前掲表2-12(2-17頁)、表2-15(2-20頁)及び表2-16(2-21頁)の実績値に基づいています。

注2:1人当たり処理費用は「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(令和2年度実績版) より引用しました。



※チャート図は、指標が大きいほど良い結果を示します。

図2-20 本町と岐阜県内各市町村との比較(指数値)

4. 本町におけるごみ処理の課題

1)ごみの発生・排出抑制

(1) 生活系ごみ

- 前掲表2-8(2-13頁)をみると、生活系ごみにおいて、過去5年間で減少していますが、そのほとんどが集団資源回収の減少によるものであり、生活系可燃ごみは、過去5年間でほとんど変わらないことから、可燃ごみの排出抑制が必要です。
- 可燃ごみの量を減らすためには、可燃ごみとして排出されている生ごみを減量化し、資源化が可能な紙類等の分別の徹底を図ることが効果的です。また、プラスチック類の分別収集についても、「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月に施行され、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出されるように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。本町では厚さによってプラスチック類の分別区分が異なることから、組合や構成市町村、収集業者とともに、再商品化に向けた分別区分の検討が必要です。

(2) 事業系ごみ

• 前掲表2-10(2-15頁)をみると、事業系ごみの大部分は可燃ごみですが、その中には資源化可能物も多く含まれています。事業所での排出時の分別や資源化をさらに徹底させる施策が必要です。

2)資源化

(1) 資源回収

- ・新聞紙、雑誌、段ボール等は集団資源回収へのご協力をお願いしています。しかし、集団資源回収は新型コロナウイルス感染防止のために実施していなかった影響もあり、令和3年度の回収量は66tと過去10年間で最も減少しました。また、少子高齢化が進んでいることから、集団回収の人手が少なく、集団回収の実施が年々難しくなっている状況が考えられることから、回収しやすい仕組みづくりが必要と考えられます。
- 資源ごみの回収のうち、ペットボトルや紙パック等については、公民館等で拠点 回収を行っています。しかしながら、回収場所が自宅から離れていると出しにく いことがあり、可燃ごみとして排出していることが考えられます。資源ごみの回 収を高めるための取り組みが必要と考えられます。

3)収集・運搬に関する課題

(1) 収集場所、収集(回収)頻度

- ごみや資源物の収集場所や頻度については、アンケート調査によると、可燃ごみでは住民の8割以上の方が「ちょうど良い」と回答しています。一方で、不燃ごみでは約7割の方が「ちょうど良い」と回答していますが、約3割の方が「増やしてほしい」と回答しています。陶器類・ガレキ類、食用ビン・食用缶、容器包装プラスチックでは、約2割の方が「増やしてほしい」と回答しています。
- 今後は、高齢化に伴うごみや資源物の収集場所や頻度の適正化、収集場所への運搬労力の軽減等も考える必要があります。
- ごみステーションの維持管理方法について、現在は自治会参加者が当番制で清掃を行っていますが、自治会への参加者が減少していることから、自治会参加者の負担が大きくなっています。ごみステーションの維持管理方法について検討が必要です。

4)中間処理・最終処分

(1) 中間処理等

• ごみの中間処理については、ささゆりクリーンパークで行っていますが、今後も ごみの量や質の変化にも対応した、安定的な稼働を維持することが大切です。 なお、ささゆりクリーンパークの可燃ごみ処理施設では、令和2年度から溶融処 理を中断していますが、溶融スラグ及び溶融飛灰に替わって焼却灰を民間のリ サイクル業者に処理を委託し、資源化の流れに大きな変更はありません。

5) その他の事項

• その他適正処理に関する課題として、処理が困難なものや不適当なものは、住民 及び事業者に排出抑制のPRを行うとともに、製造・販売事業者の責任のもと、 民間での適正処理を要請する必要があります。

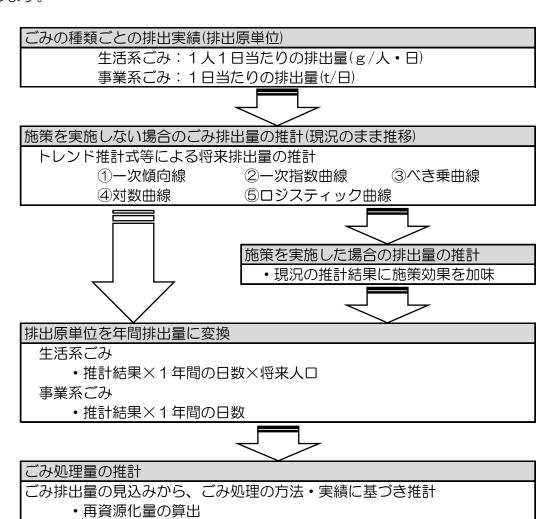
5. ごみの排出量及び処理量の見込み

1)推計方法

ごみの排出量及び処理量の見込みの推計手順を図2-21に示します。また、推計式の特徴を表2-32に示します。

新型コロナウイルスによる新しい生活様式の影響は、主として令和2年度、令和3年度に表れていると考えられます。しかし、ごみ排出量の両年度の傾向を見ると、生活系ごみでは、令和元年度から令和2年度にかけて増加し、その後減少するといった相殺するような動きが見られます。また、事業系ごみでは過去の推移を延長するような傾向で一貫して減少傾向を示しています。

従って、トレンド予測においてはこの2カ年の実績を考慮しながら予測することと します。



注:「ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987年8月)」では、一次傾向線、 二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されています。このうち、 二次傾向線は極端に大きな予測値や小さな予測値を示す傾向があり、長期の予測には注意を 要することから不採用としました。また、表2-32に示すように、べき曲線は実績値の推移に より計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いました。さらに、 対数曲線は長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ないため、追加することとしました。

・ 最終処分量の算出

図2-21 ごみの排出量及び処理量の見込み推計手順

表2-32 推計式の特徴

2/2 OZ 1E11 2/02/15/2		
名 称	推計式の特徴	
一次傾向線	最も単純な式であり、推計としての使用頻度が高い式です。過去	
y=a+b • x	の実績が漸増・漸減している場合に良く適合します。	
一 一次指数曲線	過去のデータが等比級的な傾向の時にあてはめの結果が良いとさ	
	れていますが、発展性の強い都市以外では、推計値が過大となる場	
y=a • b ^x	合があります。	
	べき曲線(y=初期値+a・xb)は実績値が増加し続ける条件で最	
 べき乗曲線	もあてはまりが良いとされています。しかし、過去の実績で基準年	
y=a•x ^b	(初年度)の実績よりも小さなものがある場合、計算不能となり、	
y-a x	この推計式は採用できなくなるため、本計画では初期値をゼロとし	
	たべき乗曲線を用います。	
対数曲線		
y=a+b • logx	一般的に一次傾向線より低い伸びで推移する傾向を示します。	
	人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、	
ロジスティック曲線	その時の人口の大きさに比例するが、同時にその時の人口の大きさ	
$y=k/(1+a\cdot e^{-bx})$	に関係する抵抗を受けるという理論による予測式です。一定値に	
	(上限または下限に)達すると動きはほぼ横ばいとなります。	

x :年度(基本年からの経過年数)

y :x年度(基本年からx年後)の推計値

e : 自然対数の底 K : 飽和値

a、b :実績値から求められる定数

2) 将来人口

生活系ごみの発生量は人口の動態に左右されるため、生活系ごみの推計を行うために、町の将来の人口を設定します。

推計に用いる将来人口を表2-33に示します。

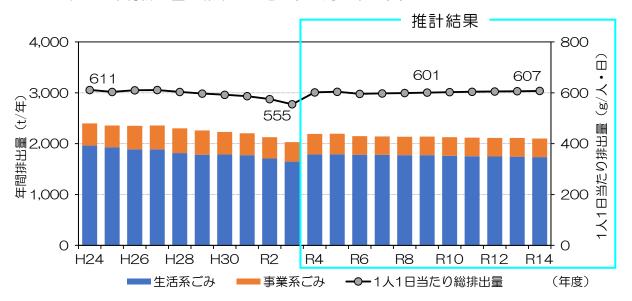
表2-33 本計画における将来人口

年度	人口(人)
令和4年 (2022年)	9,977
令和5年 (2023年)	9,927
令和6年 (2024年)	9,877
令和7年 (2025年)	9,827
令和8年 (2026年)	9,774
令和9年 (2027年)	9,721
令和10年(2028年)	9,667
令和11年(2029年)	9,614
令和12年(2030年)	9,561
令和13年(2031年)	9,515
令和14年(2032年)	9,469

3)ごみ排出量の見込み

(1) ごみの総排出量

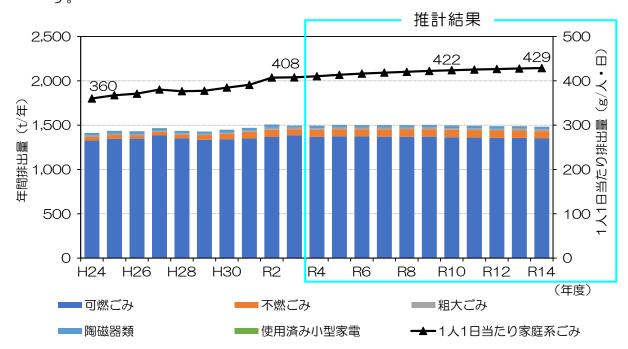
現状のまま推移した場合のごみ総排出量の見込みを図2-22に示します。 現状のまま推移した場合、人口の減少に伴いごみの総排出量は減少し、1人1日当 たりのごみ総排出量は緩やかに増加する見込みです。



注:1人1日当たりのごみ総排出量 = ごみ総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ)÷人口÷年間日数 図2-22 現状のまま推移した場合の総排出量の見込み

(2) 家庭系ごみの排出量

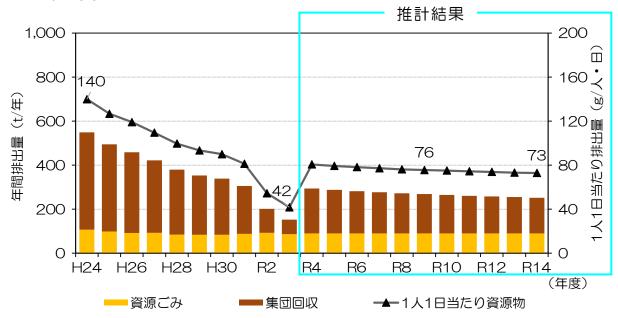
現状のまま推移した場合の家庭系ごみ排出量の見込みを図2-23に示します。 現状のまま推移した場合、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は増加する見込みです。



注:1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量÷人口÷年間日数 図2-23 現状のまま推移した場合の家庭系ごみ排出量の見込み

(3) 資源物の排出量

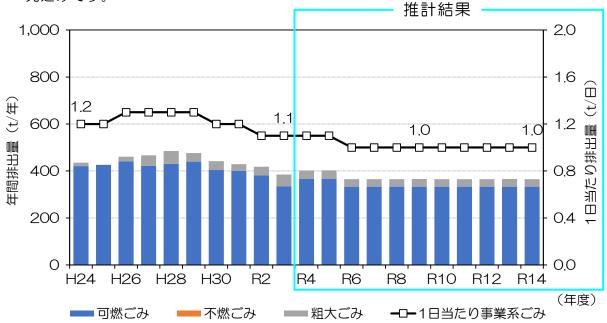
現状のまま推移した場合の資源物排出量の見込みを図2-24に示します。 現状のまま推移した場合、1人1日当たりの資源物排出量は緩やかに減少する見込みです。



注:1人1日当たりの資源物排出量 = 資源物排出量÷人口÷年間日数 図2-24 現状のまま推移した場合の資源物排出量の見込み

(4) 事業系ごみの排出量

現状のまま推移した場合の事業系ごみ排出量の見込みを図2-25に示します。 現状のまま推移した場合の1日当たりの事業系ごみ排出量は、横ばい傾向となる 見込みです。

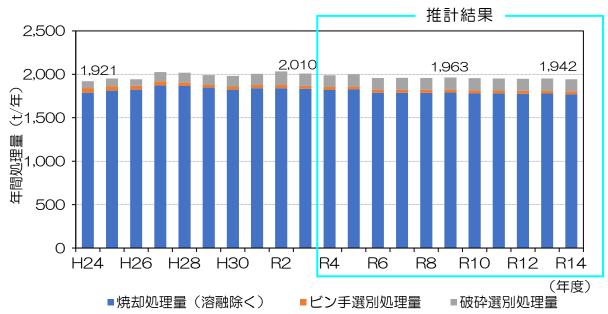


注:1日当たりの事業系ごみ排出量 = 事業系ごみ排出量÷年間日数 図2-25 現状のまま推移した場合の事業系ごみ排出量の見込み

4) ごみの中間処理量、資源化量及び最終処分量の見込み

(1) 中間処理量の推移

現状のまま推移した場合の中間処理量の見込みを図2-26に示します。 現状のまま推移した場合の中間処理量は緩やかに減少する見込みです。



注:令和2年度以降、溶融処理が中断されているため、焼却処理のみの量となります。 図2-26 現状のまま推移した場合の中間処理量の見込み

(2) 資源化量の推移

現状のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率の見込みを図2-27に示します。

現状のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率は緩やかに減少する見込みです。

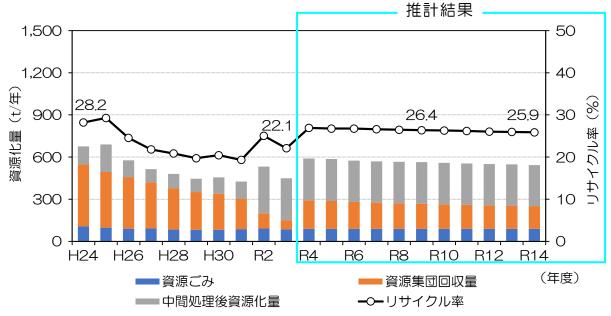


図2-27 現状のまま推移した場合の資源化量及びリサイクル率の見込み

(3) 最終処分量の推移

現状のまま推移した場合の最終処分量の見込みを図2-28に示します。 埋立対象の陶磁器類、ガレキ類は横ばい傾向と見込まれるため、最終処分量は横ばい傾向となる見込みです。

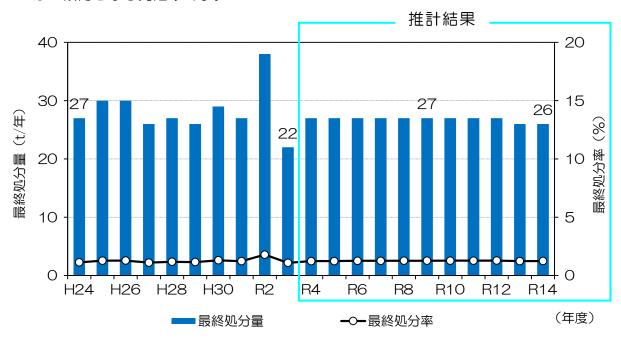


図2-28 現状のまま推移した場合の最終処分量の見込み

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

本町の今後の方向性を示すまちづくりの指針となる川辺町第5次総合計画では、ごみ 処理に関連する主な施策を定めています。

表2-34 川辺町第5次総合計画(後期基本計画)の概要(ごみ処理に関する事項)

将来像	清流と人が織りなす活力あるまち
まちづくりの方針	美しく安らぎのあるまちづくり
基本施策	環境共生・循環型社会の形成
施策が目指す 将来の川辺町	分別収集の徹底とリサイクルへの取組みにより、ごみの排出量が減少 しています。

主な施策及び内容

① 環境に関する意識啓発の徹底

(1) 5R推進のための意識啓発

一人ひとりが環境について理解と認識を深め、環境に配慮した生活を心がけていただくため、効果的に5Rを推進します。特に、家庭ごみの適正な分別収集と減量化に向けた取り組みを推進します。

② 循環型社会形成の取組みの推進

(1) ごみの正しい分別の促進

ごみ・健康カレンダーの各戸配布、ごみアプリの活用、ごみ分別早見表の作成やごみ袋の改善を行い、町民にごみの分別収集をわかりやすく示し、正しく分別を行うことを徹底します。

③ ごみの減量化と再資源化の推進

(1) 資源回収の促進

各種団体の資源回収活動に対する支援及び拠点方式による資源回収を継続すると共に、 町民に対しリサイクル運動への参加を促し、資源の再利用・再資源化を促します。

(2) 生ごみの堆肥化の促進

ごみ処理機やコンポスト、ぼかしなどの利用を推進すると共に、生ごみの水切りを啓発して、ごみの減量化、再資源化を促します。

④ 環境美化の推進

(1) 環境美化の推進

地域住民に環境に関する法令等を周知すると共に、不法投棄、ペットのふん害、ごみのポイ捨てや屋外焼却などの防止を図ります。

(2) 不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、町民等からの情報提供に留意すると共に巡視活動を強化し、早期発見に努めます。また、県担当課や警察との連携を図り不法投棄の根絶に努めます。

そこで、本計画においては、この総合計画における主な施策に準じて、ごみの減量、 資源化の推進を目指し、基本方針を次のように定めます。

一人ひとりが環境について理解と認識を深め、5Rを推進し、ごみの適正な分別排出 と減量化に向けた取り組みを促進することで、持続可能なまちづくりを目指します。

5Rの推進と持続可能なまちづくり

基本方針 I:5Rの推進



ごみの発生量や埋立処分量を削減するために、5Rを推進します。また、SDGsの考え方を踏まえ、情報発信や環境学習を進めます。

Refuse (リフューズ) : ごみになるものを買わない

Reduce(リデュース) : ごみの発生抑制

Reuse (リユース) : 再使用

Repair (リペア) : 修理して使う Recycle (リサイクル) : 再資源化

基本方針Ⅱ:住民・事業者・行政の協働

と役割分担



5 R を推進するためには住民だけでは難しく、また事業者や行政だけの取り組みでも難しいものです。そこで、住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を実行し、情報を共有することでごみの減量・資源化を推進します。

基本方針Ⅲ:適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、組合や構成市町村とともに安心で環境にやさしい処理・処分を行います。

2. 目標の設定及び施策の方針

平成23年度に策定した前計画の目標と令和2年度の実績を比較すると、ごみ排出量、 事業系ごみ排出量は、前計画の目標値を達成しています。1人1日当たり生活系ごみの 排出量は、目標の達成まであと一歩というところです。

そこで本計画では、さらなる減量化、資源化を進め、「第3次岐阜県廃棄物処理計画」 や「可茂衛生施設利用組合の可茂地域循環型社会形成推進地域計画【第3期】」における目標の達成を目指すこととします。

1)ごみ排出量に関する目標

施策の実施や啓発活動を引き続き行い、家庭系ごみ、事業系ごみの減量化に取り組み、ごみ排出量の目標値を表2-35のとおり設定します。

令和3年度	令和9年度	令和14年度
(実績)	(中間目標年度)	(目標年度)
1人1日当たり排出量	562g/人・日	528g/人•日
555g/人・日	(R3年度比 7g増)	(R3年度比 27g減)

表2-35 ごみ排出量の目標値

2) 家庭系ごみに関する目標

令和4年9月に行ったごみ組成調査結果によると、可燃ごみのうち、厨芥類の割合は4割となっています(前掲表2-23(2-30頁)及び図2-18(2-31頁)参照)。そこで食品ロスの削減を進め、厨芥類の減量をさらに進めます。

また、可燃ごみに混入している紙類や製品プラスチックの分別・資源化を進め、家庭系ごみの目標値を表2-36のとおり設定します。

令和3年度	令和9年度	令和14年度
(実績)	(中間目標年度)	(目標年度)
1人1日当たり排出量	350g/人・日	278g/人・日
408g/人・日	(R3年度比 58g減)	(R3年度比 130g減)

表2-36 家庭系ごみの目標値

3)事業系ごみに関する目標

事業系ごみは、平成29年度以降減少しており、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりさらに減少しています。しかしながら、今後は経済活動が活発になるにつれてごみも増加すると考えられることから、各事業者に対して継続して排出量の削減や資源化を働きかけ、生活系ごみ同様、排出量抑制等についての啓発や情報提供を行います。

4)焼却量に関する目標

焼却量の目標値を表2-37のとおり設定します。

表2-37 焼却量の目標値

令和3年度	令和9年度	令和14年度
(実績)	(中間目標年度)	(目標年度)
焼却処理量	1,532t/年	1,248t/年
1,835t/年	(R3年度比 303t減)	(R3年度比 587t減)

5) 資源化に関する目標

本町では、令和2年度以降は溶融処理を中止したものの、焼却灰の資源化を実施したことから、令和3年度のリサイクル率は22.1%となっています。一方で、資源集団回収量が急減しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が要因の1つと考えられますが、スーパーの店頭回収等に排出していること、人手不足により資源集団回収の実施が難しくなっていることも要因と考えられます。

今後は、ごみの排出抑制や資源化に向けた施策を促進することで、リサイクル率の目標を令和14年度(目標年度)に39.8%とします。あわせて、資源ごみの回収を向上させるため、高齢者に配慮した仕組みづくりを進めます。

資源化の目標値を表2-38のとおり設定します。

表2-38 資源化の目標値

令和3年度	令和9年度	令和14年度
(実績)	(中間目標年度)	(目標年度)
リサイクル率 22.1%	32.5%	39.8%

3. ごみ排出抑制のための方策に関する事項

1)家庭ごみの分別

① 容器包装プラスチックの分別

容器包装プラスチックは、「資源ごみ」として分別し、指定袋での排出をお願いしています。しかしながら、「燃えるごみ」への混入がみられることから、分別方法の周知徹底に努め、資源化を促進します。

また、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」については、組合と協議しながら、容器包装プラスチックの収集と合わせて製品プラスチックを収集することを念頭に、収集品目の追加に向けた検討を進めます。

② 資源ごみの分別

本計画の基礎資料とするため、本町内の一般家庭から排出される可燃ごみの組成等について組成分析を行いました。その調査結果(前掲表2-23(2-30頁)及び図2-18(2-31頁)参照)によると、可燃ごみにおいて紙類が約30%を占めており、その中には資源ごみへの分別が可能な紙類等が混入しています。

燃やせるごみのうち、資源化可能な紙類等(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)は、各種団体が実施する資源集団回収へ排出し、資源化に努めるよう周知します。

また、資源集団回収へ参加しにくい方への排出方法を検討し、排出しやすいごみステーションの在り方を模索すること、理解しやすい分別方法マニュアルの作成、ごみ分別に関する説明会等の開催、川辺町ごみ分別アプリの周知等、資源ごみの分別の周知徹底を図ります。

③ リサイクルステーションにおける資源ごみの受け入れ

ペットボトル、蛍光管、発泡スチロール、食品トレイ、紙パック、乾電池は、拠点回収のほかに、リサイクルステーションにおいて受け入れを継続し、ごみの排出量抑制に努めます。

④ 新規転入者等への情報提供

本町への転入者等に、ごみの分別区分、出し方等がしっかりと実践できるように、「ごみ・健康カレンダー」の配布、「川辺町ごみ分別アプリ」などを紹介し、ごみの減量化と資源化に努めるよう周知します。

2)レジ袋等容器包装減量の推進

① 川辺町レジ袋削減(有料化)の取組に関する協定 『川辺町レジ袋削減(有料化)の取組に関する協定』に基づく各取り組みにより、 レジ袋辞退に対する意識向上を図ります。

② レジ袋有料化とマイバッグの推進

令和2年7月1日より、レジ袋の有料化が始まりました。何気なくもらっていたものが本当に必要かどうかを考えてもらい、『マイバッグ持参』を推進します。

3)生ごみの減量化

① 家庭での自主的資源化・減量化促進の啓発

家庭用生ごみ処理機(コンポスト容器、機械式生ごみ処理機)等は、生ごみを堆肥 化するなど家庭でできる減量化・資源化であり、これまでも広報紙等への掲載におい て、その普及に努めてきました。今後はSNS等も活用しながら、生ごみ処理機の効 能、交付金制度を周知し、その普及に努め、ごみの減量化を促進します。

② 水切りの徹底

生ごみ等の水切りを実践することにより、ごみの減量化及び収集業務における衛 生面から、住民に対して水切りの徹底を働き掛けます。

③ 生ごみ処理機等の購入に対する補助

生ごみ減量及び堆肥化による有効利用を促進するため、生ごみ処理機等を購入す る住民に対して町が補助金の交付を継続します。

④ ごみになるものを家庭に持ち込まない

ごみを減らすためには、ごみになるものを家庭に持ち込まないことが最も効果的 な方法です。不要なものをできる限り家庭に持ち込まないよう、そのものが本当に必 要かどうかを意識することを心がけ・行動するように働きかけます。

⑤ 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出 量は、約600万t(平成30年度農林水産省推計)と推計されており、令和元年10月 には「食品ロス削減推進法」が施行されました。

また、本町における可燃ごみの組成等について、組成分析(前掲表2-23(2-30 頁)及び図2-18(2-31頁)参照)を行ったところ、生ごみが約40%含まれていま した。

そこで、本町では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機購入の 際の補助金の交付を行っていますが、そのほかにも次のような施策を検討し、実施で きるように努めます。

表2-39(1) 食品ロスの削減に向けた施策例			
施策例			
食品ロス・食品廃棄物の	可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれてい		
削減対策の検討	るかを調査し、本町に沿った対策を検討します。		
生ごみ等の	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか		
資源化方法の調査	検討を行います。		
3010運動の周知	宴会や会食において、「最初の30分間と最後の10分間 はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」とい う3010運動を啓発します。		
食べきり協力店の 登録制度の紹介	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、又はこれから取り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登録し、その取組を応援します。		

表2-39(2) 食品ロスの削減に向けた施策例

施策例 内容			
飲食店での食べ残しが 少なくなる工夫のお願い	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすためのポスターの掲示、呼びかけ等の啓発を行います。また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしまった場合は、持ち帰りができるようお願いをするとともに、住民にもこのような取り組みを紹介します。		
買い物の際、すぐ食べる 場合は陳列順に購入する	すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入するよう、購入者にむけて「てまえどり」を推奨します。	すぐにたべるなら、 手前をえらぶ。 ・	
		→ 5 FEA ゼロをめざして ゼロをめざして みんなで目指そう。 地球にやさいいお買い物。	
食材を無駄にしないレシピ、 食品ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介します。		
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの、市場での流通が困難な食品 や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄附を受 けて、生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立て る活動を紹介します。		
フードドライブなどへの寄附	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。 イベントの開催時にフードドライブの実施を検討し 寄附を募ります。		
食育	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発します。		

4) 資源集団回収・店舗拠点回収の推進

① 資源集団回収の奨励事業

ごみの資源化を促進するため、資源集団回収実施団体に対して、奨励金の交付を継続し、ごみの減量と効率的な回収に努めます。

② 資源集団回収に関する啓発

資源集団回収、ごみの減量化や資源化のみならず、子どもたちへの環境教育、住民 意識の向上にも繋がります。従って、住民の資源化意識の向上を図るため、資源集団 回収に関する啓発を行います。

③ 店舗拠点回収の実施

商店と協力して、店頭における資源物の回収場所の拡大・啓発に努めます。

5) 事業系ごみに対する減量化施策

に努めます。

① 多量排出事業者等への排出指導の強化 多量排出事業者に対して、排出状況確認又は排出指導を行うことにより、排出抑制

② 事業者向けパンフレットの配布

事業者は、その事業活動に伴って発生する廃棄物を、自らの責任において適正に処理する必要があります。事業系ごみの実態、排出抑制、資源化への取り組み方法等を事業者へ配布し、排出抑制・資源化を促進します。

③ 事業系ごみの排出抑制への指導

事業系ごみの減量化及び再資源化促進のため、排出抑制と分別排出の徹底を呼び掛けていくほか、生活系ごみへの混入等、ルール違反のごみ排出事業者に対する指導の強化を行っていきます。また、近隣市町村との処理手数料の均衡を図り、越境搬入ごみを防ぎます。ただし、本町内の事業振興にも考慮し、実態把握に努めます。

6) プラスチックごみの削減

陸上から海洋に流出したプラスチックごみが海洋環境に影響を与えることが世界的に懸念されており、わが国では、令和元年5月31日に発表した「プラスチック資源循環戦略」において、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用するという方針を出しています。

① 製品プラスチックの収集に向けた整備

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第63号)で市町村はプラスチック仕様製品廃棄物の分別収集にあたって、分別の基準の策定及び適正な分別・排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

そのため、岐阜県及び可茂衛生施設利用組合の意向等を踏まえて、実施方法の具体化や資源化に向けた関係機関との調整を進めます。

また、分別収集の実施に向けて、プラスチックごみの環境影響、資源化の意義等、広く町民への啓発や収集方法等の周知を行っていきます。

② プラスチックごみの削減・適正な排出に対する普及啓発

本町では、ペットボトルやレジ袋など日常的に使用するプラスチック製品の削減 や適正な排出方法について啓発等を行っていきます。

住民団体等が開催するイベント等において容器等を使用する際は、環境にやさしい素材の使用を促進し、その取り組みを紹介します。また、地域清掃活動の促進などを通じて、海洋汚染が生じないよう、プラスチックごみの流出を防止します。

7)分別アプリを使った情報周知

本町では、「川辺町ごみ分別アプリ」を導入しており、分別にかかる情報だけでなく、各種施策等もこのアプリを活用して積極的な周知を行い、減量化に向けた取り組みを促進します。

8) 近隣自治体との情報共有

組合の構成市町村とともに、ごみの排出や処理に関する情報共有を図り、課題の共有や効果的な施策等の導入を検討します。

9)普及啓発

① 5Rの周知

アンケート結果より、本町の川辺町第5次総合計画(後期基本計画)の施策で掲げている5Rについてご存じない方が多くいらっしゃいました。

ごみを出さずに資源の有効活用を行う循環型社会の実現のためには、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)、不要なものは買わない(リフューズ)、修理して使う(リペア)という5Rの推進が求められます。

そのため、5Rを推進するために、インターネットやSNS等を利用し周知を行います。

なお、ごみの発生抑制(リデュース)や再利用(リユース)については、不用となったものは、必要な方に譲る、あるいは中古品として売却できないか検討するライフスタイルを促進し、ごみの発生抑制を目指します。

② ごみ分別アプリの利用促進

アンケート結果より、川辺町ごみ分別アプリについて、ご存じない方が多くいらっしゃいました。

有効的に利用いただくために、ホームページや広報誌でごみ分別アプリを紹介し 利用促進の周知を行います。

また、スマホやタブレットを利用している小中学生を対象に学校での普及活動を 推進します。

③ リサイクル教育の推進

本町の学校等で環境教育としてリサイクル教育を行っておりますが、ご家庭でも リサイクルの教育ができるよう、環境教育教材をホームページや広報誌、ごみ分別ア プリ等により紹介・周知します。

10) ごみステーションの維持管理方法の検討

ごみステーションの維持管理方法について町の状況を踏まえて協議を行い、「美しく安らぎのあるまちづくり」に資するよう維持管理体制を見直します。

4. 施策を踏まえたごみの排出量及び処理量の見込み

1)推計方法及び将来人口

「第2章 ごみ処理の評価と課題 5. ごみの排出量及び処理量の見込み」と同様の推計手順及び将来人口にて行います。

2) ごみ処理施策による削減及び資源化割合等の設定

ごみ処理に係る施策による定量的な削減及び資源化割合の設定は、表2-40に示すとおりとします。

表2-40 施策の方針と削減目標

施策	削減の目安
食品ロスの削減	生活系ごみのうち、可燃ごみの占める割合は7~8割であり、さらに令和4年9月に行ったごみ組成調査結果によると、厨芥類の割合は4割となっています。そのうち、食品ロス削減の取り組みにより、目標年度(令和14年度)までに食品ロスをすべて(100%)削減することを目標とします。
	【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる) 令和3年度の可燃ごみ×食品ロスの割合約19%*×削減割合約100%
厨芥類の水切り 推進	厨芥類の30%が水分と言われており、水切りを行うことで5%~10%の厨芥類の減量が可能です。水切り徹底を呼びかけ、食品ロスを除く厨芥類の10%減量を目標とします。 【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる)令和3年度の可燃ごみ×可燃ごみに含まれる調理くず、その他食品廃棄物の割合約20%*×10%
資源物の分別、 資源化の推進	ごみ組成調査では、可燃ごみ中に資源ごみが含まれていたことから、 分別を徹底し、資源ごみの増加を目標とします。 【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる) 令和3年度の可燃ごみ×可燃ごみに含まれている資源物の割合約15%* ×分別割合約100%
製品プラスチックの収集	製品プラスチックの収集を令和8年度から実施し、目標年度(令和14年度)までに可燃ごみに含まれる製品プラスチックを50%削減することを目標とします。 【削減量の計算方法】(目標年度での達成に向けて年度毎に増加させる)令和3年度の可燃ごみ×可燃ごみに含まれるその他のプラスチックの割合約7%*×50%

[※]各割合は令和4年9月に行ったごみ組成調査結果によるものです(表2-23(2-30頁)参照)。

3)ごみ排出量の見込み

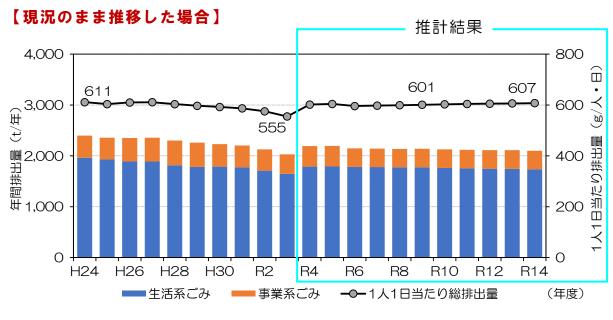
ごみ排出量の将来見込みについては、ごみの排出抑制や資源化に向けた施策を行わず現況のまま推移した場合と、施策を強化した場合の推計結果を図2-29~図2-31に示します。

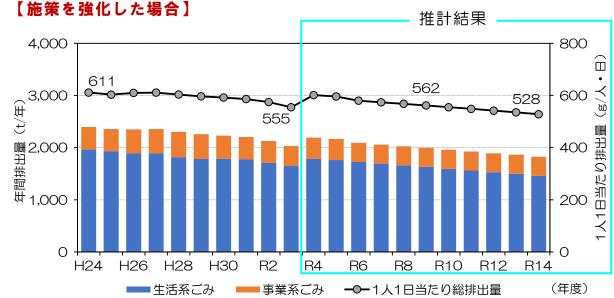
(1) ごみの総排出量

町のごみ総排出量を図2-29に示します。

現況のまま推移した場合、令和4年度以降、ごみの総排出量は緩やかに減少し、1 人1日当たりのごみ総排出量は横ばい傾向で推移していく見込みです。

これに対し、施策を強化した場合は、1人1日当たりのごみ総排出量は減少し、令和3年度から目標年度までに約27g/人・日減少する見込みになります。





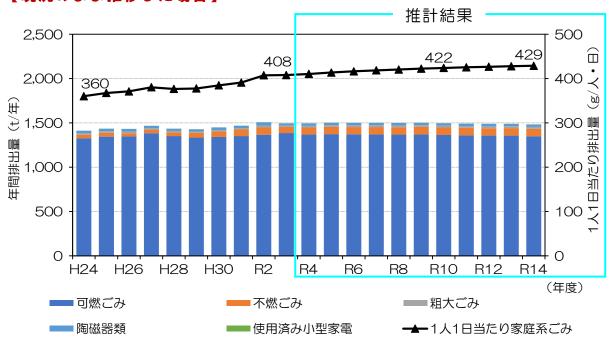
注:1人1日当たりのごみ総排出量 = ごみ総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ)÷人口÷年間日数 図2-29 ごみの総排出量の見込み

(2) 家庭系ごみの排出量

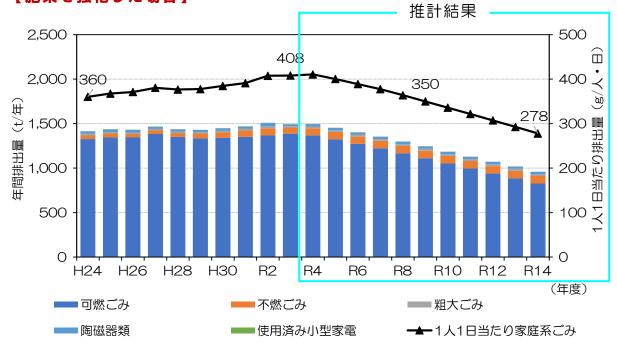
生活系ごみから資源物を除いた家庭系ごみの排出量を図2-30に示します。 現況のまま推移した場合、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は増加していく見込みです。

これに対し、施策を強化した場合は、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は徐々に減少し、令和14年度には278g/人・日となる見込みです。

【現況のまま推移した場合】



【施策を強化した場合】



注:1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量÷人口÷年間日数 図2-30 家庭系ごみの排出量の見込み

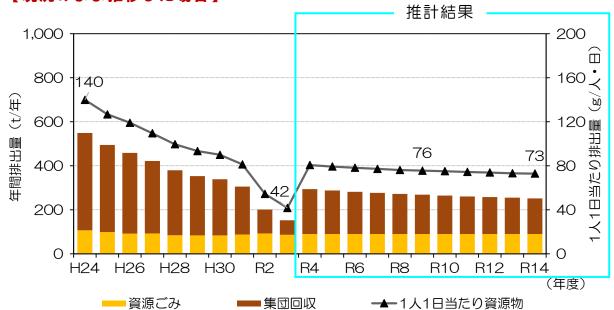
(3) 資源物の排出量

資源物の排出量を図2-31に示します。

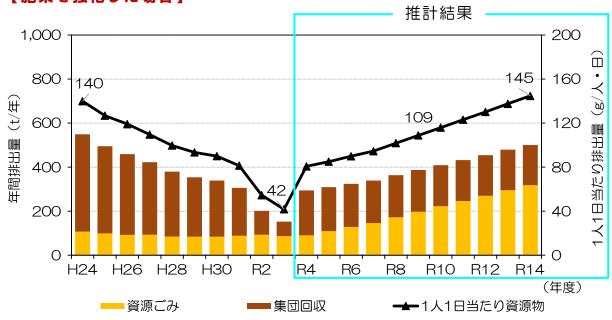
現況のまま推移した場合、1人1日当たりの資源物排出量は減少していく見込みです。

これに対し、施策を実施した場合は、1人1日当たりの資源物の排出量は徐々に増加し、令和14年度には145g/人・日となる見込みです。

【現況のまま推移した場合】



【施策を強化した場合】



注:1人1日当たりの資源物排出量 = 資源物排出量÷人口÷年間日数 図2-31 資源物の排出量の見込み

4) ごみの中間処理量、資源化量及び最終処分量の見込み

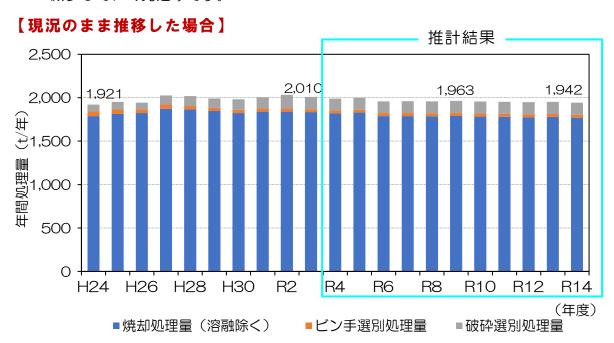
ごみ中間処理量、資源化量及び最終処分量の将来の見込みは、ごみの排出量の推移 結果を基にそれぞれの処理体系にしたがって予測します。

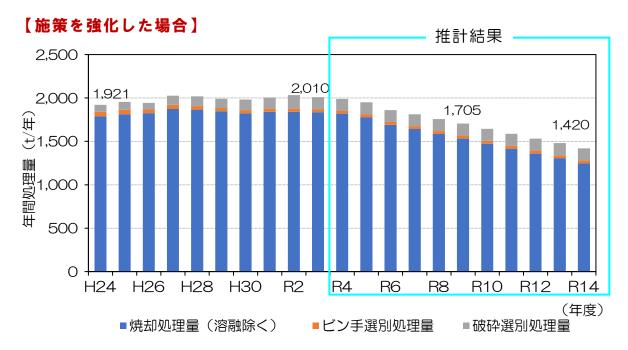
(1) 中間処理量の推移

中間処理量の推計結果を図2-32に示します。

現況のまま推移した場合、中間処理量は緩やかに減少する見込みです。

これに対し、施策を強化した場合は、現況のまま推移した場合と比べて速やかに減少していく見込みです。





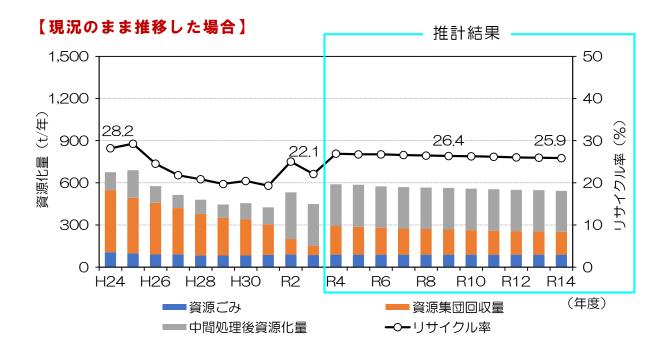
注:令和2年度以降は、溶融処理が中断されているため、焼却処理のみの量となっています。 図2-32 中間処理量の見込み

(2) 資源化量の推移

資源化量及び資源化率の推移を図2-33に示します。

現況のまま推移した場合、資源化量及びリサイクル率は緩やかに減少する見込みです。

これに対し、施策を強化した場合、リサイクル率は上昇する見込みです。



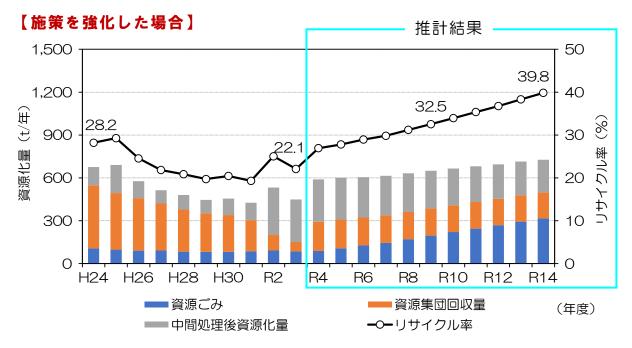
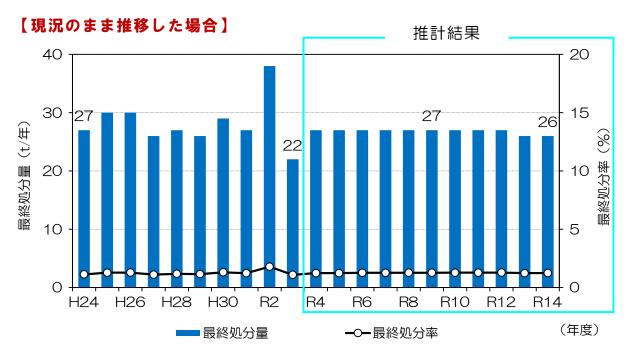
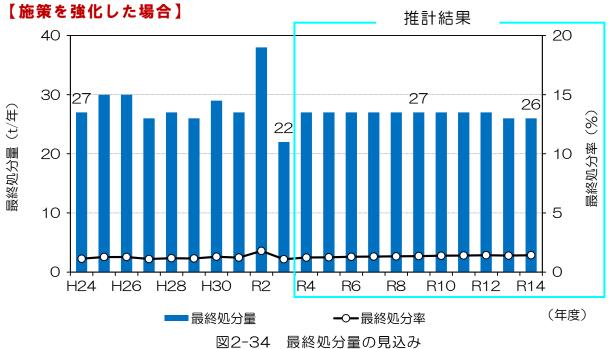


図2-33 資源化量の見込み

(3) 最終処分量の推移

最終処分量及び最終処分率の推移を図2-34に示します。 埋立対象の陶磁器類、ガレキ類は横ばい傾向と見込まれるため、施策の実施による大きな変化はありません。





5. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本町の分別区分を表2-41に示します。生活系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、 資源ごみの区分とし、事業系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの区分とします。 生活系ごみのうち、プラスチック使用製品廃棄物については、「プラスチック資源循環促進法」により、市区町村が分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して 排出するように住民に周知するよう努めなければならないことになりました。

分別の基準については、容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチック製品を一括して収集するか、あるいは容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチック製品を別々に収集するかを決定しなければなりません。

組合では、これまで、プラスチック製品は可燃ごみとして焼却していましたが、容器包装プラスチックと一緒に収集することも可能であることから、組合や構成市町村と協議しながら、本町にとって最もふさわしい方法を検討します。なお、プラスチック製品の分別区分や再商品化先が決まるまでは、現行の分別区分を継続し、分別徹底と資源化率の向上を目指します。

事業系ごみは現在の分別区分を継続し、分別排出の徹底を図ります。

表2-41 分別区分

ごみ区分	分別区分		
	可燃ごみ(燃えるごみ)		
		ガラス類	
	不燃ごみ (燃えないごみ)	金物類	
	(MINZELOCUTE CODY)	陶磁器・ガレキ類	
	 粗大ごみ	可燃性	
	祖八乙の	不燃性	
	資源ごみ	缶類	
生活系ごみ		ビン類	
工心水での		容器包装プラスチック	
		ペットボトル	
		蛍光管	
		紙パック	
		廃乾電池	
		廃食用油	
		小型家電	
		発泡スチロール・食品トレイ	
	可燃ごみ(燃えるご	み)	
事業系ごみ	不燃ごみ(燃えないごみ)		
	粗大ごみ		

6. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1)収集運搬に関する検討

① 収集方法の見直し

現行の収集回数、時間帯、場所等について、収集運搬の効率性と住民の要望等を踏まえ検討します。

② リサイクルステーションの継続

現在、開設しているリサイクルステーションを継続するとともに、開設時間、回収品目、新たな開設場所及び管理方法について検討します。

③ ごみ出し困難者に対する収集

本町では、老年人口が全人口の30%を超え、高齢者の割合が年々高まっています。 今後も、人口の減少と高齢化が進むと考えられることから、高齢者に配慮した収集 の実施や高齢者向けパンフレットの作成など、ごみ出しが困難な方に対する収集方 法について検討を進めます。

7. ごみの処理施設の整備に関する事項

ごみの中間処理及び最終処分は、組合で共同処理を行っています。処理施設の整備は必要に応じて検討を行うとともに、負荷の軽減や延命化を図るため、ごみの排出抑制をはじめとする取り組みを継続します。

① 現施設の延命化

組合の処理施設への負荷軽減、延命化を図るため、ごみの排出抑制と分別徹底を推進します。

② 一般廃棄物 (陶磁器・ガレキ類) 最終処分場

本町は、陶磁器及びガレキ類の最終処分場を有しないため、広域回収し民間の最終処分場において処分を行っています。引き続き、可茂郡一般廃棄物処理事業対策協議会において、事前調査及び現地調査を実施し、計画的に最終処分場の確保に努めます。

③ 一般廃棄物(使用済み乾電池)処理施設

本町は、使用済み乾電池の処理施設を有しないため、広域回収し民間の処理業者に引き渡しています。引き続き、組合において、事前調査及び現地調査を実施し、計画的に処理施設の確保に努めます。

④ 資源ごみ中間処理施設

本町は、資源ごみの中間処理施設を有しないため、民間のリサイクル業者に引き渡し、資源化を進めます。

8. その他ごみ処理に関し必要な事項

1)環境啓発事業の実施

① 環境展等の開催

環境イベント等において、ごみ排出状況、ごみ減量化や資源化などの環境問題等を紹介し、ごみに関する情報を積極的に発信します。

② 環境出前講座の参加

ごみ減量及び資源化意識の醸成を促すため、町職員が各地区で開催する環境研修会等に参加し、環境意識の普及啓発に努めます。

③ 子ども環境教室等の開催

小学生(親子)を対象に、環境教育の一環として、近郊のごみ処理施設等の見学会 を開催し、環境に対する興味関心を深めます。

④ 環境ポスターの募集

夏休み期間中、小学生を対象に各年度の環境テーマに沿った環境ポスターを募集 し、環境意識の高揚に努めます。

2)環境推進員

ごみステーションの適正管理(軽微な清掃とごみネットの管理)及びごみ分別については、住民参加の必要性の観点から、今後も環境推進員との協働を図ります。

3)災害対策

災害発生時には、被災建物のがれき類や避難場所からのごみ、し尿処理の問題等、一時的に多量のごみの発生が予想されることから、組合、構成市町村と連携を図り、 災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、岐阜県災害廃棄物処理計画(令和4年3月策定)、 川辺町災害廃棄物処理計画(令和4年3月策定)、川辺町地域防災計画(令和2年11月 策定)などを踏まえ、円滑なごみ処理を行います。

4) 不法投棄対策

不法投棄をすることは犯罪であり、生活環境や自然環境に影響を及ぼすことから、 不法投棄を発見した場合は、加茂警察署、可茂県事務所環境課、本町へ通報するよう お願いしています。

そのため、今後もこれらの関係機関等との連携を強化し、不法投棄防止パトロールを実施します。また、不法投棄防止のため、看板等を設置し周知します。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の現状

1)生活排水処理施設の概要

本町の生活排水の処理主体を表3-1に示します。

なお、下水道の種別は、流域関連公共下水道(木曽川右岸処理区)です。

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体
净	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
化槽	単独処理浄化槽*	し尿	個人等
	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	川辺町
下 水 が 道 (流域下水道へ接続)		し尿、生活雑排水	川辺町及び岐阜県
し尿処理施設		し尿・汚泥	可茂衛生施設利用組合

表3-1 生活排水の処理主体

注: 浄化槽法では、河川等の汚染を防止するため、新たに単独処理浄化槽を設置することを禁止するとともに、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えするよう努めなければならないとされています。

2)生活排水の処理フロー

生活排水は、し尿と生活雑排水(風呂、洗濯機、台所などからの排水)に分けられます。し尿は公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水施設、し尿処理施設による5つの方法により処理しています。また、生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設による3つの方法で処理しています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、農業集落排水施設で発生した汚泥は、組合が運営するし尿処理施設の緑ヶ丘クリーンセンターへ運搬、処理水は公共水域へ放流しています。汲み取り便槽より収集したし尿は、緑ヶ丘クリーンセンターへ運搬しています。緑ヶ丘クリーンセンターへ集められたし尿や汚泥は、適切な処理を実施し、一部は汚泥肥料、一部は埋立処分し、処理水は公共用水域に放流しています。

生活排水の処理フローを図3-1に示します。

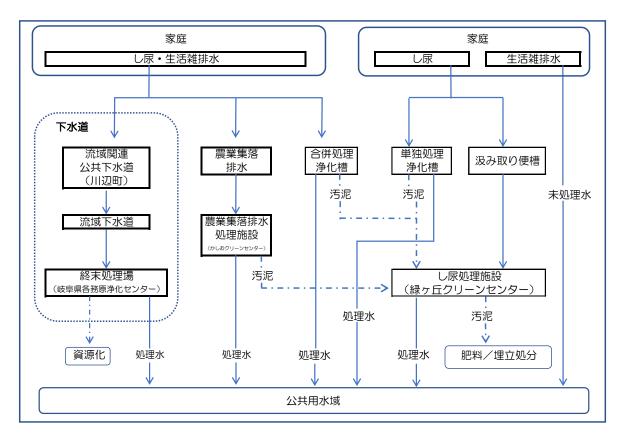


図3-1 生活排水の処理フロー

3)生活排水処理形態別人口

本町における過去10年間(平成24年度から令和3年度)の処理形態別人口の推移を表3-2及び図3-2に示します。

本町の生活排水処理率は、令和3年度時点で87.7%となっています。

表3-2 生活排水処理形態別人口の推移

単位:人

	区分\年度			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1	①計画処理区域内人口		10,595	10,537	10,436	10,390	10,296	10,237	10,195	10,066	9,991	9,856
	27	水洗化•生活排水処理人□	7,839	8,109	8,710	8,744	8,735	8,790	8,737	8,725	8,711	8,642
		(1) 合併処理浄化槽	⊕ 10	含む	575	530	507	498	422	449	445	438
		(2)下水道	7,547	7,814	7,863	7,949	7,970	8,034	8,057	8,026	8,028	7,980
		(3)農業集落排水施設	292	295	272	265	258	258	258	250	238	224
	③水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		⊕ E	含む	795	749	702	679	562	645	646	599
④非水洗化人口		2,756	2,428	931	897	859	768	896	696	634	615	
5	⑤計画処理区域外人口		102	104	101	95	86	83	85	80	81	88
6	主活	排水処理率(%): ②/①×100	74.0	77.0	83.5	84.2	84.8	85.9	85.7	86.7	87.2	87.7

注:平成24年度及び平成25年度は、④非水洗化人口に(2)合併処理浄化槽人口と③水洗化・生活雑排水 未処理人口(単独処理浄化槽)が含まれています。

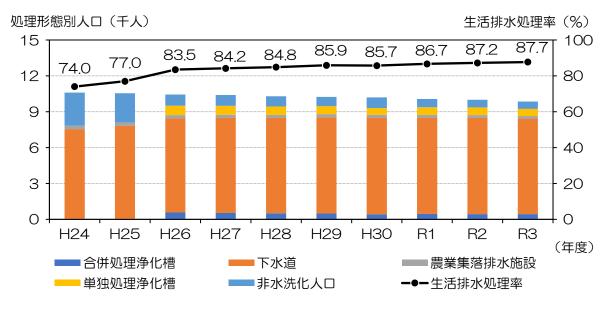


図3-2 生活排水処理形態別人口の推移

4)生活排水処理施設の整備状況

(1) 下水道

本町における下水道計画の概要を表3-3に、整備状況を表3-4に示します。

表3-3 下水道事業計画の概要

項目	事業計画全体計画							
事業主体	川辺町							
下水道種別			活	対関連と	\$共下水道	į		
処理区名				木曽川右	岸処理区			
下水道着手年月				平成 3 年	₹12月			
処理開始年月日			Ī	平成 9 年	4月1日			
工事完了予定年度(E	目標年度)	f	3和7年度	Ę	令	和 17年	Ė Ž	
下水排除方式			分流式			分流式		
計画処理区域面積一層	5水 (ha)	689			689			
計画処理人口(人)	整備	9,299		8,200				
計画処理人口(人)	水洗化		9,060		0,200			
家庭汚水量原単位		生活	営業	計	生活	営業	計	
(L/人・日)	日平均	255	20	275	255	20	275	
	日最大	340	25	365	340	25	365	
	時間最大	510	40	550	510	40	550	
地下水量原単位(L/)	人•日)		75		75			
	日平均		4,331		4,030			
計画汚水量 (m³/日)	日最大		5,147			4,768		
(1117 🗆)	時間最大		7,983			7,445		

表3-4 下水道整備状況

区分	全体 計画面積	整備面積	普及率	処理区域内 人口	水洗化 人口
区力	(ha)	(ha)	(%)	(人)	(人)
令和 3 年度末	689	609	83.0	9,617	7,980

(2) 農業集落排水事業

本町における農業集落排水事業の概要を表3-5に示します。

表3-5 農業集落排水事業の概要

事業主体	川辺町								
処理開始年月日	平成 11 年 4 月 1 日								
処理対象汚水		し尿及び生活雑排水							
計画処理人口			450 人						
管路施設			6.1km						
中継ポンプ			11 ヶ所						
	名称	:	かしおクリ	ーンセンタ・					
	面積	:	1,163 m ²						
	処理水量	:	122 m³/日(日平均汚水料)						
	処理方式	:	沈殿分離槽前置型接触ばっ気方式						
処理施設	計画水質	:	(流入)	BOD	$200 mg/\ell$				
				SS	$200 mg/\ell$				
			(放流)	BOD	$20 mg/\ell$				
				SS	$50 mg/\ell$				
	放流河川	:	雄鳥川						
	処理区域内世帯数	:		91 世詩	ਹੈਂਥ				
	水洗化世帯数	:		88 世詩	Ħ				
水洗化状況	普及率	:		97%	6				
(令和3年度末)	処理区域内人数	:		228 /					
	水洗化人数	:		224 /	(
	普及率	:		98%	6				

(3) 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽

本町における合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置数を表3-6に示します。

表3-6 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置数(令和3年度)

区分	設置基数(基)
合併処理浄化槽	110
単独処理浄化槽	205

2. 収集・運搬の現状

農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥と汲み取り便槽等からのし尿は、許可業者により収集・運搬され、し尿処理施設の緑ヶ丘クリーンセンターにて処理しています。

本町における収集・運搬体制を表3-7に示します。

表3-7 収集・運搬体制

区分	収集運搬	収集区域	収集頻度	収集方法
し尿	許可事業者	町内全域	月1回	バキューム式収集運搬車 による戸別収集方式
浄化槽汚泥	許可事業者	町内全域	年1回以上	バキューム式収集運搬車、 汚泥濃縮車による戸別収 集方式

3. 中間処理及び最終処分の現状

1) し尿処理施設による処理

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設の緑ヶ丘クリーンセンターで処理しています。

(1) 処理施設の概要

緑ヶ丘クリーンセンターの汚泥再生処理施設の概要を表3-8に示します。また、処理フローを図3-3に示します。

表3-8 汚泥再生処理施設の概要

管理主体	可茂衛生施設利用組合							
施設名称	緑ヶ丘クリーンセンター							
所在地	美濃加茂市牧野1912-2							
共用開始	平成16年4月							
	汚泥再生処理施設 100kL/日							
処理規模	(し尿36kL+浄化槽汚泥64kL)							
	第3プラント 100kL/日							
	前 処 理 : 細目スクリーン+スクリュープレス							
	水 処 理 : 標準脱窒素処理方式							
	高度処理 : 凝集沈殿+オゾン+砂ろ過							
処理方式	汚泥処理 : 多重円盤脱水+乾燥+炭化または焼却							
	臭気処理 : 高濃度 = 生物脱臭							
	中濃度 = アルカリ洗浄+活性炭吸着							
	低濃度 = 活性炭吸着							
放流先	木曽川							

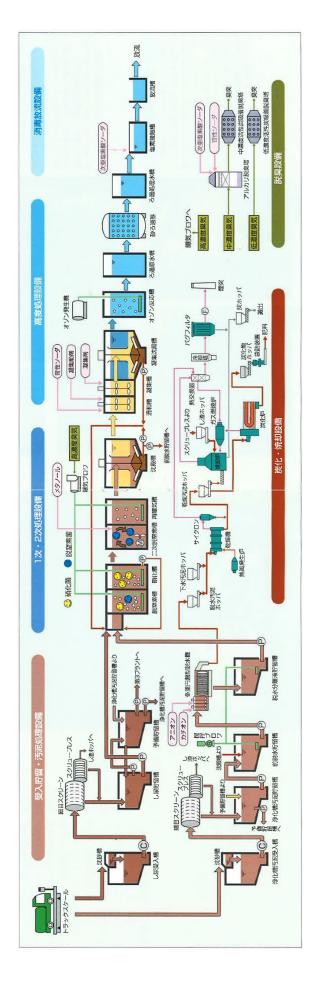


図3-3 汚泥再生処理施設の処理フロー

出典:緑ヶ丘クリーンセンターパンフレット

3-8

(2) 処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量を表3-9及び図3-4に示します。 し尿及び浄化槽汚泥処理量は減少傾向にあります。

表3-9 し尿及び汚泥処理量

単位:kL/年

	区分乀年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	し尿	507.42	467.36	411.67	379.71	345.62	320.69	293.24	275.78	258.24	256.73
净	合併処理浄化槽	857.10	801.70	849.66	740.74	709.80	719.19	755.79	648.59	668.64	571.82
化槽	農業集落排水施設	126.84	127.07	126.24	122.97	126.58	125.93	126.33	125.05	125.28	124.11
汚泥	単独処理浄化槽	539.63	465.59	366.57	386.32	370.67	356.11	320.24	332.08	310.55	370.94
//6	小計	1,523.57	1,394.36	1,342.47	1,250.03	1,207.05	1,201.23	1,202.36	1,105.72	1,104.47	1,066.87
	下水道汚泥										
	計	2,030.99	1,861.72	1,754.14	1,629.74	1,552.67	1,521.92	1,495.60	1,381.50	1,362.71	1,323.60

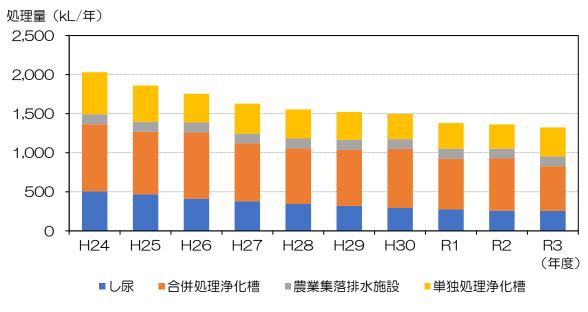


図3-4 し尿及び汚泥処理量の推移

2)合併処理浄化槽による処理

本町では、組合の「可茂地域循環型社会形成推進地域計画」に基づき、合併処理浄化槽の整備計画を進めています。

合併処理浄化槽の整備は、公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域以外の 区域を対象としています。

浄化槽設置整備事業の概要を表3-10に示します。

表3-10 浄化槽設置整備事業の概要

事業主体	川辺町							
事業名称	净化槽設置整備事業							
事業の実施目的	優れた自然環境の保全や産業	基盤の確保、文化的生活の維持						
及び内容	を図るため、個別の浄化槽の施	設整備促進を図る。						
事業期間	令和5年度~	~令和9年度						
事業対象地域	公共下水道処理区域及び農業	集落排水処理区域以外の区域に						
の要件	ついて、個別の合併処理浄化槽により処理する。							
事業計画	6~7人槽 5基(処理対象人口:35)							

資料:可茂地域循環型社会形成推進地域計画【第3期】(令和4年12月)

4. 飛騨川水質の現状

本町は、町域の約7割を山林が占め、町の中央を飛騨川が南北に流れており、これらの河川などの水質を把握するため、4河川(雄鳥川、神坂川、尾賀野川、飯田川)において、年2回定期的に調査を行っています。

pHは、雄鳥川上流で基準値を超過していました。雄鳥川上流のpHは、例年、年間を通してやや高い傾向にありますが、この現象は、夏季にダム湖等の停滞水域でよく発生する自然的な要因によるものです。

BODは、飯田川上流で基準値を超過していました。

全窒素は、雄鳥川下流で基準値を超過していました。全窒素は、人為的汚染の少ない河川の上流部では通常O.3mg/L程度で、生活排水、事業所排水及び林地・農地からの肥料の流出等により徐々に高くなります。雄鳥川下流は、生活排水及び農地からの肥料の影響によるものと考えられます。

大腸菌群数の環境基準適合率は、いずれの河川も50%以下で低い適合率となっていました。大腸菌群数は、人の糞便による汚染の指標ですが、糞便由来以外の大腸菌群も自然界に広く存在し、現在の測定法では区別することができないため、環境基準適合率が低くなるといわれています。岐阜県下の河川水の大腸菌群数の環境基準適合率も非常に低く、同じ傾向となっています。

河川水質調査結果を表3-11に示します。

表3-11 河川水質調査結果(令和3年度2回の平均値)

测点符号	На	DO	BOD	COD	SS	全窒素	大腸菌群数	
測定項目	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	
四位甘油	6.5 以上	75 N L	2 以下	6以下	25 以下	1 以下	1 000 NT	
環境基準	8.5 以下	7.5 以上	乙以下	(農業用水基準)	25以下	(農業用水基準)	1,000 以下	
雄鳥川上流	9.0	11	2.0	3.3	7	0.56	5,600	
雄鳥川中流	8.4	11	0.8	2.3	1	0.58	25,000	
雄鳥川下流	8.2	10	0.6	2.0	2	1.10	6,900	
神坂川上流	7.6	11	0.5	1.2	2	0.31	5,600	
神坂川下流	7.8	10	1.1	3.0	24	0.79	110,000	
尾賀野川上流	7.3	11	0.8	2.6	14	0.40	350,000	
尾賀野川下流	7.2	10	0.5	1.5	7	0.59	23,000	
飯田川上流	8.0	10	2.1	3.5	7	0.89	170,000	
飯田川下流	8.0	11	1.0	2.6	2	0.72	10,000	

出典:令和3年度町内河川水質調査結果

第2章 生活排水処理の評価と課題

1. 前計画の目標達成度

1)予測値との比較

前計画における生活排水処理形態別人口の目標値と実績値の対比を表3-12に、し 尿及び浄化槽汚泥処理量の目標値と実績値の対比を表3-13に示します。

令和2年度の生活排水処理率は、目標値よりも伸び悩みました。

表3-12 前計画における生活排水処理形態別人口の目標値と実績値

(単位:人)

	平成 21 年度	平成32年度((令和2年度)
区 分	前計画策定時	計画目	標年度
	実績値	目標値	実績値 (令和2年度)
①計画処理区域内人口	10,774	10,229	9,991
②水洗化・生活排水処理人口	7,355	9,421	8,711
(1)合併処理浄化槽	836	380	445
(2)下水道	6,198	8,737	8,028
(3)農業集落排水施設	321	304	238
③水洗化·生活雜排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,422	494	646
④非水洗化人口	1,997	314	634
⑤ 計画処理区域外人口	0	0	81
⑥ 生活排水処理率(%) ②/①×100	68.3	92.1	87.2

表3-13 前計画におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量の目標値と実績値

(単位:kL/年)

		平成 21 年度	平成32年度(令和2年度)		
	区分	前計画策定時	計画目	標年度	
		実績値	目標値	実績値 (令和2年度)	
	录	2.6	0.5	0.7	
浄化	七槽汚泥	2.6	1.2	3.0	
	合併処理浄化槽	1.6	0.8	1.8	
	農業集落排水事業	_	_	0.3	
	単独処理浄化槽	1.0	0.4	0.9	
合訂	`	5.2	1.7	3.7	

2)施策実施状況

前計画の施策に対する町の取り組み状況を表3-14に示します。

表3-14 生活排水の適正処理のための取り組み状況

[施設整備に関する事項]

項目	取り組み計画	実 績
• 下水道の整備	• 効率的な下水道整備、接続 促進を推進	• 川辺町下水道事業経営戦略プランに基づき、水洗化促進に取り組んでいます。また、処理区統合に向けて検討を進めています。
	• 啓発活動等により整備済み地区の接続促進	• パンフレット配布等の啓発活動により、下水道への接続推進を行っています。
• 合併処理浄化 槽の整備	• 合併処理浄化槽の設置を 推進	・ホームページで浄化槽の設置補助金 の交付を掲載し、普及啓発を行って います。また、合併処理浄化槽設置 整備事業を継続して実施しており、 補助金の交付を行っています。
• 農業集落排水 施設の整備	• 将来的には公共下水道への接続を予定	• 川辺町農業集落排水事業経営戦略プランに基づき、処理区統合に向けて検討を進めています。
• 適正処理の促 進	施設整備と同時に、下水道への接続、合併処理浄化槽への転換を啓発活動等により促進	下水道に接続した際に、パンフレットを配布するなど、利用方法について住民に直接指導するようにしています。

[し尿・汚泥処理に関する事項]

項目	取り組み計画	実績
• し尿及び浄化 槽汚泥の収集 運搬	• 効率性等を勘案し、合理的 な収集体制を検討	• 組合の緑ヶ丘クリーンセンターにし 尿及び浄化槽汚泥を搬入し、適正に 処理を行っています。
・ 浄化槽におけ る適正な維持 管理の促進	• 適正な維持管理(法定検査、保守点検、汚泥引抜) を啓発活動により促進します	浄化槽設置の補助金の交付要件に、 「法定検査の依頼書の写し」と「保 守点検の業務委託契約書の写し」を 提出することを明記し、適正な維持 管理を行えるようにしています。

[その他の生活排水の処理に関する必要な事項]

項目	取り組み計画	実績
• 発生源対策の 促進	• 家庭内でできる発生源対 策について、啓発活動や情 報提供を行う	• ごみ・健康カレンダー等で啓発活動 を行っています。
• 環境教育の実 施	• 環境教育の普及推進の検 討	下水道に接続した際に、パンフレットを配布するなど、利用方法について住民に直接指導するようにしています。
	小学生親子を対象にした 岐阜県各務原浄化センタ 一等の施設を視察する環 境教室の実施	浄化センターの施設を視察し、下水 道の日に合わせ町内の広報にて取材 内容を掲載し下水道について周知活 動を行っています。
・ 町民・事業者・ 行政の協働	• 町民、事業者、行政が一体 となって環境保全	• 河川清掃や下水道展等による環境に 対する意識の向上や協同に努めてい ます。

2. 生活排水処理の課題

1) 適正処理

(1) 下水道や合併処理浄化槽による適正処理

下水道が整備済みの地域においては、いまだに接続せず、合併処理浄化槽も使用していない世帯があることから、下水道の接続促進、下水道区域外の地区については合併処理浄化槽の設置を推進し、啓発活動等により適正処理を推進していくことが必要です。

2) 収集運搬

(1) 収集体制の維持

生活排水処理施設の整備・普及等により、し尿等の収集量がますます減少していくことが予想されます。そこで、許可業者と協議し住民サービスが低下することのないよう、適切な収集体制を維持していくことが必要です。

3)中間処理

(1) 合併処理浄化槽における維持管理

合併処理浄化槽を使用している家庭では、法定検査の受検など適正な維持管理が 義務付けられています。環境教育や啓発活動等により生活排水に関する意識の向上 を図っていくとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理の実施を促していくこと が必要です。

4) その他

(1) 河川への汚濁負荷の低減

一部で生活雑排水等が直接河川へ流入していることがあります。良好な河川の水質の維持の他、より良い水辺環境の維持・向上を目指して、環境教育や啓発活動等により、生活排水に関する意識の向上を図ることが必要です。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

1)基本理念

川辺町第5次総合計画において、町の将来像を「清流と人が織りなす活力あるまち」としています。そこで、生活排水に関しては、河川の水質保全に努め、生活排水の適正かつ合理的な処理体制の確立を目指します。

2)基本方針

基本方針Ⅰ:生活排水の適正処理



下水道計画区域内においては、下水道施設の整備が完了していることから、 下水道の接続を促進し、し尿及び生活雑排水の処理を進めます。下水道計画区 域外においては、個別による浄化槽の設置を推進し、生活排水を処理します。

基本方針Ⅱ:生活排水処理施設の適正な維持管理



施設の維持管理の適正化と老朽化施設の計画的な改築及び更新を進めます。

基本方針Ⅲ:生活排水処理に係る協働



許可業者や関係施設等との協働・交流・連携に努め、住民サービスの向上を 図ります。

2. 数值目標

「川辺町下水道事業経営戦略プラン・川辺町農業集落排水事業経営戦略プラン」では、 平成42年度(令和12年度)までに水洗化率100%達成を目標として掲げています。

そこで、本計画ではこれらの計画を踏まえ、表3-15のとおり生活排水処理率を中間目標年度(令和9年度)に95%、目標年度(令和14年度)に100%とすることを目標とします。

なお、様々な理由から、汲み取り便槽や単独処理浄化槽のままの世帯がありますが、 今後も引き続き個別に対応するなど、早期に生活排水処理率の目標達成に向けて取り組 んでいくこととします。

表3-15 数值目標

令和3年度	令和9年度	令和14年度
(実績)	(中間目標年度)	(目標年度)
生活排水処理率 87.7%	95%	100%

3. 生活排水処理の推計

1) 将来人口

し尿及び浄化槽汚泥処理量は人口の動態に左右されるため、し尿及び浄化槽汚泥処理量の推計を行うために、町の将来の人口を設定します。

推計に用いる将来人口を表3-16に示します。

表3-16 推計に用いる将来人口

年度	人口(人)
令和4年 (2022年)	9,894
令和5年 (2023年)	9,844
令和6年 (2024年)	9,794
令和7年 (2025年)	9,744
令和8年 (2026年)	9,691
令和9年 (2027年)	9,638
令和10年(2028年)	9,584
令和11年(2029年)	9,531
令和12年(2030年)	9,479
令和13年(2031年)	9,433
令和14年(2032年)	9,387

2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の原単位の設定

原単位の設定は、過去5年間における処理形態別の人口、し尿及び浄化槽汚泥処理 量の実績値から設定します。

し尿及び浄化槽汚泥の予測に用いる原単位を表3-17に示します。 なお、ばらつきが小さいため、採用値は過去5年間の平均値とします。

表3-17 し尿及び浄化槽汚泥の予測に用いる原単位

区分	し尿			浄化槽汚泥									
	非水洗	し尿	し尿処	合併	合併処理浄化槽			農業集落排水施設			単独処理浄化槽		
	化人口	処理量	理原単位	一口	処理量	原単位	人口	処理量	原単位	人口	処理量	原単位	
	(人)	(kL/年)	(L/人目)	(人)	(kL/年)	(L/人目)	(人)	(kL/年)	(L/人目)	(人)	(kL/年)	(L/人目)	
平成 29 年度	768	320.69	1.14	498	719	3.96	258	125.93	1.34	679	356.11	1.44	
平成 30 年度	896	293.24	0.90	422	756	4.91	258	126.33	1.34	562	320.24	1.56	
令和元年度	696	275.78	1.08	449	649	3.95	250	125.05	1.37	645	332.08	1.41	
令和 2 年度	634	258.24	1.12	445	669	4.12	238	125.28	1.44	646	310.55	1.32	
令和3年度	615	256.73	1.14	438	572	3.58	224	124.11	1.52	599	370.94	1.70	
原単位 採用値		_	1.08	_		4.10	_		1.40		_	1.49	

3) し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

生活排水処理形態別人口の予測結果に、し尿及び浄化槽汚泥処理量の原単位を乗じて、目標年度におけるし尿量、浄化槽汚泥処理量を予測します。

生活排水処理形態別人口の予測結果を表3-18に示します。

また、し尿量及び浄化槽汚泥処理量の予測結果を表3-19及び図3-5に示します。

表3-18 生活排水処理形態別人口の予測結果

	区 分	実	績	見通し		
			H29	R3	R9	R14
行	政区域内人口(10月1日)	(人)	10,320	9,944	9,638	9,387
年	間日数	(⊟)	365	365	366	365
1	計画処理区域内人口	(人)	10,237	9,856	9,555	9,304
	②水洗化•生活排水処理人口	(人)	8,790	8,642	9,151	9,304
	(1)合併処理浄化槽	(人)	498	438	410	401
	(2)下水道	(人)	8,034	7,980	8,741	8,903
	(3)農業集落排水施設	(人)	258	224	0	0
	③水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		679	599	197	0
④非水洗化人口		(人)	768	615	207	0
(5)	計画処理区域外人口	(人)	83	88	83	83
6)生活排水処理率:②/①×100	(%)	85.9	87.7	95.8	100.0

表3-19 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測結果

	次の10 でが次の方に指力が及び重めが高端へ							
		区分	実	績	見通し			
				H29	R3	R9	R14	
収	集	• 運搬料	(kL)	1,522	1,324	804	600	
	U	·尿	(kL)	321	257	82	0	
	浄	化槽汚泥	(kL)	1,201	1,067	722	600	
		合併処理浄化槽	(kL)	719	572	615	600	
		農業集落排水施設	(kL)	126	124	0	0	
		単独処理浄化槽	(kL)	356	371	107	0	
1	人	1日あたりのし尿量	(L/人日)	1.14	1.14	1.08	1.08	
1	人	1日あたりの浄化槽汚泥量	(L/人日)	2.29	2.32	3.25	4.10	
	合	併処理浄化槽	(L/人日)	3.96	3.58	4.10	4.10	
	農	業集落排水施設	(L/人日)	1.34	1.52	0.00	0.00	
	単	独処理浄化槽	(L/人日)	1.44	1.70	1.49	0.00	

注:1人1日あたりの浄化槽汚泥=浄化槽汚泥量÷浄化槽汚泥収集・運搬人口(合併処理浄化槽、農業 集落排水施設、単独処理浄化槽で処理している人口の合計)÷年間日数

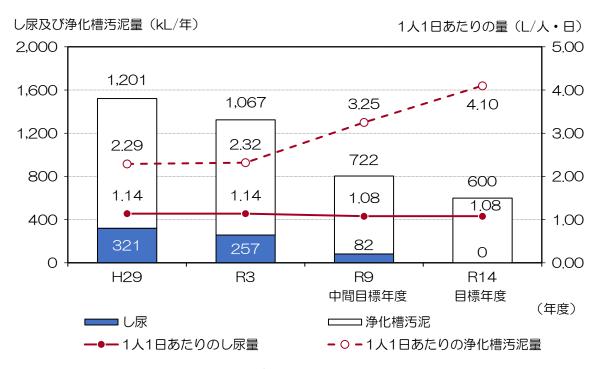


図3-5 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測結果

4. 施設整備に関する事項

1)下水道の整備

本町の下水道事業は処理区域内に立地する既存家屋については整備が完了しているが、その区域内でも下水道へ接続せず、合併処理浄化槽も使用していない世帯があることから、「個別訪問によるお願い」、「定期的な説明会の開催」、「下水道等事業の情報公開」などを実施し、下水道への接続促進を行います。

2) 合併処理浄化槽の整備

下水道区域外の地区については、広報紙等への「合併処理浄化槽の補助金制度」などの情報を掲載し、合併処理浄化槽の設置を推進します。また、「水洗便所等改造資金融資あっせん制度」も継続し、環境の保全とともに快適な生活を目指します。

3)農業集落排水施設の整備

本町の農業集落排水施設は、鹿塩地区において平成11年より供用を開始しており、整備が完了しています。そのため、老朽化対策への投資の増大が懸念されており、公共下水道への接続に向けた準備を進めます。接続が実現されるまでは、適切な処理と維持管理に努めます。

5. し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項

1) 浄化槽における適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の適正な維持管理(法定検査、保守点検、汚泥引抜)を啓発活動等により促進します。

2) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬

農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥と、汲み取り便槽からのし尿は、従来どおり、許可業者により収集・運搬を行います。

また、合併処理浄化槽の設置・転換、農業集落排水施設の整備等、収集運搬を取り 巻く状況の変化も予想されるため、効率性等を勘案した合理的な収集運搬体制の検討 を継続します。

3)中間処理·資源化計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設である緑ヶ丘クリーンセンターにおいて今後も適正な処理を継続します。

6. その他生活排水の処理に関する必要な事項

1)発生源対策の促進

調理くずの回収、廃食用油の適正処理、洗剤等の適量使用等、家庭でできる発生源対策について、啓発活動や情報提供を行い、発生源対策を促進します。

2)環境に対する意識の向上

施設見学会の開催、環境保全に係る広報・啓発活動、環境学習を推進し、町民の環境保全意識の向上に努めます。

3)町民・事業者・行政の協働

環境に関するイベントを開催し、環境に対する意識を高め、町民、事業者、行政が 一体となって環境保全に取り組みます。

資料編

資料編

ごみ処理関係	
1. 将来人口の設定	資料-1
2. ごみ排出量のトレンド予測	資料−2
3. ごみ発生量の将来推計(現状のまま推移)	資料-11
4. ごみ発生量の将来推計(施策実施後の推移)	資料-13
生活排水処理関係	
5. 処理形態別人口のトレンド予測	資料-15
6 処理形能別人口 1.尿及び浄化槽汚泥の予測結果ごみ排出量のトレンド予測	沓魁−21

1. 将来人口の設定

ごみの排出量の推計及び生活排水処理の推計に用いた本町の将来人口の設定過程を示します。

年		川辺町人ロビジョン (改訂版) (令和3年3月)			ごみ処理基本計画 (10/1時点)			生活排水処理基本計画 (4/1時点)		
		推計	対前年比	実績人口	将来人口	採用人口	実績人口	将来人口	採用人口	
2012	平成24年	10,498	-	10,745	_	10,745	10,697	_	10,697	
2013	平成25年	10,452	ı	10,701	ı	10,701	10,641	_	10,641	
2014	平成26年	10,406	ı	10,558	ı	10,558	10,537	_	10,537	
2015	平成27年	10,360	-	10,563	-	10,563	10,485	_	10,485	
2016	平成28年	10,303	ı	10,446	ı	10,446	10,382	_	10,382	
2017	平成29年	10,245	-	10,368	-	10,368	10,320	_	10,320	
2018	平成30年	10,187	ı	10,311	ı	10,311	10,280	_	10,280	
2019	平成31年	10,129	-	10,261	_	10,261	10,146	-	10,146	
2020	令和2年	10,071	-	10,133	-	10,133	10,072	_	10,072	
2021	令和3年	10,021	-	10,027	_	10,027	9,944	-	9,944	
2022	令和4年	9,971	0.995	-	9,977	9,977	-	9,894	9,894	
2023	令和5年	9,921	0.995	-	9,927	9,927	-	9,844	9,844	
2024	令和6年	9,871	0.995	-	9,877	9,877	-	9,794	9,794	
2025	令和7年	9,821	0.995	-	9,827	9,827	-	9,744	9,744	
2026	令和8年	9,768	0.995	-	9,774	9,774	-	9,691	9,691	
2027	令和9年	9,715	0.995	ı	9,721	9,721	ı	9,638	9,638	
2028	令和10年	9,661	0.994	-	9,667	9,667	-	9,584	9,584	
2029	令和11年	9,608	0.995	-	9,614	9,614	-	9,531	9,531	
2030	令和12年	9,555	0.994	_	9,561	9,561	-	9,479	9,479	
2031	令和13年	9,509	0.995	-	9,515	9,515	-	9,433	9,433	
2032	令和14年	9,463	0.995	-	9,469	9,469	-	9,387	9,387	

注1:採用値は前年人口に対前年比を乗じて算出しました(各年整数値丸め)。

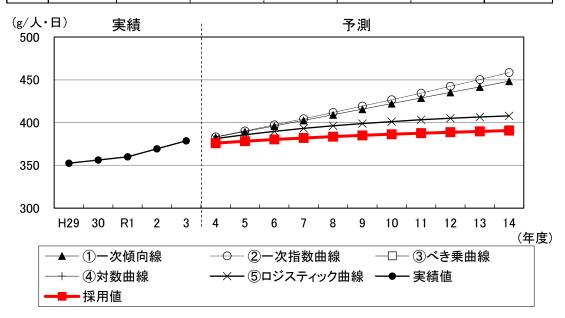
注2: ごみ排出量の推計は、10/1時点の実績人口を元にした値、生活排水処理の推計は4/1時点の実績人口を元にした値を使用しました。

2. ごみ排出量のトレンド予測

1)生活系可燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は増加傾向であったことから、将来も増加傾向が続くと予測
	します。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用しま
	す。

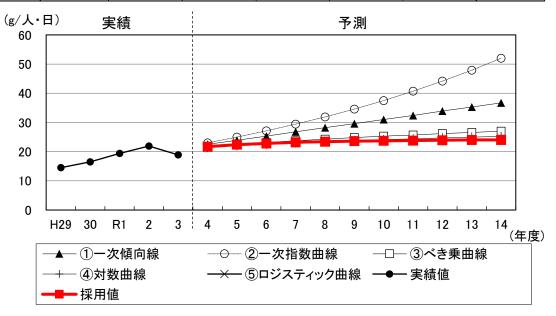
(g/人·日) 予測値 年度 実績値 採用値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 ⑤ロジスティック曲線 H29 352.5 30 356.3 360.0 R1 369.3 2 3 378.7 381.3 4 383.0 383.3 376.0 375.9 375.9 5 389.5 390.2 378.4 378.3 385.8 378.3 6 396.1 397.3 380.5 380.3 389.7 380.3 7 402.6 404.5 382.4 382.0 393.2 382.0 8 409.1 411.8 384.0 383.6 396.2 383.6 385.5 385.1 398.9 9 415.7 419.2 385.1 10 422.2 426.8 386.9 386.4 401.2 386.4 428.8 434.5 388.2 387.6 403.3 387.6 11 12 435.3 442.4 389.4 388.7 405.0 388.7 13 441.8 450.4 390.5 389.7 406.6 389.7 14 448.4 458.5 391.6 390.7 407.9 390.7 y=k/ $y=a \cdot x^b$ 推計式 $y=a+b\cdot x$ y=a+b•logx y=a•b^x (1+a•e^{-bx}) 343.74000 344.22282 348.93465 定数 a 349.12846 0.22401 0.04137 定数 b 6.54000 34.68997 0.14738 1.01808 収束値 k 417 決定係数 0.95545 0.92073 0.95117 0.82258 0.81543 (相関係数²) 決定係数順位 2 1 4 5 3 4 数值順位 2 5 3



2) 生活系不燃ごみ

採用値	ロジスティック曲線
採用理由	実績は令和3年度に減少に転じたものの、過去5年間では増加傾向
	にあることから、将来も増加傾向が続くと予測します。本計画で
	は、最も緩やかに増加するロジスティック曲線を採用します。

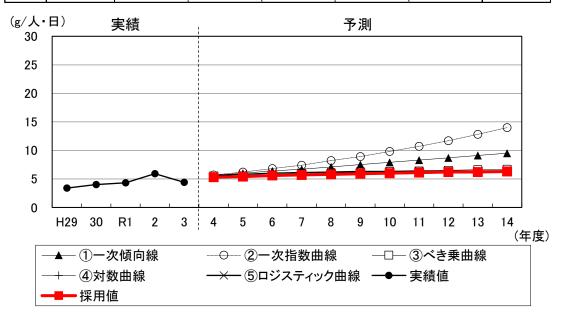
							(g/人·日)	
年度	実績値	予測値						
十戌	大視胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	採用値	
H29	14.5							
30	16.5							
R1	19.4							
2	21.9							
3	18.9							
4		22.5	23.0	21.7	21.4	21.7	21.7	
5		23.9	25.0	22.5	22.0	22.4	22.4	
6		25.3	27.1	23.1	22.5	22.8	22.8	
7		26.8	29.4	23.7	23.0	23.2	23.2	
8		28.2	31.9	24.3	23.4	23.4	23.4	
9		29.6	34.6	24.8	23.8	23.6	23.6	
10		31.0	37.5	25.3	24.1	23.7	23.7	
11		32.4	40.7	25.7	24.4	23.8	23.8	
12		33.9	44.2	26.2	24.7	23.9	23.9	
13		35.3	47.9	26.6	25.0	24.0	24.0	
14		36.7	52.0	27.0	25.2	24.0	24.0	
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	y=k / (1+a∙e ^{-bx})		
	定数 a	13.98000	14.15036	14.61993	14.56267	0.77434		
	定数 b	1.42000	1.08471	0.22068	8.84321	0.32841		
	収束値 k					24		
	決定係数 (相関係数²)	0.62637	0.58758	0.72384	0.74019	0.70195		
	決定係数順位	4	5	2	1	3		
	数值順位	2	1	3	4	5		



3)生活系粗大ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	新型コロナ感染症の影響により、実績は令和2年度に増加したもの
	の、令和3年度は令和元年度と同程度の排出量になったことから、
	5年間の実績を用いて推計を行いました。本計画では、最も緩やか
	に増加する対数曲線を採用します。

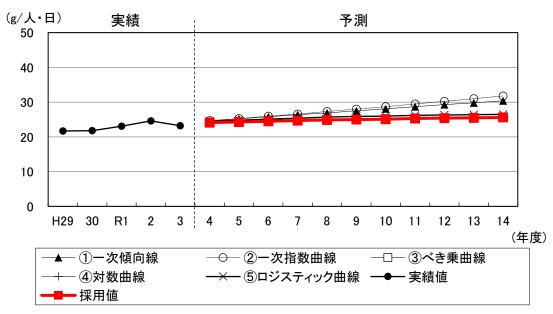
							(g/人·日)
年度	実績値	予測値					
+ 皮	天根胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	採用値
H29	3.4						
30	4.0						
R1	4.3						***************************************
2	5.9						
3	4.4						***************************************
4		5.6	5.7	5.3	5.3	5.6	5.3
5		6.0	6.2	5.5	5.4	5.8	5.4
6	0	6.4	6.8	5.7	5.6	6.0	5.6
7	0 0000000000000000000000000000000000000	6.7	7.4	5.9	5.7	6.1	5.7
8	0 0000000000000000000000000000000000000	7.1	8.2	6.0	5.8	6.2	5.8
9	0 0000000000000000000000000000000000000	7.5	8.9	6.2	5.9	6.3	5.9
10	0 0000000000000000000000000000000000000	7.9	9.8	6.3	6.0	6.3	6.0
11		8.3	10.7	6.4	6.1	6.4	6.1
12		8.7	11.7	6.5	6.2	6.4	6.2
13		9.1	12.8	6.6	6.2	6.4	6.2
14		9.5	14.0	6.7	6.3	6.4	6.3
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b ^x	y=a•x ^b	y=a+b•logx	y=k/ (1+a•e ^{-bx})	
	定数 a	3.23000	3.29944	3.42522	3.39696	1.08286	
	定数 b	0.39000	1.09465	0.24427	2.41210	0.31262	
	収束値 k					6	
	決定係数 (相関係数²)	0.44474	0.41318	0.50764	0.51836	0.48632	
	決定係数順位	4	5	2	1	3	
	数値順位	2	1	3	5	4	



4)生活系資源ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	新型コロナ感染症の影響により、実績は令和2年度に増加したもの
	の、令和3年度は令和元年度と同程度の排出量になったことから、
	5年間の実績を用いて推計を行いました。本計画では、最も緩やか
	に増加する対数曲線を採用します。

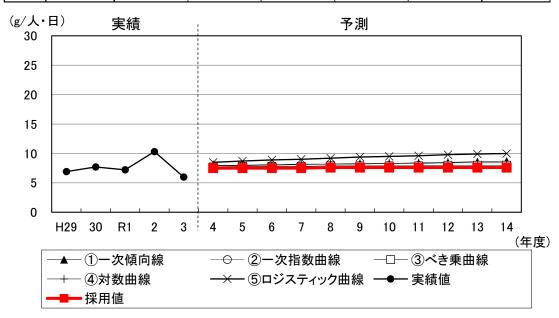
							(g/人·日)
年度	実績値	予測値					
十戊	天根胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	採用値
H29	22.2						
30	22.3						
R1	23.4						
2	25.1						
3	23.7						
4		25.1	25.1	24.6	24.6	24.9	24.6
5		25.7	25.8	24.8	24.8	25.3	24.8
6		26.2	26.4	25.0	25.0	25.6	25.0
7		26.8	27.1	25.2	25.2	25.9	25.2
8		27.4	27.8	25.4	25.3	26.2	25.3
9		28.0	28.5	25.5	25.4	26.4	25.4
10		28.6	29.2	25.7	25.6	26.5	25.6
11		29.1	29.9	25.8	25.7	26.7	25.7
12		29.7	30.7	25.9	25.8	26.8	25.8
13		30.3	31.4	26.0	25.9	27.0	25.9
14		30.9	32.2	26.1	26.0	27.0	26.0
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	y=k/ (1+a∙e ^{-bx})	
	定数 a	21.60000	21.63771	21.95480	21.93867	0.28968	
	定数 b	0.58000	1.02522	0.06284	3.36991	0.16478	
	収束値 k					28	
	決定係数 (相関係数²)	0.59943	0.59304	0.61878	0.61658	0.62417	
	決定係数順位	4	5	2	3	1	
	数值順位	2	1	4	5	3	



5)生活系陶磁器類

採用値	一次指数曲線
採用理由	実績は令和2年度に増加し、令和3年度は減少に転じました。本計
	画では、最も緩やかに増加する一次指数曲線を採用します。

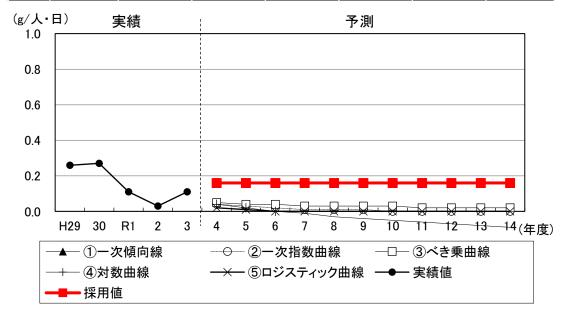
							(g/人·日)	
年度	実績値	予測值						
十戊	入順胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	採用値	
H29	6.9							
30	7.7							
R1	7.2							
2	10.3							
3	6.0							
4		7.9	7.5	7.7	8.0	8.5	7.5	
5		7.9	7.5	7.8	8.0	8.7	7.5	
6		8.0	7.5	7.8	8.1	8.9	7.5	
7		8.1	7.5	7.8	8.2	9.0	7.5	
8		8.2	7.6	7.9	8.2	9.2	7.6	
9		8.3	7.6	7.9	8.2	9.4	7.6	
10		8.3	7.6	7.9	8.3	9.5	7.6	
11		8.4	7.6	7.9	8.3	9.6	7.6	
12		8.5	7.6	8.0	8.4	9.8	7.6	
13		8.6	7.6	8.0	8.4	9.9	7.6	
14		8.7	7.6	8.0	8.4	10.0	7.6	
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	y=k/ (1+a∙e ^{-bx})		
	定数 a	7.38000	7.46873	7.24246	7.20392	0.56891		
	定数 b	0.08000	1.00114	0.03570	1.00059	0.09012		
	収束値 k					11		
	決定係数 (相関係数²)	0.00609	0.00603	0.02811	0.02903	0.00804		
	決定係数順位	4	5	2	1	3		
	数値順位	2	5	4	3	1		



6)生活系小型家電

採用値	過去5年間の平均値
採用理由	新型コロナ感染症の影響により、実績の令和元年度~3年度の排出
	量は減少しているが、将来にわたって排出量がゼロになることは
	ないと考え、本計画では、過去5年間の平均値が推移するものとし
	ました。

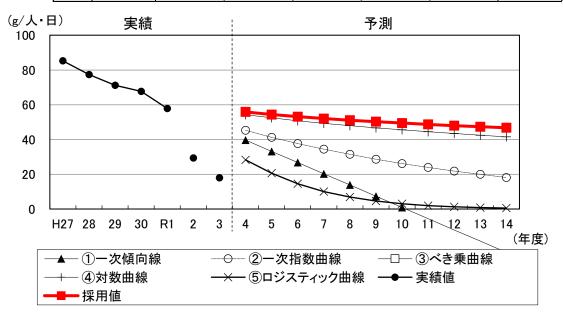
							(g/人·日)	
年度	実績値	予測值						
干及	夫棋胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	採用値	
H29	0.26							
30	0.27							
R1	0.11							
2	0.03							
3	0.11							
4		-0.01	0.04	0.05	0.04	0.02	0.16	
5		-0.06	0.03	0.04	0.02	0.01	0.16	
6		-0.11	0.02	0.04	0.00	0.00	0.16	
7		-0.17	0.01	0.03	-0.01	0.00	0.16	
8		-0.22	0.01	0.03	-0.03	0.00	0.16	
9		-0.28	0.01	0.03	-0.04	0.00	0.16	
10		-0.33	0.00	0.03	-0.05	0.00	0.16	
11		-0.38	0.00	0.02	-0.06	0.00	0.16	
12		-0.44	0.00	0.02	-0.07	0.00	0.16	
13		-0.49	0.00	0.02	-0.08	0.00	0.16	
14		-0.6	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.16	
	推計式	y=a+b•x	y=a ∙ b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	y=k / (1+a∙e ^{-bx})		
	定数 a	0.31800	0.39054	0.31461	0.28653	0.04803		
	定数 b	-0.05400	0.67586	-1.00164	-0.31389	-0.94494		
	収束値 k					0		
	決定係数 (相関係数 ²)	0.66393	0.70858	0.59585	0.68354	0.70018		
	決定係数順位	4	1	5	3	2		
	数値順位	5	2	1	4	2		



7)集団回収

採用値	べき乗曲線
採用理由	新型コロナ感染症の影響により、実績の令和2年度、3年度は集団
	回収があまり実施されなかったことから、令和2年度、3年度を除
	き、平成27年度から令和元年度の5年間で推計を行いました。本
	計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

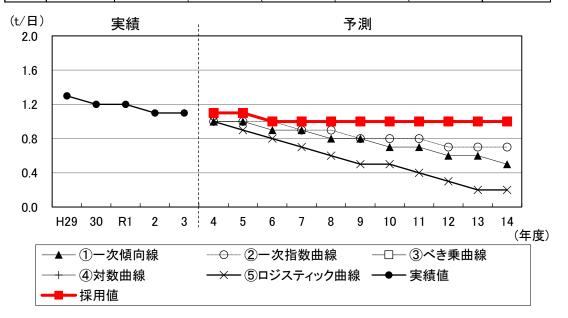
							(g/人·日)
年度	実績値			予測値			採用値
干及	夫 根胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	休用胆
H27	85.3						
28	77.4						
29	71.2						
30	67.7						
R1	57.9						
2	29.4						
3	18.0						
4		39.7	45.3	55.9	54.3	28.3	55.9
5		33.2	41.3	54.4	52.5	20.7	54.4
6		26.8	37.7	53.2	50.8	14.6	53.2
7		20.3	34.5	52.1	49.3	10.1	52.1
8		13.9	31.5	51.1	48.0	6.9	51.1
9		7.4	28.7	50.3	46.7	4.6	50.3
10		1.0	26.2	49.5	45.6	3.1	49.5
11		-5.5	24.0	48.7	44.5	2.0	48.7
12		-12.0	21.9	48.0	43.5	1.3	48.0
13		-18.4	20.0	47.4	42.5	0.9	47.4
14		-24.9	18.2	46.8	41.6	0.6	46.8
	推計式	y=a+b•x	y=a•b ^x	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	y=k/ (1+a•e ^{-bx})	
	定数 a	91.25000	93.64733	87.81402	86.90197	0.07729	
	定数 b	-6.45000	0.91313	-0.21758	-36.07662	-0.42488	
	収束値 k					94	
	決定係数 (相関係数²)	0.98133	0.97739	0.91360	0.93545	0.96730	
	決定係数順位	1	2	5	4	3	
	数值順位	5	3	1	2	4	



8)事業系ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は減少傾向であったことから、将来も減少傾向が続くと予測
	します。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用しま
	す 。

							(t/日)
年度	実績値		,	予測値		***************************************	採用値
1 /2	X IX III	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	⑤ロジスティック曲線	7/17/II
H29	1.3						
30	1.2						
R1	1.2						
2	1.1						
3	1.1						
4		1.0	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1
5		1.0	1.0	1.1	1.1	0.9	1.
6		0.9	1.0	1.0	1.0	0.8	1.0
7		0.9	0.9	1.0	1.0	0.7	1.0
8		0.8	0.9	1.0	1.0	0.6	1.0
9		0.8	0.8	1.0	1.0	0.5	1.0
10		0.7	0.8	1.0	1.0	0.5	1.0
11		0.7	0.8	1.0	1.0	0.4	1.1
12		0.6	0.7	1.0	1.0	0.3	1.0
13		0.6	0.7	1.0	1.0	0.2	1.0
14		0.5	0.7	1.0	1.0	0.2	1.0
	推計式	y=a+b•x	y=a∙b ^x	y=a•x ^b	y=a+b•logx	y=k/ (1+a•e ^{-bx})	
	定数 a	1.33000	1.33624	1.30302	1.30081	0.09104	
	定数 b	-0.05000	0.95876	-0.10565	-0.29051	-0.26452	
	収束値 k					1	
	決定係数 (相関係数 ²)	0.89286	0.89983	0.91567	0.91843	0.85380	
	決定係数順位	4	3	2	1	5	
	数値順位	4	3	1	1	5	



3. ごみ発生量の将来推計(現状のまま推移)

現況のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果の詳細を以下に示します。

						実	績										将来推計					
区分	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
三活系ごみ	(t/年)	1,962	1,930	1,889	1,889	1,816	1,783	1,787	1,774	1,709	1,646	1,789	1,791	1,783	1,778	1,772	1,772	1,761	1,754	1,747	1,745	1,73
可燃ごみ	(t/年)	1,326	1,344	1,348	1,384	1,352	1,334	1,341	1,352	1,366	1,386	1,369	1,374	1,371	1,370	1,368	1,370	1,363	1,360	1,356	1,357	1,35
不燃ごみ	(t/年)	40	44	36	40	42	55	62	73	81	69	79	81	82	83	83	84	84	84	83	84	8
粗大ごみ	(t/年)	20	17	16	16	14	13	15	16	22	16	19	20	20	20	21	21	21	21	22	22	2
資源ごみ	(t/年)	107	99	92	93	85	84	84	88	93	87	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	ę
アルミ缶	(t/年)	5	3	3	4	3	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
スチール缶	(t/年)	2	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
飲料用ビン	(t/年)	43	41	37	38	33	31	32	30	32	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	2
ペットボトル	(t/年)	16	17	16	15	15	14	13	18	18	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	1
発泡トレイ	(t/年)	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
その他プラスチック	(t/年)	31	31	29	28	27	27	27	28	30	31	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	3
蛍光管	(t/年)	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
使用済み乾電池	(t/年)	7	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
 陶磁器類	(t/年)	27	30	30	26	27	26	29	27	38	22	27	27	27	27	27	27	27	27	27	26	2
使用済み小型家電	(t/年)	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
処理困難物	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
集団回収	(t/年)	442	396	367	329	295	270	255	218	109	66	204	198	192	187	182	179	175	171	168	165	16
- 事業系ごみ	(t/年)	435	426	461	467	485	476	442	429	418	385	402	403	365	365	365	366	365	365	365	366	36
可燃ごみ	(t/年)	421	426	441	422	430	440	404	400	381	334	366	367	333	333	333	333	333	333	333	333	33
不燃ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
粗大ごみ	(t/年)	14	0	20	45	55	36	38	29	37	51	36	36	32	32	32	33	32	32	32	33	3
粗大ごみ(可燃)	(t/年)	14	0	17	40	46	30	27	25	24	33	29	29	26	26	26	26	26	26	26	26	2
粗大ごみ(不燃)	(t/年)	0	0	3	5	9	6	11	4	13	18	7	7	6	6	6	7	6	6	6	7	
- 	(t/年)	2,397	2,357	2,350	2,356	2,301	2,259	2,229	2,203	2,127	2,031	2,191	2,194	2,148	2,143	2,137	2,138	2,126	2,119	2,112	2,111	2,09

4. ごみ発生量の将来推計(施策実施後の推移)

施策を行った場合の推計結果の詳細を以下に示します。

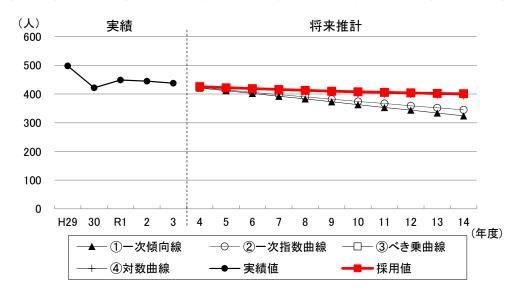
						実	績										将来推計					
区分	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
生活系ごみ	(t/年)	1,962	1,930	1,889	1,889	1,816	1,783	1,787	1,774	1,709	1,646	1,789	1,763	1,726	1,693	1,661	1,632	1,594	1,561	1,526	1,498	1,460
可燃ごみ	(t/年)	1,326	1,344	1,348	1,384	1,352	1,334	1,341	1,352	1,366	1,386	1,369	1,325	1,272	1,223	1,166	1,112	1,052	996	939	886	828
不燃ごみ	(t/年)	40	44	36	40	42	55	62	73	81	69	79	81	82	83	83	84	84	84	83	84	8
粗大ごみ	(t/年)	20	17	16	16	14	13	15	16	22	16	19	20	20	20	21	21	21	21	22	22	22
資源ごみ	(t/年)	107	99	92	93	85	84	84	88	93	87	90	109	128	146	172	197	222	246	270	295	318
アルミ缶	(t/年)	5	3	3	4	3	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
スチール缶	(t/年)	2	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
飲料用ビン	(t/年)	43	41	37	38	33	31	32	30	32	28	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
ペットボトル	(t/年)	16	17	16	15	15	14	13	18	18	16	17	20	24	27	32	36	41	45	50	54	59
発泡トレイ	(t/年)	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	3	3	3	4	5	5	6	6	7	-
その他プラスチック	(t/年)	31	31	29	28	27	27	27	28	30	31	32	47	62	77	97	117	137	156	175	195	213
蛍光管	(t/年)	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	0.8	0.9	0.9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
使用済み乾電池	(t/年)	7	3	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
陶磁器類	(t/年)	27	30	30	26	27	26	29	27	38	22	27	27	27	27	27	27	27	27	27	26	20
使用済み小型家電	(t/年)	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
処理困難物	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
集団回収	(t/ 年)	442	396	367	329	295	270	255	218	109	66	204	200	196	193	191	190	187	186	184	184	18:
 事業系ごみ	(t/年)	435	426	461	467	485	476	442	429	418	385	402	403	365	365	365	366	365	365	365	366	36
可燃ごみ	(t/ 年)	421	426	441	422	430	440	404	400	381	334	366	367	333	333	333	333	333	333	333	333	33:
不燃ごみ	(t/ 年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
粗大ごみ	(t/ 年)	14	0	20	45	55	36	38	29	37	51	36	36	32	32	32	33	32	32	32	33	32
粗大ごみ(可燃)	(t/ 年)	14	0	17	40	46	30	27	25	24	33	29	29	26	26	26	26	26	26	26	26	20
粗大ごみ(不燃)	(t/年)	0	0	3	5	9	6	11	4	13	18	7	7	6	6	6	7	6	6	6	7	
 総排出量	(t/年)	2,397	2,357	2,350	2,356	2,301	2,259	2,229	2,203	2,127	2,031	2,191	2,166	2,091	2,058	2,026	1,998	1,959	1,926	1,891	1,864	1,82

5. 処理形態別人口のトレンド予測

1)合併処理浄化槽人口

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は減少傾向であるが、公共下水道を整備する区域以外の地域
	において、合併処理浄化槽の普及に努めています。よって、本計画
	では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用します。

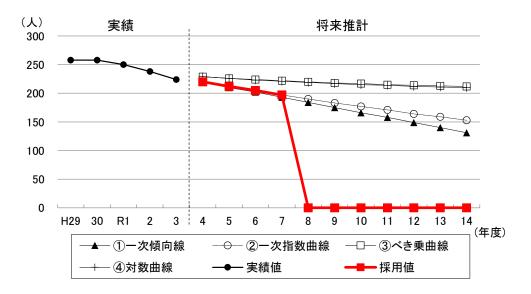
						(人)
年度	実績値		予测	削値		採用値
十戊	大順胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	体力性
H29	498					
30	422					
R1	449					
2	445					
3	438					
4		421	423	426	425	426
5		412	415	422	421	422
6		402	406	419	417	419
7		392	398	416	413	416
8		383	390	413	410	413
9		373	382	410	407	410
10		363	374	408	404	408
11		353	367	406	402	406
12		344	359	404	400	404
13		334	352	402	398	402
14		324	345	401	396	401
	推計式	y=a+b•x	y=a •b [×]	y=a•x ^b	y=a+b•logx	
	定数 a	479.50000	478.03899	477.95035	479.24455	
	定数 b	-9.70000	0.97984	-0.06363	-69.36516	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.28887	0.29540	0.46139	0.45010	
	決定係数順位	4	3	1	2	
	数値順位	4	3	1	2	



2)農業集落排水処理施設

採用値	一次指数曲線
採用理由	実績は減少傾向であり、今後も減少傾向が継続すると考えられる
	が、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一
	次指数曲線を採用します。なお、令和8年度以降は下水道への接続
	を予定しています。

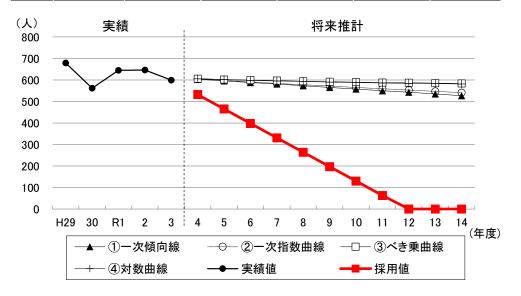
(人) 予測値 年度 採用値 実績値 ①一次傾向線 ②一次指数曲線 ③べき乗曲線 ④対数曲線 H29 R1 推計式 y=a+b•x y=a•x^b y=a+b•logx y=a•b^x 定数 a 272.00000 273.48702 265.07287 264.48977 定数 b -8.80000 0.96432 -0.08120 -45.42598 収束値 l 決定係数 0.90977 0.89735 0.72189 0.73867 (相関係数²) 決定係数順位 数值順位



3) 単独処理浄化槽人口

採用値	令和12年度までに0人
採用理由	政策論的な判断から単独処理浄化槽人口はなるべく早くなくなる
	ことが望ましいことから、「川辺町下水道事業経営戦略プラン・川
	辺町農業集落排水事業経営戦略プラン」を踏まえ、令和12年度ま
	でに0人を目指すこととします。

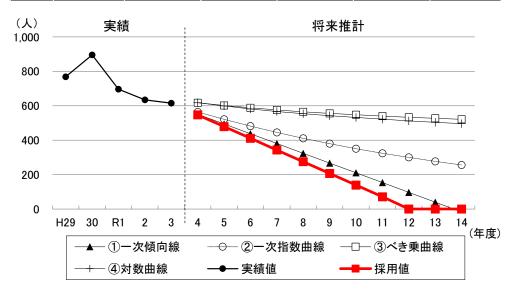
						(人)
年度	実績値		予測	則値		採用値
十尺	大領地	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	沐川區
H29	679					
30	562					
R1	645					
2	646					
3	599					
4		603	604	606	605	532
5		596	598	602	602	465
6		588	591	599	598	398
7		581	584	597	595	331
8		573	578	594	593	264
9		565	572	592	590	197
10		558	565	590	588	130
11		550	559	588	586	63
12		543	553	587	584	0
13		535	547	585	583	0
14		527	541	584	581	0
	推計式	y=a+b•x	y=a •b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	
	定数 a	649.00000	646.07352	647.58724	650.01121	
	定数 b	-7.60000	0.98892	-0.03735	-57.26103	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 ²)	0.06880	0.06940	0.12158	0.11901	
	決定係数順位	4	3	1	2	
	数値順位	4	3	1	2	



4)し尿汲み取り人口

採用値	令和12年度までに0人
採用理由	政策論的な判断からし尿汲み取り人口はなるべく早くなくなるこ
	とが望ましいことから、「川辺町下水道事業経営戦略プラン・川辺
	町農業集落排水事業経営戦略プラン」を踏まえ、令和12年度まで
	にO人を目指すこととします。

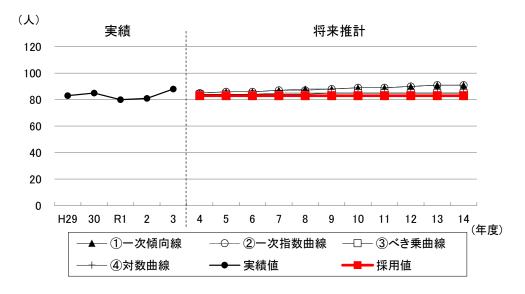
						(人)
年度	実績値		予測	削値		採用値
十尺	大順胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	沐刀胆
H29	768					
30	896					
R1	696					
2	634					
3	615					
4		551	564	618	618	547
5		495	521	602	599	479
6		438	482	588	582	411
7		381	445	576	567	343
8		324	411	565	554	275
9		267	380	556	542	207
10		211	351	548	532	139
11		154	324	540	522	71
12		97	300	533	512	0
13		40	277	527	504	0
14		-17	256	521	496	0
	推計式	y=a+b•x	y=a •b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	
	定数 a	892.20000	906.16202	844.81075	841.05252	
	定数 b	-56.80000	0.92402	-0.17437	-286.77759	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数²)	0.61733	0.60171	0.44800	0.47950	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数值順位	4	3	1	2	



5)計画処理区域外人口

採用値	過去5年間の平均値
採用理由	計画処理区域外人口は今後も大きく増加することはないことか
	ら、本計画では、過去5年間の平均値が推移するものとします。

						(人)
年度	実績値		予測	削値		採用値
十尺	大傾胆	①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	体力型
H29	83					
30	85					
R1	80					
2	81					
3	88					
4		85	85	84	84	83
5		86	86	84	84	83
6		86	86	84	84	83
7		87	87	84	85	83
8		88	87	84	85	83
9		88	88	85	85	83
10		89	89	85	85	83
11		89	89	85	85	83
12		90	90	85	85	83
13		91	91	85	85	83
14		91	91	85	85	83
	推計式	y=a+b•x	y=a •b [×]	y=a∙x ^b	y=a+b•logx	
	定数 a	81.60000	81.64853	82.55514	82.54055	
	定数 b	0.60000	1.00690	0.01002	2.06680	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数²)	0.08738	0.08899	0.03196	0.03159	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	1	1	3	3	



6. 処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥の予測結果

公共下水道の水洗化人口を調整人口とし、行政区域内人口一(合併処理浄化槽人口、農業集落排水施設、単独処理浄化槽人口、非水洗化人口、計画処理区域外人口)=公共下水道の水洗化人口とします。 また、1人1日当たりし尿量、合併処理浄化槽汚泥量、農業集落排水施設汚泥量、単独処理浄化槽汚泥量の推計は、過去5年間の平均値とし、それぞれの収集・運搬量を算出しています。

区分		実績									見通し											ltt. tv.	
区 方		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	備考
行政区域内人口(10月1日)	(人)	10,697	10,641	10,537	10,485	10,382	10,320	10,280	10,146	10,072	9,944	9,894	9,844	9,794	9,744	9,691	9,638	9,584	9,531	9,479	9,433	9,387	(1) 将来人口(4月1日に基づく予測)
年間日数	(日)	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2) 年間日数
①計画処理区域内人口	(人)	10,595	10,537	10,436	10,390	10,296	10,237	10,195	10,066	9,991	9,856	9,811	9,761	9,711	9,661	9,608	9,555	9,501	9,448	9,396	9,350	9,304	(3) = (4) + (8) + (9)
②水洗化·生活排水処理人口	(人)	7,839	8,109	8,710	8,744	8,735	8,790	8,737	8,725	8,711	8,642	8,732	8,817	8,902	8,987	9,069	9,151	9,232	9,314	9,396	9,350	9,304	(4) = (5) + (6) + (7)
(1)合併処理浄化槽	(人)	④に含む	④に含む	575	530	507	498	422	449	445	438	426	422	419	416	413	410	408	406	404	402	401	(5) トレンド予測
(2)下水道	(人)	7,547	7,814	7,863	7,949	7,970	8,034	8,057	8,026	8,028	7,980	8,086	8,183	8,278	8,374	8,656	8,741	8,824	8,908	8,992	8,948	8,903	$(6) = (1) - (5) - [(7) \sim (10)]$
(3)農業集落排水施設	(人)	292	295	272	265	258	258	258	250	238	224	220	212	205	197	0	0	0	0	0	0	0	(7) トレンド予測、R8に下水道に接続
③水洗化·生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	(人)	④に含む	④に含む	795	749	702	679	562	645	646	599	532	465	398	331	264	197	130	63	0	0	0	(8) R12までに0人
④非水洗化人口	(人)	2,756	2,428	931	897	859	768	896	696	634	615	547	479	411	343	275	207	139	71	0	0	0	(9) R12までに0人
⑤計画処理区域外人口	(人)	102	104	101	95	86	83	85	80	81	88	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	(10) 平均 83 人
⑥生活排水処理率(%):②/①×100		74.0	77.0	83.5	84.2	84.8	85.9	85.7	86.7	87.2	87.7	89.0%	90.3%	91.7%	93.0%	94.4%	95.8%	97.2%	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	$(11) = (4) \div (3)$
し尿処理施設計画収集人口	(人)	3,048	2,723	2,573	2,441	2,326	2,203	2,138	2,040	1,963	1,876	1,725	1,578	1,433	1,287	952	814	677	540	404	402	401	(12) = (13) + (14)
し尿 汲み取り	(人)	2,756	2,428	931	897	859	768	896	696	634	615	547	479	411	343	275	207	139	71	0	0	0	(13) = (9)
浄化槽汚泥	(人)	292	295	1,642	1,544	1,467	1,435	1,242	1,344	1,329	1,261	1,178	1,099	1,022	944	677	607	538	469	404	402	401	(14) = (15) + (16) + (17)
合併処理浄化槽	(人)	④に含む	4に含む	575	530	507	498	422	449	445	438	426	422	419	416	413	410	408	406	404	402	401	(15) = (5)
農業集落排水施設	(人)	292	295	272	265	258	258	258	250	238	224	220	212	205	197	0	0	0	0	0	0	0	(16) = (7)
単独処理浄化槽	(人)	④に含む	④に含む	795	749	702	679	562	645	646	599	532	465	398	331	264	197	130	63	0	0	0	(17) = (8)
区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
収集•運搬量	(kL)	2,031	1,862	1,754	1,630	1,553	1,522	1,496	1,382	1,363	1,324	1,255	1,185	1,110	1,039	870	804	737	670	605	603	600	(18) = (19) + (20)
し尿	(kL)	507	467	412	380	346	321	293	276	258	257	216	189	162	135	108	82	55	28	0	0	0	$(19) = (13) \times (2) \times (24) /1000$
浄化槽汚泥	(kL)	1,524	1,394	1,342	1,250	1,207	1,201	1,202	1,106	1,104	1,067	1,039	996	948	904	762	722	682	642	605	603	600	(20) = (21) + (22) + (23)
合併処理浄化槽	(kL)	857	802	850	741	710	719	756	649	669	572	638	633	627	623	618	615	611	608	605	603	600	(21) = (15) × (2) × (26) /1000
農業集落排水施設	(kL)	127	127	126	123	127	126	126	125	125	124	112	109	105	101	0	0	0	0	0	0	0	$(22) = (16) \times (2) \times (27) /1000$
単独処理浄化槽	(kL)	540	466	367	386	371	356	320	332	311	371	289	254	216	180	144	107	71	34	0	0	0	$(23) = (17) \times (2) \times (28) /1000$
1人1日あたりのし尿量	(L/人日)	0.50	0.53	1.21	1.16	1.10	1.14	0.90	1.08	1.12	1.14	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	(24) 平均 1.08
1人1日あたりの浄化槽汚泥量	(L/人日)	-	-	2.24	2.21	2.25	2.29	2.65	2.25	2.28	2.32	2.42	2.48	2.54	2.62	3.08	3.25	3.47	3.75	4.10	4.10	4.10	(25) = (20) \div (14) \div (2) /1000
合併処理浄化槽	(L/人日)	-	-	4.05	3.82	3.84	3.96	4.91	3.95	4.12	3.58	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	4.10	(26) 平均 4.10
農業集落排水施設	(L/人日)	1.19	1.18	1.27	1.27	1.34	1.34	1.34	1.37	1.44	1.52	1.40	1.40	1.40	1.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		(27) 平均 1.40、R8以降は0とした。
単独処理浄化槽	(L/人日)	_	-	1.26	1.41	1.45	1.44	1.56	1.41	1.32	1.70	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	1.49	0.00	0.00	0.00	(28) 平均 1.49、R12以降は0とした。